

# 資料編

第1	トイレ事件簿 .....	263
第2	阪神・淡路大震災における仮設トイレの 提供支援の状況 .....	266
第3	阪神・淡路大震災から得た もう一つの教訓と課題 .....	270
第4	阪神・淡路大震災——学校避難所の記録 .....	283
第5	米国の災害放送 .....	290
第6	関係法令・条例等 .....	297
第7	関係省庁の防災業務計画（抄） .....	303
第8	わが国の地震史 .....	325
第9	トイレ問題の新聞報道 .....	326
第10	主な参考文献・図書 .....	337



炊き出しボランティア（提供：神戸市）



被災者を励ます屋台村（提供：神戸市）



バレンタインデーの元町商店街  
(H7.2.13)



活気を取り戻しつつある元町商店街  
(H7.2.13)



■各国の仮設トイレ



韓国



アメリカ (オリンピック)



上海 (中国)



マレーシア



フィンランド



ノールウェイ

(写真提供：Mr. John J.Babcock)

## 第1 トイレ事件簿

ここでは、トイレの影の面—トイレに関係した事件にスポットを当ててみたい。1980～89年7月までの朝日新聞と千葉日報の縮小版に載った事件であるが、これを類型してみると、性別関連事件、子ども関連事件、乗り物関連事件、予期せぬ事故事件などに大別される。これらの事件の紹介とともに事件としてのトイレ災害への対応についても考えてみたい。

### 1 浄化槽や仮設トイレ等に関連した事件

まず、性別関連事件をみると、1981年（昭和56）4月29日に女性が起こした事件についてだが、この事件は結構マスコミで騒がれたので記憶している人も多いと思うが、不義の子どもの遺体を新婚旅行の出発に際し、成田空港のゴミ箱に棄てたまま素知らぬ顔で米国へ旅立ったというものである。

また、1987年12月8日の朝日新聞によれば午前10時過ぎに東京都ある市の下水道ポンプ場の建物内のゴミ除去装置に、嬰兒の死体が引っ掛かっていたというのである。嬰兒は身長29cmで40cmの臍帯がついたままの状態であった。

さらに、汲み取りトイレの中から乳児の死体が発見（1984年5月9日 千葉日報）。同様に嬰兒の死体の発見（1985年12月24日 千葉日報）。1988年8月21日の朝日新聞朝刊にも、新潟県でくみ取り清掃業者が嬰兒死体を発見などの記事もある。

嬰兒や乳児ばかりでなく大人の死体遺棄の場ともなっている事件も紹介したい。男性の起こした事件ではあるが、栃木県某郡の団地内にあるマンホールの中から、女性の白骨体を発見。遺体の女性は40～50歳ぐらいだそうだが、死亡して1～2年ぐらいたっていたというのである（1986年5月29日 朝日）。

また、夫が妻を殺しその遺体をバラバラにして、ホテルの浄化槽に棄てたというものもある（1986年5月31日 千葉日報）。新潟市のホテル飲食店員Aさん（49歳）のバラバラ死体の発見。このホテルから東へ5キロ離れたところの、ホテルの浄化槽からもAさんの肉片や皮膚の一部が出てきた（1986年5月26日 朝日）。このように、ごみ箱や下水処理、くみ取りトイレ、浄化槽などは格好の死体遺棄の場であることが分かるだろう。

災害時にはこうしたことは起こらないと言われるかもしれないが、阪神・淡路大震災のように数カ月におわたる避難生活と生活の不穏な状況下においてはプライバシーを保持する絶好の場がトイレであったことは事実である。長期化した悲惨な生活が続いてくれば、平常時のトイレが引き起こす問題も当然引き起こす場となっていくことだろう。特に、仮設トイレは撤去、撤収をすることが分かっている上、利用者の限定が難しい場合にはこう

したことも全く起こらないと、誰も言い切れないだろう。

さらに、仮設トイレに関してはこんなこともある。1987年3月21日午後1時ごろ東京都某区のある空き地に置いてあった仮設トイレから出火した。仮設トイレの85個中59個が1時間足らずで焼けた。調べでは、小学校1年生ぐらいの男の子が走り去ったことが分かった。火遊びではないかということである（1987年3月22日 朝日）。こうしたこともあるので、仮設トイレにおけるくみ取りトイレ・循環浄化型トイレなどの利用の際に調子不良時の対処にも十分留意する必要もあるし、不要になった仮設トイレの処分は早急に手配することも重要だろう。

### 2 乗り物とトイレ事件

乗り物に関連したトイレ事件（1980～89年7月までの朝日新聞と千葉日報新聞の縮小版から調べる）をみると、列車のトイレ事件は1981年10月18日に新幹線の「ひかり7号」の3号車後部のトイレに時限爆破の装置が設置されたという事件報道があった。また、上野駅～大宮駅間を走行している東北新幹線「あおば211号」のトイレ内で1987年2月28日に時限式発火装置が破裂した事件というものもある（1987年3月1日 朝日）。

飛行機の爆破事件はかなり発生しているようであるが、有名なものをいくつか紹介したい。

あのタイ機爆破事故もそうである。タイ国際航空620便エアバスA300機の爆発が1986年10月29日に起こった。このタイ機爆破事故は機体後部左翼側トイレ内のダストボックスの破損が特にひどく、爆発物はここで破裂したらしいということである。航空機の事故に関して、1986年10月29日の朝日新聞の夕刊に「死角だった空のトイレ」という見出しでこれに関する記事が掲載されている。次はその引用である。

「これまでも航空機のトイレ内では、爆発や放火騒ぎが相次いでおり、安全対策上の死角になっている。そのために、航空関係者らは「空港での搭乗前の危険物チェックを強化するしかない」と頭を抱えているということだ。日本国内でもこれまでに航空機のトイレが犯行の舞台となった事件が起きている。

昭和34年1月に山口県上空を航行中の全日空ダグラスDC3機の男性乗客（31歳）が客室後部ドアの安全装置を引き抜いて開け、飛び下り自殺をした。機内のトイレから、この乗客のものとみられる不発のダイナマイト27本の他、発火した跡のある導火線と爆発した雷管が見つかったが、便器が凹んだ程度で惨事はまぬがれた。

また、機内で焼身自殺や放火を凶ったケースもある。昭和53年10月に、熊本発東京行きの東亜国内航空DC9機が、高度8,000メートルの大分空港上空にさしかかった時、薬品会社員（41歳）がトイレ内にベンジンをまいて火をつけ自殺を凶り、3週間の火傷をおった。さらに、昭和57年7月には北海道の太平洋上空を飛行中の日航DC10機のトイレで米国人印刷工（28歳）が放火を凶り、成田航

空署員に航空危険罪で緊急逮捕されている。

この他、トイレは関係ないが、日本人乗客が巻き込まれた爆発事件として昭和57年8月、ハワイ上空を航行中に成田発ホノルル行きのパンアメリカン航空のジャンボ機の例がある。この事件では座席後部で爆発が起き、日本人の高校生が一人死亡、15人がけがをした。座席の下付近にダイナマイトがグリセリンのように爆発物が仕掛けられた、とみられている。

日航 DC10機の放火事件では、2人の女性乗務員が犯人の異常な言動に気づいて、それとなく監視。火災発生後もベテラン機長の的確な判断と乗務員の冷静なチームプレーで客室内のパニックを未然に防いだ。客室で笑顔のサービスをしながら、いかに挙動不審な乗客を見つけていかが大切という教訓を学んだが、トイレは場所が場所だけに実際の防止対策は立てにくい。今回のタイ航空事故に関連して、日航関係者は「トイレに爆発物を持ち込まれ、中からロックされたら手の出しようがない。X線やボディチェックなどの乗客の手荷物検査がルーズな空港もあり、きちんとやってもらえない」。

結局、航空機の安全対策は空港でのチェックに鍵があるということだが、その後も爆破事件は起きている。

1987年12月3日には「蜂谷真由美」で有名な大韓航空機事件が起きている。これもトイレで爆破物を仕掛けたかどうか明確には分からないが、飛行機爆破事件には違いない。他にも航空機の事件は幾つかある。

1989年7月2日午前11時前に、日本航空成田支店から新東京空港署に「太平洋上を飛行中のホノルル発成田空港行き日航1085便の最後部左側トイレで2度に渡って火災があった」と届けがあったという。同機は同10時59分、成田空港に無事着陸。同署は失火、放火の両面から捜査。調べでは、一度目の火災が発生したのは午前5時ごろ（日本時間）で、トイレがこげ臭く、煙りが出ているのにスチュワーデスが気づき、ゴミ投入口から火が出ているのが見えたため、消火器で消し止めた。燃え滓の中にたばこの吸殻があり、ゴミの袋が溶けていた。機内アナウンスで「トイレのゴミ箱にたばこの吸殻を捨てないように」乗客に呼びかけた。また、このトイレのドアを閉められないように、入り口に「立ち入り禁止」の張り紙を出したが、火災に気づいた乗客はほとんどいなかったということである。大事に至らなくてよかった一件であるが、乗り物に限らず喫煙とゴミ箱のチェックは深い関係があることが分かる。

ちなみに、トイレと喫煙については東京都某市の地下1階と地上1階の間のトイレから出火し、段ボールやトイレットペーパーが燃えたボヤ騒ぎがあった。この出火に気づいた従業員らによって、消火器で火を消し止め客は外に避難させ大事にはいतरなかつた。調べではトイレの洗い場から出火したらしく、たばこの火の投げ捨てか、放火の可能性があるということである（1987年3月30日 朝日）。このように、たばこは個人の嗜好品だが、

火事の原因にしばしばなるので、たばこの始末は各自で責任を十分もって管理することは重要である。

事故について、柳田邦男氏はその著書の中で『事故を考えると、事故を防ぐために何が足りなかったのかをのすべてを明らかにし、そこから明日への有効な対策を具体的に考え出すことなのである。システムを強くするということはそういうことである』<sup>1)</sup>と述べ、こうした発想と着眼をもって事に当ることが重要だと言っている。まさに、そのとおりだろう。

### 3 子ども関連事件と模倣事件との関係

子どもは、多くの場合トイレトレーニングやトイレに置き去りや捨て子にされて被害者になることが多い。しかし、「いじめ」は子ども同士の闘いで起きるが被害者や加害者となって、トイレでのリンチ、かつあげはよく起きる場所である。その中の一つ、あの“葬式ごっこ”事件は被害者の13歳（中学生）は公衆トイレで洋服掛けのフックにビニール紐をかけ、首を吊っていた（1985年10月1日 朝日新聞）トイレの事件である。

仮設トイレでのフックの使用に関しては懐中電灯やラジオ、女性の生理用品小物等を入れる袋をつるしたり、障害者や老人等への応急つかまり手綱等を急遽作る場合もあるかもしれないので、フックのようなものが全くいらないということではない。フックは通常それほど強い重みには耐えないようにしていると聞いているが、今後もその方向で新製品開発には対応していくべきだろう。

次に、あの有名な「グリコ・森永事件」を模倣したトイレ事件もある。

1件目は、中学3年生の男子がうっふんばらしにデパートを脅迫。『爆発物をトイレに仕掛けた』と予告文を差し出した（1985年3月31日の朝日）。

2件目は、横浜市の無職の男（20歳）と静岡出身の無職の男（19歳）の2人が新聞や雑誌の記事を張り「スーパーマリオだ。一千万円出せ。雪印の中に毒薬を入れ、各地にばらまくことにした」と脅迫文を支店に送り届けた。犯人たちは電話で近くのパチンコ店のトイレに現金を置くように指示。張り込んでいた警察にまもなく逮捕されたが、犯行動機は「グリコ・森永事件」にヒントを得たというのである（1986年7月31日 朝日）。

3件目は、大人の脅迫模倣事件で、某市の製菓工場を主婦（43歳）が脅迫している。工場長宛てに『同封のチョコレートを検査してください。12日午前11時半、県立某病院二階の女子トイレに20万円入れておくこと。取引きは一回限り。12時に取引きが完了しないとスーパーに（毒入り）チョコレートをばらまく』という脅迫文と、チョコレートを同封して、速達便が送りつけられた。約束の時間に汚物入れの中に、現金に見せ掛けた包みをつくり待ち伏せした。犯人は衣服の中にそれを隠しもち出てきたところを、御用（1986年8月31日 朝日）。



「グリコ・森永事件」は「かい人21面相」と名乗り、巧みな演劇的犯罪を展開したが、子どもたちはそれにあやかり、あたかも劇画の主人公になった自己満足を見出すために犯行を企てたのである。「演出事件」は一見、誰でも簡単に目的が成功するような錯覚を感じるのか、その真意はわからないが、幸い何ごともなく逮捕され、安泰である。このようにトイレは死角になることで事件に巻き込まれていることは分かる。それはオウム事件での都内の男性トイレに劇薬をおかれたことでも記憶に新しいだろう。特に、女性トイレの汚物入れ(ごみ箱)はトイレの中の最も死角になる空間となるようであり、災害予防のためにも気を付けなければならない盲点ではないかと考える<sup>2)</sup>。

#### 4 予期せぬトイレ事故

人間はいつどんな事故に出くわすかわからない不慮の事故が4件ある。

一件目は、主婦がスーパーのトイレに入り鍵が開かなくなり閉じこめられたことに気づかず保安警備員は鍵を掛けてしまった。その主婦はトイレの中で一昼夜そのまま放置された。翌朝叫び声に気づき救出されたというものである(1982年11月5日 朝日)。

2件目は、1987年6月8日午後2時20分ごろ東京都の日原鍾乳洞で起きた事故である。鍾乳洞の駐車場にあるトイレ西側のつばめ岩と呼ばれるがけから落石してきた。この落石が女子トイレのトタン屋根をつき破り、中にいた埼玉県の主婦(48歳)の頭に直撃して即死。何とも防御しようのない事故だが、公衆トイレの設置位置、安全性の検討を示唆しているようである。特に、災害時対応における仮設トイレの設置場所の選択においても十分留意しなければならないことを暗示している。

3件目は、子どもはトイレの窓に登って遊ぶことはないかと大人は思う。ところが、3歳の男の子が保育園の3階と4階の間にあるトイレの窓に登り遊んでいた。まもなく、高さ1.2mのトイレの窓から10.7mの地下に転落。幸いにも高さ60cmのごみ箱に一旦落ち、それから地上になげだされたが、子どもは打撲し重体だが、一命は取り止めた(1985年10月8日 千葉日報)。大人がまさかと思う場所も遊び場になってしまう。そうした点では、子どもは遊びの天才。保育する上にも十分気をつけなければならないが、建築段階から保育園のような子どもの施設は安全性をより考えなければならない。その上で子どもたちに事の是非を教えることが大切である。

4件目は、子どもの事故死。栃木県某市で社員の長男のYちゃん(2歳)が浄化槽の中で遺体となって発見。Yちゃんは1988年4月28日、市営の公園で園外保育中に行方不明となった。同公園のトイレ浄化槽で30日午後4時53分に遺体で発見。これはYちゃんがわずかに開いた

浄化槽の蓋の上に乗って遊んでいて誤って転落した「事故死」と断定したというものである。

一昔前は「肥えつば」に落ちて一命を落としていたことはよく聞かすが、マンホールは「現代版の肥えつば」といっても差し支えないだろう。このマンホールを阪神・淡路大震災の時に応急時利用に開放し、手軽な緊急措置として好評であったこともあり、震災対応型公衆トイレにはマンホール開放タイプの導入が多く取り入れられようとしている。それだけに日常時のマンホールの維持管理のあり方を厳重にチェックしていかなければYちゃんの事故のみならず、段差の苦手な高齢者や近視等の視力の弱い者まで落ちることのないように、十分留意しておかなければならないだろう。地下に大きな貯留空間があることは、災害対応には好ましいが、一度、蓋を開けば不慮の事故を起こすことを十分予測して設備の管理、住民意識も啓発・啓蒙しておかなければならないであろう。(小野 清美)



公共トイレの内部

(参考文献)

- 1) 柳田邦男著「死角・巨大事故の現場」(新潮社)
- 2) 小野清美「女のトイレ事件簿」(TOTO BOOKS)

## 第2 阪神・淡路大震災における仮設トイレの提供支援の状況

### 1 阪神・淡路大震災における某メーカーの緊急トイレ対応レポート

ここに掲げるものは阪神・淡路大震災において仮設トイレ支援や給水支援を実施したH社のレポートである。

#### (1) 震災後3日間のトイレ対応

平成7年1月17日

午前5時46分 大地震発生。

午前9時をもって神戸市に電話不通。

午前9時50分 神戸市災害対策本部に仮設トイレ提供を電話。

当日での仮設トイレに対する問い合わせ、入電せず。

午後4時頃国会議員に対応に対するアクション依頼。

平成7年1月18日

午前7時頃国会議員から神戸市より直ちに対応依頼ある旨の入電。

午前8時 神戸市より搬入依頼あり。

午前8時20分 第一便の出荷（仮設トイレ50棟）。

午前8時40分頃から神戸市からの各区役所あての依頼入電。

・・・・・・ 一宮町に50棟の依頼即答あり。

午後2時頃神戸市議会議長から手配に対するお礼の入電。

午後2時頃大阪府に対しての協力の申込み。

平成7年1月19日

配送及び配送準備に対して、1月17日より24時間態勢にて手配態勢をとる。

医療機関に対してポータブルトイレ500台余 NHKとの協力により海路神戸に搬入。

大阪府との協力により簡易上水器と小型給水ポリタンク4トントラック一車を兵庫県防災臨時センターに搬入。

#### (2) 仮設トイレの設置状況

災害発生72時間にて下記箇所にトイレを設置。

神戸市須磨区 神戸マリスト学園—5・須磨浦小学校—5・西須磨浦小学校—5・下中島公園—3・東須磨小学校—5・他—30

長田区 長楽小学校—3・高取台小学校—5・若松公園—2・真陽小学校—10・宮川小学校—3・長田区役所—5・南尻池公園—7・真野小学校—5・神楽小学校—3・兵庫高校—20・御蔵小学校—5・丸山中学校—3・高速長田駅前—10・他—45

兵庫区 兵庫工業高校—10・本町公園—3・兵庫中学校—5・兵庫区社会保険事務所—5・大開小学校—3・大開通5丁目交差点—5・湊川中学校—5・平野小学校—5・夢野小学校—5・野中学校—5・東山小学校—5・他—45

中央区 神戸大学付属病院—30・山の手小学校—5・北野小学校—5・二宮小学校—5・摩耶兵庫高校—10・雲中小学校—5・若葉小学校—5・春日野小学校—3・宮本小学校—5・港島幼稚園—3・神戸女子短大—5・他—45

灘区 西郷小学校—5・西灘小学校—3・灘小学校—10・灘区役所—5・福住小学校—5・六甲小学校—3・摩耶小学校—3・篠原公園—2・神戸海星病院—7・鷹匠小学校—2・成徳小学校—5・他—70

東灘区 御影小学校—10・御影高校—5・御影中学校—5・住吉小学校—5・友生養護学校—2・甲南小学校—3・御影北小学校—5・住吉小学校—5・石屋川公園—2・渦が森小学校—2・本山第一小学校—10・本山第二小学校—5・森会館—6・本山南小学校—5・福池小学校—5・本庄小学校—7・魚崎小学校—5・他—55

他市町村 一宮町（淡路島）—50・西宮市—20・芦屋市—15・宝塚市—100・尼崎市—10  
病院関係—570・民間及び企業—550

#### (3) 緊急トイレ対応の教訓

上記の市町村に対して、神戸市及び大阪府の指示によって50棟から5棟の単位にて設置。避難所に何人いるのか全く判明していなかったために、最小限の単位で多くの場所に設置することを優先。

特に、今回阪神高速道路の欠壊によって道路が麻痺状態となり、大阪から神戸まで6～7時間を要する渋滞となり、避難者に多大なる迷惑不便を与えたことは、今後の震災に対してのあらゆる面での反省点や教訓を提起した。

今回当社が手配したトイレの数量は、自治体及び民間企業からの要請とラジオによる呼びかけに対する住民からの注文を含めて、有償無償を問わずトータルして2,000棟程度になるが、結果として、当社が何棟出荷したかではなく、果して被災者に十分対応出来たか否かが問題であろう。

トイレに対する要請が震災後24時間以上経過していたこと。要請時から約6～7時間後にトイレの設置という



ことで、震災発生から約30時間以上被災者はトイレをどうしたのか、パニック状態とはいえ、生活の一部を割愛する事も不可能であり、今後の震災時トイレ対策への取組みは大変重要であると言える。

今回の当社の震災直後からの動きは、兵庫県及び神戸市への担当部署への電話・代議士への連絡要請・大阪府への電話・民放での呼びかけといったものでしたが、電話の不通という予想もされない事態から、思うように事が進まなかったといえる。

要請に対してトイレを運んでも何処に設置するか判らず、市役所や区役所に持ち込み、そこで担当者の指示を受けるといった段取りになったものの、担当者が見つからず2時間近く待機することも発生した。

設置場所に関しては後日区役所を訪問し、避難場所を確認し、設置した場所を全て巡回、約1週間の巡回で当社トイレの設置場所の確認を終え、汚物の回収指示が可能となった状態である。このことも事前に避難場所を確定し、予想避難者の数を割り出しておけば、何処に何棟といった具合に要請できたものと思われ、このことも今後の対策への提言になるものと思われる。

#### (4) 震災時の救急災害用トイレに関する提案

- ① 阪神・淡路大震災は数多くの教訓を会得したが、あれほどの震災は有り得ないだろうし、建物、施設の耐震構造化の普及もあることだし……と、月日と共にとかく過去の出来事として棚の隅に放置しがちなのが現状である。

火山帯の上に位置する私どもの国土・火山帯の上で生活する国民、私どもはもっと身近に日常茶飯の常備対策として震災対策を認識する必要があるし、公共機関においても日常業務の状態で常に組み込まれていなければならないことといえよう。

- ② そこで、我々はトイレ業者として、阪神・淡路大震災での数多くの教訓を基に緊急災害用トイレの企画提案をしていこうと思っている。

まず、震災によって道路の寸断・上下水道の破損・停電・ガスの寸断等が発生した。もちろん家屋の倒壊もあったがトイレについて考えると上下水道の破損により、水洗トイレが使用不可能になった。汲取り式トイレは使用可能ではあるが、道路寸断によりバキューム車の巡回が不可能となり、処理施設の破壊及び電気水道の事故もあり、結果としては汲取り式トイレも使用不能となってしまった。

幹線道路の寸断によって、当社のレンタル用仮設トイレを積載したトラックも現地に何時到着するか判らない状態だった。

現地では、仮設トイレの設置場所の指定が明確でなく、どこに設置するのか当方では全く不明で、役所前にひとまず搬入し、そこで指示を頂戴すること

になった。しかし、指示系統がマチマチで、折角仮設トイレ等を搬入しても被災者の待つ場所に設置するのがかなり遅れた状態となってしまった。

また、被災者が何処にどの程度いるのか掴めない状況だったから、仮設トイレの必要数も定かでない状態だった。

このような状況結果から分析すると、事前の準備と対策が必要であると思われる。

#### ③ 今後の課題

- a 緊急避難所と目される場所に、どの程度の被災避難者が集まるかの予測人数に基づく緊急用トイレが保管されていること。
- b 道路状況から、搬入する数量を最小限に押さえること。
- c 非水洗式で当座バキューム車を必要としない機能・形態であること。
- d 情報・連絡系統が確立されていること。

前記4点に関して

- a) により考えられることは、

緊急避難場所と目される場所が、居住地域からかけ離れた場所では困る。現実には居住地域内の小公園・広場が利用され、後日指定場所へ移転した人々も多数ある。

今回の震災では、学校が指定されていたが、距離的にそこまでは避難できず、指定地以外の公園や広場を利用された方々が多数おられた。

しかし、そのような場所には公的に手配されたトイレがなく、個々にトイレを発注されるか、穴を掘ったり、マンホールの上を仮のトイレにされた状態である。衛生上の問題は二の次である。同じ地域住民でありながら、トイレ利用上公平な扱いを得られない状態を作ること、絶対に許される問題ではない。

したがって、現実の居住地域を完全に把握した上で、避難可能地域を選定し、許容人数を設定し、日常の通知として居住者に指定避難場所を周知させることが必要である。

避難者は自宅から200~300m程度だったら抵抗はないが、500~1000m以上になると避難自体が大変になる。緊急用トイレを通常保管する場所を中心に1km~2km以内の避難場所を1ブロックとして考えると、保管場所からトイレを運ぶのに少々障害はあっても、さほど時間を要する必要もない。

必要最小限の数量を確保しておくことによって、追加搬入・設営を要するトイレを他の地域から時間をかけて運び込んでもパニックになる事態は防げるはずである。

都心部では、駐車場はもちろん、小スペースの空き地は一時避難場所になる。自社の前に被災者が来

ては困ると耳に挟むことがあります。勤務時間中でしたら自分にかかる問題でもある。一時避難のため自社ビルの前庭や駐車場に避難待機していても、トイレを利用するために建物内に入ることになると思われる。しかし、水道の破裂や下水の破裂で利用できない場合、どうなるか。数棟の備蓄トイレは、日ごろ疎んじていても、備蓄の効果は大きいはずである。

b) a)の内容と関連するが、他の地域からの搬入数を最小限にする条件で、保管数を計算する必要がある。

しかし、常備保管数が判明しても保管場所がないのが現状である。新設学校や公園が今でも新設されているが、設計段階で組み込むということは殆どなされていない状態と見受けられる。一般の建物にしても同様である。

今後の保管場所の新設に関しては絶対必要条件として備蓄用の仮設トイレ組み込む必要があると思われる。ライフワーク必要最小限を保管する必要がある。

c) 非水洗でバキュームのひ必要がないものとしては、薬品を利用し水分と固形物を分離する方法、薬品によって固形化する方法、ビニール袋を便槽として使用する方法、地面を掘って埋め込む方法などがあるが、異臭の発生や、衛生上の問題をクリアする必要もある。

汚物の回収を必要とするものの保管方法も考える必要があるのではないか。

d) 情報・連絡システムの確立については、

阪神・淡路大震災の時、最も困ったのが電話による連絡である。当方からの発信は全く現地に出来ず、公衆電話からの発信・携帯電話からの発信も通話できない状態で、現地からかかる電話を待つのみであった。これではどうしようもない。

より迅速によりの確に対応していくために、緊急避難指定場所の正確な位置を表示された地図を事前に頂戴したいと願っている。

頂戴しました地図を本社・倉庫・ネットワーク拠点に常備し、常に対応できる体制を作っておく計画である。

現実に各防災担当部局から資料を頂いていて、先方も当社の連絡先と当社のネットワーク事業部の連絡先、各個人の自宅・ポケベル・携帯電話の番号を伝えてある。

#### (参考)

#### 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書 (例)

A市(以下「甲」という。)と株式会社B(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)発生に際し、避難地等に仮設トイレ等の設備(以下「設備」という。)の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、甲の地域内に災害が発生した場合において、甲の指定する避難地に乙の保有する設備を供給することによって、災害時のA市民の保健及び環境衛生を保ち、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

#### (要請)

第2条 甲は、災害時における設備の確保を図る必要があると認めるときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話、口頭、又は電信等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする設備名及び数量
- (3) 設備の設置避難地
- (4) その他の必要な事項

2 要請連絡の責任者及び申請先については別表1に定める。

3 乙は、甲からの連絡手段が閉ざされた場合を考慮し、甲の地域内の災害情報を積極的に入手するよう最善の努力をするものとし、甲の地域内に災害が発生又は発生したと予想される場合には、要請の有無にかかわらず乙の社会的使命に基づき設備を供給するものとする。

#### (申請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、信義誠実の原則に則り、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努めるとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

2 乙は、陸路による設備の搬入が困難な場合を想定して、あらゆる搬入手段を検討するものとし、甲はこれに協力するものとする。

#### (設備の内容等)

第4条 設備の内容は、次の各号に定める。

- (1) 仮設トイレ(〇〇〇〇型)
- (2) 移動式仮設シャワー室(□□□型)

2 甲の要請により搬入、設置した設備の汚損、破損、紛失の責を乙は甲にこれを求めない。

#### (設備の料金)

第5条 設備の賃貸料は、災害発生直前における適正な料金を基準とし、乙は年度ごとに甲にその料金表を提出するものとする。



(災害情報等の提供)

第6条 乙は、第2条の規定に基づく設備搬送中に知り得た災害情報等を積極的に甲の担当部局等に提供するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙は、災害時における円滑な設備の供給が図られるよう災害に対処し得る設備並びに広域支援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとし、甲はそれに協力するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定は、平成〇年〇月〇日から有効とし、甲、乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し特に必要が生じた場合は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

A市〇〇町〇番〇号

A市長 △△△ ㊟

住所 〇〇市〇〇区

株式会社 B

代表取締役社長 ㊟

## 2 阪神・淡路大震災における仮設トイレ提供記録

### 1 神戸市

神戸市環境局—1995年2月25日現在

#### (1) 箱型トイレ

##### ア. 環境整備事業協同組合連合会関係

岐阜県環境整備事業協同組合(ベスト工業)(166)

三重県環境整備事業協同組合(20)

静岡県環境整備事業協同組合(107)

和歌山県環境整備事業協同組合(46)

岡山県環境整備事業協同組合(40)

新潟県環境整備事業協同組合(20) 計399基

##### イ. 地方公共団体関係

福井県(6)/島根県(4)/横浜市(32)/京都市(8)/小野田市(12) 計62基

##### ウ. 民間その他

富山県環境保全組合(30)/栃木県社会福祉協議会(福田機械店)(4)/大阪市・長谷工コーポレーション(120)/姫路市・大谷建設(27)/前田建設工業(40)/姫路市・播備(10)/大阪道路建設協会(東亜道路50、大林道路50)/日本橋梁建設協会(新日本製鉄10、巴50、

川田工業100、川崎重工23、高田機工(20)/日本水資源公団(日吉ダム作業所6、関西支社20)/浜松市・(株)海商100/東京・西原環境衛生研究所(100)/愛知県稲沢市・中村物流(株)(10)/愛知県岡崎市・渡辺設備3/大阪建設業協会(戸田建設10、徳倉建設10、南海建設(株)10、大末建設(株)10、(株)森本組16、日本鋼管工業(株)10、大豊建設(株)10)/(株)大林組(288)/(株)広興提供分(357)

計1,494基

#### (2) 組立て式トイレ

東京23区(435)/東京都・板橋区(100)/大阪市・三菱商事(107)/東京電力(100)/名古屋市・NTT東海支社(30)/東京都・三菱地所(10)/その他(33) 計815基

#### (3) 特殊なトイレ

大分市・(株)ミカサ(3)(回転式焼却)/大阪市・日本興機(株)(3水洗式)

計6基

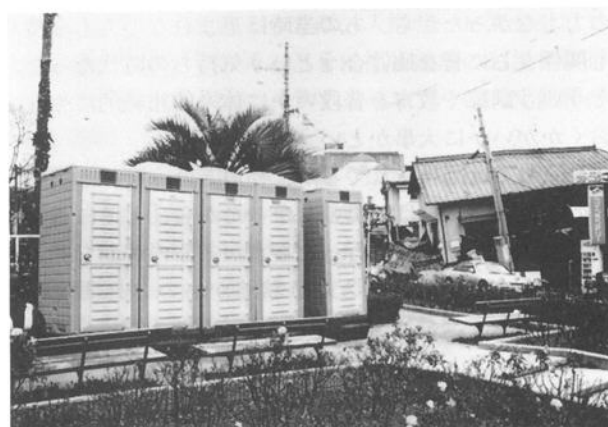
合計2,776基

\*合計数には自衛隊が静岡県から組み立て式トイレ200基の提供を受け、市内に設置したものやボランティア団体が独自に設置したものなどを含め合計3,041基設置された。

## 2 北淡町

年月日	業者等の名称	基数	有・無料の別
平成7.1.18	キタリース	42	レンタル分(有)
7.1.21	〃	8	レンタル分(有)
7.1.20	日本環境保健センター	6	無
〃	レンタルのニッケン	10	無
7.1.21	オリエンタル建設(株)	3	無
7.1.22	和歌山県清掃連合会	10	無
7.1.23	道路建設業協会関西支部	38	無
7.1.21	淡路清掃社	5	レンタル分(有)
〃	その他(㈱石田衛生)	3	無

(北淡町総務課の記録から)



被災した住宅街に設営された仮設トイレ(神戸市中央区中山手4丁目)(提供: (株)広興横浜)

### 第3 阪神・淡路大震災から得たもう一つの教訓と課題

ここでは、本研究会が神戸で実施した現地調査における意見交換会（平成8年8月10日）において参加者が語った内容の中から阪神・淡路大震災の教訓と課題に関するものを要約して紹介するものである。

なお、参加者は「序編第1章（総則）第4節1(1)(2)P 1～2」に掲げているとおりである。

#### 1 地域コミュニティの課題—地域コミュニティがしっかりしていれば助合いに威力を発揮する

近谷委員（神戸市環境局長） 行政は必ず何らかの責任を分担せねばならないが、あの震災時には、行政は、どこに高齢者や身体障害者がいるのか、どんな状態かといった情報すらなかった。市民はどこに避難したらいいのかを誰に聞いても「たぶん学校に行ったらいいのんと違うか。」という程度。ところが一方、「家から離れると物を盗られるから家を出るのがいや。一步も家を離れません。」という老人もいた。

でも、隣近所でのコミュニティがしっかりしていると、「あの家に寝たきりのお爺さんがいるから何とか世話したらなあかん。」といった形になる。震災後の3日間は行政の入る以前にその地域のコミュニティの助合いというものがものすごく威力を発揮する。つまり、隣近所の付き合いのないところでは「隣の人は出られましたか。」と聞くと「さあ、出たのと違う。」といった程度だが、コミュニティの良いところでは「隣のおじいさんは家族でまだ顔を見ないから家の中にいるのどちがうか。さあ、皆行って助けよう。」ということになる。

私の場合でも朝まだ暗い中で「親父がまだ出てない。顔を見ないけど壊れた家にいるのと違うか。助けに行きたろ。」ということで助けられた。コミュニティの隣保関係でずいぶんと違ってくる。

昭和20年の神戸大空襲を受けたとき、当時の行政は何の力もなかったから、あの当時は恵まれない人も金持ちも関係なしに皆な助け合うという気持ちの時代だった。そういう訓練や教育を普段いかに体系的組織的にやっておくかがいかに大事かということだ。

東京の方は訓練されてるが、神戸という町は水害の訓練のみで震災訓練はしていなかったから、「どこに避難したらいいのか、どこに行ったら水があるのか。」などという情報が全く入らないという状態がああ3日間だったね。

#### 2 地域防災拠点の課題—学校避難所のこと—

##### (1) 神戸空襲以来、避難先は学校だった

近谷委員 昭和20年の戦災で神戸がB29の爆撃を受けた



倒壊家屋の救助活動（写真提供：西宮市）

時には、どこで子供と親が散りじりになるか分からないから、親は子供に「その時はあそこの小学校に行っとくんやで。親は行方不明になったとしても必ず学校に行くから。」とそういうふうに躡けられたが、その者たちが今親になっているわけだ。だから、「何かあったらすぐに学校へ行け。」となる。

上委員（日本トイレ協会） 私たちも東京の家では近くの学校へ行こうということにしてる。

山下幹事（消防庁） 避難所としての受入れ側の管理運営のマニュアルも作っておかないといけないが……。

近谷委員 救援物資の避難所への配給もものすごく不公平だった。配給の当たらないところは何日間も当たらない。一方で食物でも、パン、おにぎりなど廊下などに山積みしているところもあった。

##### (2) 学校のプールの水の標準貯水量

小笠原教頭（前摩耶小学校） 今になって思えば、トイレ用の水も食料も予め貯めておかないといけないということになる。

森田係長（教育委員会） 神戸の学校のプールの水の標準貯水量は、小学校300トン、中学校400トン、高校500トンとなっている。防災指定校は平常の時でも2/3は貯水している。

##### (3) 新築校舎のトイレ対策、負担の問題

山下幹事 今、小学校が統合されたり、建て替えられて新しくなるということですが、震災の教訓を得て新しい学校が避難所になり、そのトイレが避難生活の一つの生活の場となるならばトイレはどういうことを念頭において作るのか。

森田係長 直接の担当ではないのでよく分からないが、文部省は、障害児教育としてまず障害児用の洋式のトイレを作ることにしている。モデル的、テスト的にやったらどうかということだ。

近谷委員 全国の学校に洋式トイレを作るとなると、文部省の補助金制度との兼ね合いから、超過分の市の負担



は膨大なものになる。

**山下幹事** 学校を防災拠点にするとなると教職員の職務の問題や防災拠点施設の整備経費の問題などが出てくる。

#### (4) 校長室、職員室、給食室、保健室は、避難者に絶対に開放しなかった

**小笠原教頭** 焚き火については、「火を使わないで。」ということを守ってもらっていた。だから、「それでは、我々は暖かい物を全然食べれないよ。」と言われた。しばらく経ってから運動場で炊き出しをしようということになり、給食に使う大きな鍋の古いのを三つ残していたから、それでいつもお湯を沸かすようにした。「お湯が要る時はいつでもお越してください。」ということにしていた。摩耶小学校では給食室は絶対に開けなかったから。

今から思えば、校長室、職員室、給食室、保健室を避難者に絶対に開放しなかったことは本当に良かったと思う。校舎への入室は1階から4階まで順番に対応した。校長室は教職員の対策本部として利用したし、保健室は必ず病気や怪我の避難者が来られるから、避難の方たちに「ここは医務室だから生活の場所ではありませんから、入ったらだめですよ。」と絶えず言っていた。救護所として使う目的をもって、病気の人が入るだけにして、治療に専念できるようにしていた。

こうした当初の混乱の中で、校長の適切な指示があって本当に助かった。ただね、私が震災の朝6時すぎに1人来て、それから9時30分に初めて1人の職員が単車で来たが、この3時間にどれだけ人が欲しかったことか。校長先生が来られたのは10時半で校長が来た段階からの確な指示が出て本当に助かった。結局、1日目は7人が出勤して、女性職員は2人という状態だった。

### 3 市役所の解放とトイレ

**小笠原教頭** 何カ月も市役所にも行けず、阪神高速道路が落下したということもテレビでしか見ていないし、市役所の様子を知らなかった。学校内の避難者への対応に精一杯で回りの状況（神戸の様子）を見る余裕はなかった。

**近谷委員** 最初は市役所や区役所では近くに住む避難者を庁舎に入れないということにしていたが、「避難できないやないか。」というので、開放すると本庁舎にもあつと言う間に避難者が入ってきた。

神戸市役所は河川敷の上に建っているから普段からトイレの水は地下水を使っていたので、本庁のトイレの水は出た。震災後も水は出たが、流すよりも入るほうが多くて本庁の水洗トイレも一週間もしたら「てんこ盛り」になった。

### 4 避難所における高齢者等に対する介護、保健衛生の課題

#### (1) 食中毒について

**山下幹事** 学校避難所では食中毒はなかったか。

**小笠原教頭** 食中毒はなかったが、一度だけ弁当の中のおかずがちょっとおかしいのではないかということがあって、すぐに回収して保健所に持っていったりしたこともあったが、弁当でお腹がおかしくなるということにはなかったようだ。

**近谷委員** 食中毒を出したら大変なことになるというので、弁当屋がずいぶん気を使っていたね。生ま物を入れないようにするから揚げ物のおかずばかりだった。余震の緊張感で腹痛も治ったみたいだ。

#### (2) 避難所の保健衛生について

**小野幹事** 保健所の衛生班はいつ避難所に入ったか。

**小笠原教頭** 区の保健所が一番最初に入ったのは1月22日だった。灘保健所が医師を連れて入ってきて診断して帰るというパターンだった。入った時には必ず調子の悪い人を診て帰っていった。保健所はパニックだったし、西市民病院はつぶれていた。摩耶小学校の避難所では死者は出なかった。

**小野幹事** 薬等は充分にありましたか。

**小笠原教頭** 震災の初期は薬品が足りない状況があったので、道という道はゴミの山になっていて蚊や蠅が多く発生していた。しかし、1月23日に福島 NGO の医療班の人たちが常駐するようになってからはこのことも解消した。そう、たくさんの薬品等を持参してくれたからです。うがい薬の配布と薬剤散布などは学校の判断でやった。うがい薬の配布と消毒用薬剤は洗面台において自由に使えるようにした。もちろん、トイレの消毒もできるようになった。

#### (3) 風呂と自衛隊

**小笠原教頭** 老人、身体障害者の人は入浴ができずに困っていた。ただ、障害者の方は、入浴サービスを受けていた。ボランティアの人とともに福祉施設のお風呂に行っていた。髪を洗うにはドライシャンプーは大変便利だったと聞いている。

摩耶小学校の避難所では、近くに地下水汲み上げの銭湯がオープンしていたので、避難してきた人はよくその風呂に入浴した。ただし、一人15分ぐらいの使用時間の制限があった。吾妻小学校の避難者たちは、自衛隊の風呂を利用させてもらっていた。ボランティアの人たちはシャワーだけですませていたようだ。水を使わないシャンプーはすぐに売り切れていた。とにかく、自衛隊の活躍はすごかった。フリーゲート艦は着岸できなかった。自衛隊は引き揚げるときにテントを置いていったが、三宮駅には「自衛隊ありがとう」の横断幕がかげられ

た。

因みに、避難所には県と区から一日一回職員が来たが、用心のためか必ず警察がついてパトロールカーも随行していた。



自衛隊の風呂 (提供：(株)優光社 山村武彦)

(4) 病人やケガ人への治療、人工肛門患者、透析患者  
小野幹事 (千葉県立衛生短大助教授) 病人やけが人は医療班だけの対応で間に合ったか。

小笠原教頭 医療班はとにかく病人やケガ人を先に治療していた。避難所で対処できない重症患者は学校独自の判断で病院や施設に転送した。診療と電話は便利がよかった。日が経つにしたがって、次第に避難所は落ち着いてきた。

日常的なことで意外に思ったのは、早朝の睡眠中の震災でコンタクトレンズをはずして寝ていたため、コンタクトレンズを無くして困った者が多くいた。

小野幹事 人工肛門患者や透析患者がいたか。

小笠原教頭 摩耶小学校の避難所では人工肛門や透析患者がいたのかどうか把握できる状況ではなかったが、保健所の張り紙が1月26日に来たので、それを張った。そのような人は指定医療機関に行くように指示した。

#### (5) ゴミ問題

小笠原教頭 ところで、環境局のゴミ収集車は最悪の状態の中で1日2回の割で来てくれた。ゴミの収集をしてくれて不潔にならないように配慮してくれて本当に助かった。現業の清掃職員が自分の家も壊れていたのによく頑張って震災後によく働いていた。

## 5 ボランティアについて

### (1) 救援ボランティアについて

小笠原教頭 摩耶小学校の場合は学生ボランティアが来ていたが、例えばその都度「1週間ほどの日程で来ました。」と不定期なボランティアが多かった。近所の人も「休みだから。」とボランティアに来てくれたけれど、これも不定期な人が多かった。しかし、学校の中の避難者の方



震災初期の生活ゴミ回収  
(提供：(株)優光社 山村武彦)

が自発的にいろいろ働いたから、何とかあった。ただ、民間からは日教組、連合、宗教団体などいろいろな組織ボランティアの人も来てくれた。

### (2) 医療ボランティア開業後の再開について

小野幹事 医療班は、避難所以外の近隣の病人にも対応してくれただか。

小笠原教頭 もちろん、近隣の病人にも対応してくれていた。近隣の方にも「お医者さんがいるから診てもらいに来てください。」と声をかけた。ところがある程度たつと、地元の医者が開業を再開したので、あまりやかましく言えなかった。医療ボランティアの方々が引き揚げ始めたのが2月末で、その一週間前あたりから開業を再開し始めたようだ。「開業医が再開し始めたので、我々も引き上げようか。」と言って引き揚げはじめた。4月からは罹災者証明を持参すれば無料で診てもらえるようになった。

近谷委員 開業医も家が潰れていたからね。

小笠原教頭 医療面のこうしたことの話し合いは難しい。つまり、区の医師会と医療ボランティアの医師たちのパトタッチの話合いが難しかったようだね。いろんな思いがからまって複雑だったようだ。

近谷委員 ボランティアの医師たちは、「地元で迷惑をかけるわけにはいかない。」と寝袋や食料を自前で持参してくれてあり難かった。

小野幹事 医務室に医療班が入ったのはいつ頃ですか。

小笠原教頭 摩耶小学校の校長が震災後の避難所の克明な記録(「資料編」第4)を残しています。それによりますと、1月23日に保健室に「関西 NGO」が入ってきて助けてもらった。医療ボランティアの方は常駐してくれた。最初は医師1名と看護婦が4名。それから医師が2名となったり、その時によって変わった。病気の人にはあまりにも多かったから記録は取っていない。もっとも避難生活の様子などは写真が撮れなかった。カメラも向けられなかった。

## 6 震災時の住民と行政の役割の明確化

井上求（神戸国際トイレピアの会代表） 今回、避難所から役所に寄せられた意見や苦情は沢山あった。しかし、行政の役割と市民のやるべきことがごっちゃになっていて、あるときには「こんな臭いトイレはいやだから交換しろ。」ということも言われていた。

そうすると、行政は一体どこまでやるのか、市民の方でやるのはどこまでかということはある程度明確にしておくべきではないか。「臭いトイレの交換を行政が対応しないといけないか。」ということも意見としては出てくる。おそらく災害緊急時の分散備蓄や広域応援協定などによってトイレ対策等をきちんとやっていけば少なくとも県の広域対応は可能となるだろうと思う。

避難所の生活の中では花が飾られていたことで避難の方々がほっとされたという話など、いろんな生活上の工夫をして避難所の施設をうまく使うのが市民や避難者の役割でもあるということを知ることが必要なのではないかと思う。

鶴田幹事（消防庁） 行政がやることを全て決めないほうがよいと思うが……。

井上代表 あまり震災時の役割を事細かに明確にする必要はない。例えば、震災後の最初の3日間をどうするかということについては、「緊急対応のトイレがあるからそれを使ってしのいでくれ。後は行政の方で使えるようにするから。」というようなことを決めておくといったように、行政としてするべきことについての何らかの意思表示を明確にしておくことが必要だろうと思う。

室崎委員（神戸大学工学部教授） 井上さんの話に関しては、行政のやるべきことは二つあると思う。

つまり、一つは、行政は、市民一人一人が自分で解決する力を事前にしっかり作っておいてあげること。行政としては「ここからはあなたの力でやってください。」というような震災時の応急に関する意識啓発をしておくことです。例えば、学校の運動場の素掘りトイレの穴の掘り方も知らない市民をそのままにするのではなくて、自分で穴も掘れる力をしっかりつけてあげるために行政が教育の場などを通じて教えていく。自分できちっとやれる市民、自立した市民を作るための努力を行政がしておくこと。そうしたらほとんどの人が自立した力を持つことができる。そのための援助がまず行政の役割だ。

二つ目に、高齢者や身体障害者のようにどうしても自分では解決できない人に対しては行政がどうサービスするかということ。応急の仮設トイレを備蓄しておいて必要とする所へ持って行く。どうしても自分の力でできない人に対して行政が何をやるかということではないか。

鶴田幹事 食料も仮設トイレもコストパフォーマンスの問題が避けて通れないが、教育面はやりやすい。

## 7 地域防災計画と避難所

(1) 地域防災計画での避難所指定を知らなかった

山下幹事 学校は広域避難所に指定されている場合が多いと思うが、市内に学校園はいくつありますか。

森田係長 当時は、市内の学校は345校あった(小学校173校、中学校84校(分校含む)、養護学校6校、市立高校12校、幼稚園71)。

近谷委員 この震災では私立が全て学校を開放してくれたし、県立高校も開放してくれたので、助かった。地域防災計画で指定された避難所だといっても、どこの学校も自分のところが広域避難所となっていることを知らなかった。



避難所となった灘高校（提供：㈱優光社 山村武彦）

(2) 地域防災計画の内容についての知識が不十分だった  
山下幹事 先生方は地域防災計画については知っていたか。

小笠原教頭 地域防災計画については、例えば防災指令一号、二号指令とはどういう状況になるのかは先生方にも指導していたが、三号については知らなかった。防災指令三号だと「どんな手段でもその日のうちに可能な限り出勤せよ。」ということすら知らなかった。

(3) 指定避難所の「鍵」を誰が持つかが大事である。大震災ではマニュアルどおりにはいかない

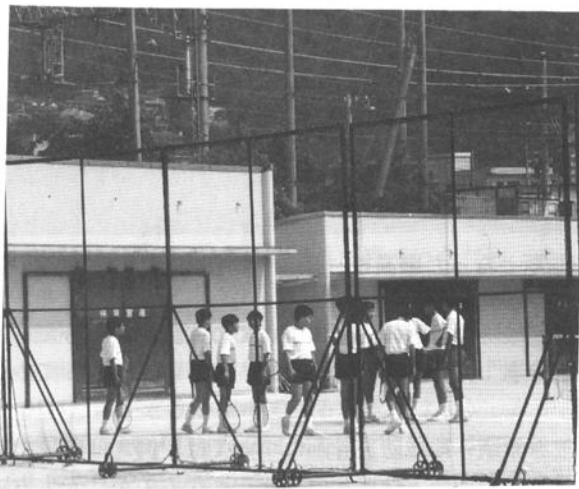
小笠原教頭 おもしろかったと思ったのは、摩耶小学校では平成6年11月末頃に「ここは緊急避難所ですので、玄関と体育館の鍵を貸してください。」と区から鍵を取りに来られたが、その1カ月後に阪神・淡路大震災が起きた。その時の職員は結局摩耶小学校に一回も来られていない。あの震災の時間帯の状況から考えると、一つの鍵の保管・利用のシステムに関しても、避難所の鍵は誰が持つかが非常に大事ではないかと思う。もちろん、いろいろな時間帯を考える必要もあるが……。

近谷委員 つまり、鍵の問題一つとっても、避難についての従来のマニュアルはまったく役に立たなかったということだ。マニュアルでは「地震だ、机の下にもぐれ。」と生徒に言うことになっているが、あの地震では机も吹っ飛んでいたからね。

## 8 学校避難所運営上の問題

### (1) 先生は学校避難所の運営がうまい。

近谷委員 先生たちはご自分ことは言いにくいと思うが、学校の避難所の維持管理は先生にとってものすごく負担だったと思う。日頃子供を班別にしたたり、管理的な規則を整えたり、そういうことには手慣れておられる。だから、この教室にそれぞれこれだけの人数の人を入れて、「あなたはこの教室ですよ。」などといったことは、日頃の教室運営と同様に教育の人はうまい。公民館ではモタモタして全然規律が整わなかったが、さすが学校の先生は大変うまいと感心した。授業以外のことであそこまでお世話になったことには本当に頭の下がる思いだった。



近くの小学校の講堂を借りて行った卒業式  
(3月14日 太田中・須磨区=千歳小で実施)

### (2) 学校の先生は、生徒に対して教育責任がある

室崎委員 学校の先生は大変だったと思う。学校には避難所としてこれからもお願いしたいと思うが、学校の先生は子供たちに責任を持つのが第一義的なことで子供たちのことだけを考えていけばよいという一方、「学校という空間」は地域の人たちに使っていただかねばならない。そうすると学校というものの運営とかは誰がやるのかという仕組みの問題が出てくる。

学校の先生が全て責任を持たなければならないかというそうではなくて、学校の先生は生徒に対して教育責任を持つのであるから、避難所としての運営は地域の人たちがやるのだという仕組みを作れば先生の負担は減るだろう。

### (3) 学校避難所に行かなくて済む対策が必要ではないか

室崎委員 もう一つは、学校の避難所に行かなくて済むようにするにはどうしたらよいか。トイレの問題にしても大勢行けばトイレの問題は避けて通れない。例えば、住宅の危険度判定で「この家は安全ですよ。」と通告する制度をきちんとして「学校まで行かなくてもいいですよ。」と言え、家に居て近くの親戚が集まってもいい。

被災者は学校に行かないと給食とか情報が得られないから学校に行くのであって、学校に行かなくても給食も情報も得られるという仕組みにすれば学校に殺到しなくてもいい。学校に行かなくても済む対策も必要ではないか。

学校も1~2週間が限度だから、基本的には1~2週間で学校を出ていく対策も本気で考えなければいけない。そういうことをやらないと学校の先生だけが大変な苦勞をするということを繰り返すことになる。基本的には二度とああいう大変な仕事を学校の先生方をお願いすべきではないと思う。

### (4) 子供の教育権か、避難者の生存権か、どちらを優先すべきか

小笠原教頭 先生たちは、最初の1週間は必死だった。子供がどうなっているかということをもまず調べなければいけないが、目の前の避難住民の世話や対応におわれてどうしようもなかった。だから、何とか早く自治組織を作ろうとした。避難者に動いてもらって我々教員としての本来の仕事をしようとしたのが5日目、6日目だ。次の週から初めて子供たちの実態を調べて回るようになった。しかし、何千人も避難者がいる中でどうしようもない状況でやはり生きていく権利を守るのか、子供の教育の権利を守るのか、悩んだ。どうしてよいか分からなかった。当時は、避難者救済が最優先だったから。

近谷委員 学校に避難しているかどうか、身内は何処にいるかという身元の照会や安否の照会が非常に多かった。



小笠原教頭 避難していた子供は非常に多かったからその対応が大変だった。各都道府県に散らばっていたから、電話で親戚等を頼って確認した。電話による確認は早くできた。また、子供の家に家庭訪問をして家庭の被災の状況と避難されている場所などを調べた。摩耶小学校は次の月曜日の23日から調査を始めて、この週には絶対に子供の実態を掴もうと調査を精力的に実施した。

山下幹事 本来は、先生方は震災の次の日から子供のことを調べに動かないといけないのでしょうかね。教育権と子供の生存権について先生が関心を持つのは当然なんですからね。

小笠原教頭 本来はそういうことだけだね……。

#### (5) 避難生活が長くなると排他的になったりイザコザも増える

近谷委員 先生方には学校避難所の管理、避難生活の運営に大変ご苦労されたほか、トイレの清掃や管理も実は大変だったと思う。

私の家も倒壊したが、立場上小学校の避難所に行くわけにも行かず、女房と子供を二日ほど野宿させた。近くの学校にトイレを借りに行ったら、「ここは避難してきている皆さんのトイレですから、部外の人は使ってもらったら困ります。」とあって怒られた。後で管理が大変だったため制限されたのだと分かったが、ならばどこですというのか。神戸駅に走っていったらシャッターが降りている、神戸高速鉄道に行ったら道路が陥没している。しょうがないから家族四人ともポリバケツでしたんだけど、実は避難所の自主管理がきちんとしてきて、そのチームの管理が進めば進むほど部外者に排他的になるという問題が出てくるようだ。

小林裕子（前六甲小学校教頭） 避難所では、便を出してトイレを使った後、流す水をプールに自分で汲みに行かない、自分の後始末をしないという人も多くいた。

室崎委員 全体のパイが小さいですから、やむをえないところもある。自分たちがこのパンを食べなければならぬから、余所から食べに来るのは困ると言う。人間のスケールがもっと大きくなって皆にも分け与えてという気持ちにならなければいけないのに、なかなか人間はそこまで行かない。

#### (6) 老人が家財道具を盗まれた話

近谷委員 避難所というのは指定するだけではだめだ。秩序ある生活をどうさせるかも大事だ。避難所ではひどいこともあって、おばあさんが親切に話しかけられてずっと話を聞いてもらえ「優しい人や。」と喜んでいたら、その相棒がその間に、全家財道具を盗んで行ったという話もあった。誰が避難しているか分からないから。被災した人はそういうことをしないはずだ、盗っても置いとくところがないから。神戸の外から来た人が入り込んで「元

気を出せよ。」と親切に話しかけて大切にしている物を盗って行くという状態だからね。

## 9 災害時の“司令塔”はどうあるべきか

### (1) 混乱した組織では“司令塔”がしっかりしていることが最も大事なことである

近谷委員 市の職員も反省しなければならないが、震災で一斉にわあっと始まった伝言板などもぐしゃぐしゃになった。ただ、市の局によっては課長が「お前は何もせんでもよい。全体の動きをぼけっと見ておけえ。」と指示を出して、何処が大変なことになっているかを彼が管理職に代わって全部よく見ているわけだ。課長が帰って聞いたときに「ここが大変みたいです。ここがちょっとゆとりあるみたいです。」と報告した時に、課長が関係する職務命令を出すというふうにしていて、遊軍的な職員を必ず一人置いておくことが大切だ。どこの課も管理職は電話が鳴りっぱなしで寝る時間もなかったから。やはり司令塔がきちっとしっかりしていることが最も大事なことでだね。

森田係長 地域防災計画での先生方という立場は、区役所が対策本部であり、避難所の責任者は区の職員で先生方はその職員の指示に対して協力するということがあったが、今回の大震災では区の職員が出動すらできなかったし、避難者の把握もできなかったし、避難所が何処に出来ているかも分からなかった。計画上は一人ずつ必ず学校に派遣しなければならなかったわけで、その人が対策本部長になって校長先生にこうしてくださいと言うべきだった。今回の大震災では、特に初期の対応は“司令塔”の役割から避難者の生活のお世話から何もかも校長以下先生方に全ておまかせした。

## 10 震災後の道路事情と物資輸送

### (1) 神戸市長は、地震発生後直ちに神戸の有料道路を無料にした

近谷委員 あの日、笹山市長が6時過ぎに市役所に入った時に、市長が一番に「神戸の有料道路を全て無料にしろ。」という指示を出した。それで一斉に神戸市の有料道路が無料になって「生活道路」としてフル稼働したわけだ。市が直接高速道路を経営しているのは神戸市ぐらいだから。阪神高速道路だったらどうだったか……。

### (2) 救援物資や食料の運搬も道路の大渋滞で困難を極めた

近谷委員 救援物資等の運搬は、市内の道路がどこも大渋滞で困難を極めた。緊急車両制度ができたのは1カ月後だった。それまでは野次馬のマイカーで道は全てふさがっていた。警察も取り締まりに手が回らないということで参っていた。全国の警察官が来たといっても20日か1カ月も経ってからだ。朝の出勤の時に尼崎で見た自衛

隊の車が昼になってもまだ動いていなかったというほどの大渋滞だった。

生協やダイエーやイズミヤ等が自分のところで作った弁当を放ったらかしてでも別のところから弁当を調達をして配っていた。神戸市と災害時の協定が生かされた成功例の一つだと思う。

山口教頭（前吾妻小学校） 学校にはトイレトペーパーの備蓄がある程度沢山あったが、救援物資の食事も入り始めて、これでいろんな物資がお願いできるなどということが分かってきて、まず第一に区役所に頼んだのがとにかくトイレトペーパーだった。

上委員 新聞でも5日目あたりにやっとトイレ不足の問題を報道したくらいだから、マスコミがトイレパニックの問題は取り上げにくいという事情があったのかなと思った。トイレのことに本当に困っていることをマスコミも掴みきれいでなかったということだろう。

## 11 水さえあれば

- (1) 水がないとトイレも使えない。しかし、水さえあればというのは大きな間違いである

坂本幹事（日本トイレ協会） 「てんこ盛り」がひどかったのは和式、洋式のいずれでしたか。

近谷委員 トイレの汚れ方は和式も洋式も同じで、洋式でも紙がないときは自分の手で拭いたのを壁になすり付けていた。あれでよく病気になるなと思うほどだった。とにかく、あちこちのトイレが足を置く場もないほどで、ドアを開けたとたんに出るものも引っ込んだほどだ。

大下幹事（神戸市環境局） 水さえあれば解決したというのは大きな間違いだ。水があれば大部分は解決したけど、集合マンションでは排水管が壊れているのが多かったから、実際は水があっても使えなかったという状態がかなり長期間続いていた。

管路がはずれてしまっているというのも当然にあって、使い始めてはじめて漏れていることが分かり、途中で使用をやめたという例もあった。

近谷委員 避難所でもものすごくいい思いをしたところもあった。我々の清掃工場の近くの避難所では井戸水で毎日風呂も沸かしてある、井戸水で便所もちゃんと使えるといった状態だった。「ここに住まわせていただいて本当にありがとう。」という方もいた。また、避難人数の多い学校に行った人は水に本当に困っていたが、水族館に避難した人たちは出ていく時はきれいに掃除をして「本当に有難うございました。」と言って出ていったそうだ。そうした避難所もたくさんあったが、大部分の学校避難所はトイレパニックになったということだ。

## (2) 天然水の利用

近谷委員 須磨の自治会の人のお話では須磨では地下水が

ものすごく豊富に流れていて震災の時も多くの人がこの水を利用していたが、これは町のごく一部の人しか知らなかった。「御自由にお使いください。」という貼り紙をしたけど、一部の人しか利用できなかった。「普段からこうしたことは知らせておくべきだった。」という提言を受けたことがある。こうした天然水利用の情報をもっと知らせておれば、震災時にも水を使用できて助かる。ということも普段から知らせておく必要があると思う。

## 12 震災時には知恵をしぼって工夫する

(1) いざという時の住民の知恵—行政にばかり頼らない  
田中敏子（須磨区・主婦） 今までこういう災害にあまり遭遇しなかったからいざという時の予備知識がなかったが、被災した方にいろいろとお聞きしていたら、あの震災の時は皆さんはそれぞれに工夫されてたようだ。ネコのし尿の凝固剤があることを思いついて聞いたら「薬局に行くぞと沢山売っていたよ。」というのでそれを使って助かったという人もあった。ポリバケツを使ってトイレをしたりと生活の工夫をされたようだ。

ただ、トイレ処理の段階では、「ゴミ収集の方に申し訳なかった。」という話も聞いた。便をポリ袋に入れてゴミ収集に出したらパッカー車で破裂してどうしようかと困っていたという話も聞いた。

震災時には住民それぞれが知恵をしぼって、窮すれば何とかで工夫することも大事で、何でもかでもこれを作れあれを作れと行政にばかり頼るのではなくて、とっきの時に最小限どういう形で何をすべきかは神戸の皆さんはこの震災で身についたのではないと思う。

神戸では、今後、学校が大きな拠点に統合されて新校舎になると聞いたが、この際、トイレの水まわりをよく考えて災害時に対応できることを重点的に新校舎の整備をすべきではないだろうか。

次の地震が400年先だと言う人もいるが、仮設トイレも沢山備蓄しても普段使われないと仕方がない。いざというときには少し工夫してトイレとして機能させる簡易な構造をものを整備すべきだと思う。



給水支援（写真提供：憐優光社 山村武彦）

## (2) 市民生活の中の水とトイレ事情

(注) ここでは、田中敏子がボランティアの中で聞いた話を掲載する。

- ① 1月17日の地震直後、隣家の東京から引っ越して来られた奥さんが「すぐにお風呂に水を一杯に張りなさい。」と連絡してくださり、急いで水を張ったらそのすぐ後に断水し、おかげで3～4日水洗トイレが使えた。その後は、近くの公園の水が出るのが分かり、毎日せせと水運びをした。この時に地震を経験した人の機転に教えられた(西区の主婦の話)。
- ② 器具を痛めないかと心配しながら海水を汲んで水洗トイレに流した。その内、近くに昔使っていた井戸があることを知って、近所の人たちと力を合わせて汲み上げられるようにして大いに助かった(垂水区の主婦の話)。
- ③ 近くの公園で水が出るということを知って給水車に並ぶよりも沢山の水が確保することができたが、水を運ぶのが大変で毎日運んでいるうちにすっかり腰を痛めてしまった。初めのうちはバケツや茶瓶、ペットボトルなどを使用して水運びをやっていたが、やがてゴミ用の大型ポリ容器や衣装ケースなどにビニール袋を被せたもので運ぶようになり、長い時間寒い中を水を求めて並ぶのが大変な苦痛だった(須磨区の主婦の話)。
- ④ 被災者の受け入れで人数が増え、家の中のトイレでは間に合わず庭のマンホールを開けて板を渡し周りをシートで囲ってトイレ代わりにした(須磨区の主婦)。
- ⑤ 斜面になった側溝に雨水が急流となって流れているのあるだけの容器に汲んで置き水として使った(須磨区)。
- ⑥ 炊事に使った残り水を貯めておいてトイレに使った(垂水区の主婦)。
- ⑦ 小用は2～3回使用してからまとめて水を流すようにしたが、水は小学校のプールの水をもらいに行った(須磨区の主婦)。
- ⑧ 水洗トイレが使えなかったため、ポリバケツにビニール袋をかぶせて新聞紙を敷いた上に用を足してしっかり包み込んでゴミ容器にまとめて、更に何重にも包んで生ゴミ回収に出したこともある。ゴミ収集車の方に申し訳ない気持ちで心の中で詫言っていた(須磨区の主婦)。
- ⑨ 猫の用便に使う化学砂を試したらすぐに固まり臭気もないことが分かり、薬局に買いに行ったらまだ誰も思いつかなかったためか、商品が充分にあり、買い置きをすることもできた(垂水区の主婦)。
- ⑩ トイレのことを思っただけ飲食を控えたり、外出先で用を足すことを心がけた(垂水区の主婦)。
- ⑪ 車で遠くの温泉に行ってトイレを借りた(須磨区)。
- ⑫ 近くで水の出る家に入浴に行ってトイレを借り大いに助けてもらった(須磨区の家)。
- ⑬ 1月15日に子供を出産したが、その2日後、大震災で入院中の病院も断水して、各自で水を確保しなければ

- ならなくなった。主人が4時間も寒い中で給水車に並んで水を運んでくれた。しかし、病院のトイレは血で汚れていてとても使用する気になれずギリギリまでトイレに行くのを我慢し、心身ともに大変苦しかった(垂水区)。
- ⑭ 人工肛門を付けた76才の女性は、避難所に居て処置用のガーゼが入手できず、処理するのに古着を切って代用した。人目につくところでは処置しにくくトイレに行かないように食事を減らしたため、栄養障害を起こしてしまった(兵庫区の主婦)。
  - ⑮ トイレットペーパー、生理用品、ガーゼなどが手に入らず困った(須磨区の主婦)。
  - ⑯ 水が充分に使えない上に排水管のヒビ割れに汚物がつまり溢れ出したので、新聞紙やボロ布で手掴みして取り出した(兵庫区の主婦の話)。
  - ⑰ 新聞紙が汚物処理に大変役に立った。今までは捨てるか廃品回収に全部出していたが、これからはある程度備蓄して置くことにした(東灘区)。
  - ⑱ 冬の間でも、臭気が気になる芳香剤が大変役に立った(東灘区の主婦)。
  - ⑲ 水洗トイレが当たり前のように思っていたが、これからは地震に限らず災害で使用できない時の対応を考えなければならぬと思った。
  - ⑳ 電気の復旧が早くてあり難かった。ガスの復旧は大変遅れて不便だったが、知人がボンベをたくさん送ってきてくれて助かった。また、遠い所の知人が水のペットボトルを何度も届けてくれて助かった。
  - ㉑ 入浴がなかなかできなかったが冬なので我慢できた。夏だったらと思うとゾーンとする。
  - ㉒ 道路事情が悪く近くのスーパー店に頼らざるをえないため色々な品物が入手しにくくて困った。しかし、水が出た日の嬉しさは何にも替えがたい思いだった。
  - ㉓ 児童数が減り学校が合併統合して新校舎になる時は、避難所として使用されることも考慮に入れてトイレのあり方を見なおしてほしい(中央区)。
  - ㉔ 洗濯物は勤め先の会社の洗濯機を使わせてもらった(西区)。

## 13 大震災を経験した仮設トイレの利用価値とは

### (1) 阪神・淡路大震災を教訓として仮設トイレは改善されつつあるか

**鶴田幹事** 震災後に仮設トイレを改善しようという動きはあるか。

**砂岡幹事** (日本トイレ協会) 仮設トイレの業界そのものがバラバラでまとまっていないのが現状だ。日本トイレ協会の産業連携研究会では仮設トイレの研究を始めていて、8社くらいで仮設トイレはかくあるべきだという研究成果をまとめたりしている。仮設トイレの機能そのものをよくしようという動きはかなりあるようだ。一つには従来のポットトイレの生産だけでは業界で生き残れないという理由。もう一つの理由は、災害とは関係ないが自由化の問題としてコストが高かすぎる。米国のメーカーが参入するとコストが1/3くらいになって、良い製品でないとトイレ業界全体がなくなってしまうという危機感がある。日本のトイレは世界で一番いいという仮設トイレにしようという改善・研究はしているようだ。

**井上代表** トイレ製品をお互いに使い易い良いものとして個々に製品の改善をしていくという面はあるのではないか。

**砂岡幹事** 個々の業者は基本的にはもっとトイレの改善研究をする努力が要る。技術レベルは高いが、根本的なところはそんなに改善されていない。日本トイレ協会でこんなトイレはどうかという見本を作ることになっている。仮設といえども快適に使えるトイレはこの程度のものでなければならないという最低限の要件、スペース、明るさ、メンテナンスのしやすさなどの面でも見本を作ろうと努力をしている。

### (2) 仮設トイレには組立てから清掃、処理まで一貫した使用マニュアルの明示が必要だ

**宮坂幹事** (財)日本消防設備安全センター) それは、先ほどの仮設トイレの機能がマチマチで機器の改善が必要だということか。また、バキューム車による汲取り問題のほかに、仮設トイレの使い方にも問題があったということではないか。

**井上代表** 仮設トイレ問題は、機能がマチマチだということと使い方がマチマチだということの両面がある。実際に使い勝手の不都合もあったし、汲取り問題も大変だった。提供された仮設トイレはマニュアルどおりの使い方ができなかったから、今回の大災害のように大勢の人が使った場合にはどうなるのかについても十分に研究していく必要があるということだ。

**宮坂幹事** トイレメーカー側も仮設トイレの使い方について使用者に十分な情報を与える用意ができていなかったということではないか。仮設トイレの使用マニュアルはなかったのか。神戸に提供されたのはどんな種類の

のか。

**砂岡幹事** 今回神戸に提供された仮設トイレには二種類あり、一つがパイプと布地でコンパクトに組み立てるもの、もう一つはプラスチックのケースで完成品になっているものだ。プラスチック型の完成品の場合は、ドアの固定方法や循環の水の出し方が違うが、少しは統一ができてきているようだ。一部の自治体では防災訓練時に備蓄トイレの組立てや使用方法について指導されるようになってきたが、これは防災訓練の標準的なプログラムとして組み込まれていくべきであろう。「災害用トイレはどういうトイレはどういうものであるべきだ。」という基準を行政としては機能的な面だけでも打ち出すべきではないか。

**宮坂幹事** 学校の水洗トイレは流し方はいろいろあっても掃除する人が沢山いれば何とかなるが、仮設トイレは提供する側が「組立ても清掃も処理もこういうように使ってください。」という詳細な使用マニュアルの明示があってもいいはずだ。

**近谷委員** それをやるならば、行政に治めれば納品時に「こういうふうに使ってください。」と教える以外にない。被災者がその場にいないんだから、震災時には備蓄して提供する行政の側が被災者に教えることになる。

**大下幹事** もともと仮設トイレの使い方はそんなに難しいものではない。ただ、震災後の非常時だったから一度に何千人もの避難した人が使ったので、使い方にも多くの問題が出てきたということだ。

**近谷委員** 今回の大震災でのケースでは仮設トイレを使う人の数が違う。避難の人が一時20数万人以上いて、支援してくれた会社から来た仮設トイレの提供総数が全体で約3千数百基だ。ケタが違う。例えば、関東に大地震が来たらとても揃えられないのではないか。

**大下幹事** 今回提供された組立て式の仮設トイレは長期間汲取りしなくてもいい製品だった。機能面では、平常時の使用ではそれで良いかもしれないが、半日や一日で満杯になるという使い方をすればそういう本来の機能が全く成り立たないわけだ。

**坂本幹事** 一週間くらいはもつ仮設トイレの機能が3日くらいで満杯になってしまったということで、結局トイレ機能に限界があった。

**砂岡幹事** 官庁の予算では高いトイレを買うと数の確保が限られてしまう。日本トイレ協会のアンケートによれば、トイレを購入した理由として地方団体によっては「トイレを用意していないと格好がつかないから。」ということもある。「どんなものでいいから用意しなければ。」という団体もある。必要かどうかとはあまり関係ないようだ。カタログを見れば誰でもこれでいいと思うものだから、これからは、メーカーとしても機能面や使い勝手といった面の明示も必要だと思う。



### (3) 仮設トイレの問題点

**砂岡幹事** 仮設トイレの機能の問題としては、便器の洗浄方法の問題、鍵の問題、下の処理の問題等が指摘されよう。

**井上代表** 仮設トイレのサイズはメーカーによって大きさが違う。このことは、トラックに積んで運ぶときにサイズによって積める台数が変わってくることになり、これも困る点だ。

**保田妙子**（東灘区・主婦） 一万人以上のマラソンに参加してみても会場に設置されていた自衛隊の仮設トイレは使い易かった。

### (3) 望ましい仮設トイレとは

**砂岡幹事** 仮設トイレの快適性を考えると、建屋（キャビン）の中の大きさは120×120cmの寸法はほしいとの提言もある。国内で用意できるかについては、このサイズでみると、国内メーカーには満足のいく製品がない。

**山口教頭** 震災時のトイレの問題は、使用する期間、設置場所などその場面やその時によってそれぞれのトイレの役割を決めていくことが一番いいのではないかと思う。たまたま神戸の場合は早朝に地震が起きたからいろんな面で比較的ましな状態だった。日中に大地震が起きていたらこんなに人の世話をするような体制にはないわけで、もっと死傷者も多かったであろうから、とても取捨のつかない状態になっていたかもしれない。

だから、地震発生の時間帯、発生時期、発生した季節など、それぞれの条件で応急対応を考えてみると、仮設トイレにもそれぞれの役割があるかと思うわけで、今の仮設トイレが全部ダメだということはないと思う。

**上委員** 仮設トイレや移動式の車載式トイレも運動会とかお祭りとかで使って緊急時にはそれなりに使うという多様な使い分けもある。

**山下幹事** 仮設トイレは、市町村による備蓄のほか、町内会や自主防災組織でもいろいろなパターンで備蓄することもあろう。応急資機材としての備蓄という方法も考えられる。しかし、現在の売値となると高すぎて多く保有できない。災害用の快適なトイレという視点も重要な要素となろう。避難者に震災時の対応や避難生活に明るい展望や安心を与えるといったメンタルヘルス面も大事なことであるが、何でも行政がまかなうのか、民間レベルでの対応もあるのかについても広く検討するべきであろう。

### (4) 行政におけるトイレカーの配備傾向

**砂岡幹事** 震災後に作られたものとしては車載式のトイレがある。1日1,000人が使えるもので水洗式・乾燥式だ。防衛施設庁の方で一般ナンバーで災害だけに使っているということで19台19,000人分のを自衛隊の方から災害地に派遣するという事になったようだ。価格は1台

7千万円台になる。今後は25百万円くらいで繕うという話もあるようだ。千人分の浄化槽ということになると7千万円くらいにはなる。また、警察は400人用のものとして4トン車クラスを30台準備して各都道府県に配備している。建設省では河川敷で訓練する時に避難所用に近畿地方建設局が6セットを用意した。処理能力はあるが、ブースは小型で一日24時間使用できるものだ。



トイレ積載車

## 14 震災時のライフスポット形成への期待

### (1) ライフスポットの概念

**室崎委員** 井上氏から話のあった「ライフスポット」という概念は、以前からも少しはあった。今回の大震災の後、特に言われるようになったが、ガソリンスタンドや井戸水、プールなどをいうこともある。ライフラインといった近代的な施設のように遠くから繋がっていないと使えないというものではなくて、どこでも自立可能でポータブルなものや運んで来ることができるものというものが全てライフスポットという場合もある。学校の中に自家発電のようなシステムがあると、それはライフスポットとなる。ライフラインが先にあるライフスポットがある。

つまり、電気は電線で電気が流れる、ガスはガス管で繋がっている、下水道は下水管で繋がっているというようなものがライフラインだが、そういうものが一切なくてもエネルギーが確保できるというものをライフスポットという。そういうものを寄せ集めて学校を防災拠点にしようとすることもできる。停電しても水道管が破壊しても生活ができるという状態を確保する。トイレ問題についても今まではライフスポットとは言っていないが、停電でも下水管がなくても水がなくてもどこでも用が足せるという状態にしたらどうかと思う。

**井上求** 大震災時の応急対策を本格的に100%実施しようとするれば相当にお金がかかるわけだが、ライフスポットというのはほんの一部のものを付加することによって今まで高かったリスクを下げるができる。

例えば、今まで水道水がなくてできなかったところでは雨水でやる。下水管が壊れなければ水さえあれば使

えるというレベルで考える。今まで使えなかったものをほんの少しの改善で可能にするというレベルで考えれば、無理をしなくてもライフスポットとして生活機能が確保できるということである。

**坂本幹事** 地域の公園においても公衆トイレなどは3日間程度の維持も可能になるが、震災対策用というものでなくても浄化槽の復活という形ならトイレスポットになるとも考えられる。

## (2) 高層マンションのライフスポット対策

**砂岡幹事** 東京の森ビルの新しい建築基準で建てられた建物は、大震災があっても密閉されたとしても一週間は暮らせるようにしようと、オフィスビルの中に水、トイレ、食料を備蓄する方式を採っている。水はサブタンクを一家所付ければ済むようになっていて聞いているが、民間ビルのライフスポットというわけだ。

**保田妙子** 私は、東灘区の魚崎の14階建ての高層ビルに住んでいるが、受水槽が別にある地震で30度傾いた。当然水は使用不能となり、新しいものと取り替えるのに1カ月は要した。高層ビルでも水のタンクは安全ではないと思う。

私は、震災の当初は車の中で寝ました。最初の日は六甲山の裏の兄の家に避難しまして、その後、中学校に行ったが2か所傾いていて校舎が使えない状態だった。体育館にも行ったが、避難者で一杯だった。仕方ないから運動場に行ったらそこも車で一杯で、トイレは外であるという状態だった。

**室崎委員** マンションの場合は、高架水槽は建物の一番上に設置するが、高層ビルの場合としての耐震対策ができてなかったということではあるが、高架水槽は30~40%が傾いて壊れて使用できなかった。ボルト締めしていたが傾いた。通常時は上から下へ流すようになっているが、電気がないからポンプで揚水もできない。トイレの用水もいちいち上に水を持って上げるという行為が大変なことだった。高層住宅での貯水の問題は難しい。高層住宅の風呂に貯めた水が揺れるとそれが重いと、むしろ凶器になって壁が破壊されるということにもなる。高層住宅の人が水を貯めるということは非常に難しい面もある。

**近谷委員** ある知人の5階建てのマンションの屋上の水槽が壊れてトイレの水が出るどころか、下の部屋が水浸しになって使いものにならない状態だった。私の子供のマンションではトイレが折れ、どうせ下まで行けないからと雨が降ったら溜まるようにバケツで雨水を取ったりして壊れたトイレを取水利用していた。

**井上求** 私の事務所(神戸市中央区)のビルの水槽には大きな被害が出たが、水が最後まで来なかった。高層ビルとしては、霞が関の国の合同庁舎(26階建て)に国土庁が入っていて国の防災拠点になっていて1,000ガルぐ

らいの地震には耐えるという話だ。高層ビルは、ある程度は耐震設計基準でカバーできる。今後、建物の耐震設計基準が変わることで高層の貯水槽も確保できるようになるし、バイパスを一つ設ければ、水槽は使えないけれど遮断分配機能は確保できるというようになる。高層には非常時にポンプアップするシステムを整備して対応すれば震災時の高層ビルの水確保も可能になる。



地震で傾いた公営住宅(神戸市西区)

## (3) ライフスポットとしてのトイレ問題

**宮坂幹事** 雨水でも水があるならば濾水機を付ければ飲料水としては使える。だから、ライフスポットという場合、場所という意味のスポットではないのではないかと。雨水があれば濾水機で飲料水になるし、流すことができれば水洗トイレとしても機能はするわけだ。トイレも流すことがダメならばライフスポットとしては浄化槽にする方法もあるのではないかと。食事、電気、暖をとる能力は関東の人間は持っているが、仮設トイレは個人では持てない。下水管が壊れても流す方法はあるだろうと思う。

**近谷委員** トイレにしても何もかも行政の責任にするが、行政にも限度がある。震災直後の3日間というのは全くの空白状態にして、市の職員も自宅が壊れているし余震も続いていた。職員が役所に辿り着けるのは半数がやっとという状況であった。避難所の住民からは「さあ、飯の用意をしろ。行方不明者を探せ。」ということで、本当に寝たきり老人や社会的な弱者といわれる人にはどこからも手が差し伸べられなかったという惨憺たる状況であった。今でこそ反省しているが、あの時はトイレのことすら頭にも浮かばないほどのパニック状態に陥っていた。

そうすると、せめて3日間くらいは個人で耐える準備の必要がある。今の世の中では、キャンプ生活体験やドライブなどで仮設トイレを使ってみる。車の中で子供に大便させたら固形化できるようなものをせめて各家庭で

備えておけば、行政に手助けを求めなくても個々人で十分やれるのではないかという意見もある。

私はラジオも懐中電灯も備えていたが、地震で家がやられてどこに置いたか全く分からず役に立たない状態になった。防災用品は用意しておいても役に立つかどうか自信はない。トイレと玄関は潰れなかったから玄関に置いたらよかったかもしれない。家庭の潰れない所に防災用品を置いておけば、少なくとも自分の家族だけでも緊急避難で3日間は耐えられる。

災害用トイレに関する議論できれいなユニット箱型トイレとか、洋式トイレとか和式トイレと言う前に、せめて3日間は大勢が使えるような仮設トイレを開発していただければ有り難い。食料の備蓄と同様にビニール袋とかポリバケツ等で跨げば簡単に使えるような簡易なトイレも開発していただいたらいいのではないかと思う。

## 15 下水道被害の復旧とバキューム問題

**横本係長**（神戸市下水道部） 今回は下水道にも約400億円の被害が出ているが、下水管はすぐ応急復旧したから、曲がりなりにほとんど下水管が使えた。

先程の学校での水利用のシステムの話に関連して言うと、水さえ流せば水洗トイレは使えるから、水をどう確保すればいいかが大きな問題である。震災後は3月までの約2月半で学校の避難所の下水管の破損の修理は、修理業者が行って、下水道局へは1校で2、3回の申込みをした学校もあり、全部で35～40校が修理を申し入れてきた。

当初多かったのは、一般家庭からも含めて修理業者をどこに頼んでいいか分からないという電話だ。市では窓口を一ヶ所に集中して業者紹介をしたが、水が貴重だったから当初水を流さずにバケツ半分くらいでトイレトーパーを流していたため、詰まりが多かった。そのため、「トイレトーパーを流さないでと。」訴えた。詰まりのないようにするために、「トイレトーパーを流さないように。」と新聞等にも掲載してもらった。これは一番大事なことだった。最初からそれを広報しておけばよかったと思う。時間が立ってからやったが……。

それから、「トイレの詰まりの修理はできる限り自分でやってください。」といった。ラバーカップで約1/3は解決できた。ただ、業者が修理申込みのお宅に行くのに何時間かかったかを調べたら通常ならば30分で到着して修理時間が1時間かかる。ところが、1カ所に行くのに半日以上かかって、一カ所で修理して帰ってくるのに一日かかる、料金もそれだけ取られるというので料金で若干トラブルがあったが、行政としては、「自分でできることは、自分でやってください。」ということで1/3は改修した。自分でやっていただくということが大切だ。

## 16 下水道マンホールを利用した応急トイレの試み

**室崎委員** 市の方に教えていただきたい。雑用水やプールの水を飲料水にするシステムについてはディーゼルポンプを持ってくるなどコストの面は考慮がいるが、いつも流れるようなシステムにするとか、運動場をコンクリートではなく掘れるように柔らかくしておいて最初の2日間くらいは素掘りトイレなどを作れるようにしておく。要するに、学校の施設側で応急的な面の改善をすれば震災時にもうまく使えるという方策はどうしておくべきか。トイレなどは、仮設トイレの持込みも一つの方法としてあるが、今回の震災経験から考えている改善策はあるか。

**横本係長** 下水道局の今後の災害時のトイレ対策としては、バキューム車の確保問題がある。バキューム車は、今後どんどん減っていくばかりだから、むしろ昔の水洗的なトイレのようなものにしたらどうかと思う。子供の頃に使った古い水洗トイレのように流して汲取り式にして、ある時間がきたらばあっと水を流しておくようにする。管を大きくしておけば一日くらいの汲取りでよいわけだ。水はポリタンクとか運搬不能の時はプールの水があれば何とか2、3日の間は充分耐えられる。この方式のトイレ施設ならばそれほどの経費をかけなくても作れるのではないかと考えている。

便槽だけを作っておけば、その上にブロックを積んで囲いは簡単にベニヤ板等で作ることにすれば一時間もあれば簡易なトイレとして用意はできるから、この方式ならば経費も一カ所に何百万円もかからないと思う。

**北尾係長**（神戸市環境局計画課） 汲取り式トイレは少なくなっている。トイレの使い方自身が変わっていて、生活様式が変化したので、昔のトイレを知っている人も少ないだろうから、水洗でもトイレはちょっとした工夫で対応できるが、全て行政の対応ということになる。バキュームそのものが今後がなくなっていくのは明らかだし、それぞれの市町村が仮設トイレを備蓄するというのは大変不経済だ。いつ大地震がくるか分からないという面もあるから……。

**石谷課長**（環境局業務課） 神戸市としては、仮設トイレは広域避難所に少しづつ備蓄して、他は近隣の団体から融通、支援していくというやり方がよいのではないかと思う。

ある意味では、広域避難所は決めておくことができるから、最低限その広域避難場所については、はじめから水洗・汲取り併用方式でタンクを設けて、それ用の管路を埋めておいたらよいのではないか。

もう1点は、下水道のマンホールそのものは被害を受けることが少ないから、マンホールに昔式の「ぼっとんトイレ方式」を設置してトイレそのものは囲いをして使う方式も考えられる。

**横本係長** 一般家庭の下水管は100mで約2%の勾配になって流れている。今回学校の下水管のつまりや破損の原因は地震で壊れたというよりも、多かったのは木の根が入っていて詰ったものが大分あった。定期的な点検が必要となる。

今回破壊が多かったのは、普通の家の場合は公共下水道に行くまでの枝管は短い。しかし、学校の下水管は公共下水道に接続するまでの距離が長いから、そこで壊れているものが多かった。

したがって、このようなシステム(昔式の水洗トイレ)を作るときは場所をよく吟味しないとイケない。プールに近いところであり公共下水道から離れていないところが一番いい。それがポイントだと思う。

**近谷委員** 昭和40年代は、水の節約のために学校でも下に水が流れている水洗トイレとして一定の時間が来たらざあっと水を流す方式であった。

**石谷課長** マンホール利用型の仮設のトイレ方式は衛生上の問題はない。公共下水道だし、水で流すことができる。見た感じが汲取り式のように見えるから汚いと思うかも知れないが、・・・・・・・・・・。

新しい応急方式のトイレは、具体的にこれから検討することになる。仮設トイレは、すぐに「てんこ盛り」になること、ゴミの問題や容量があっても現実にはいっぱいになっていなくてもすぐに汲取りの要請が来るといったことなどの問題がある。

あの震災では、水が確保さえできればよかった。時系列的にみて「3日間は各自でやってくださいよ、それ以後は仮設トイレで対応しましょう。」ということであって、水道が復旧したら(地域によっては1カ月くらいで復旧している)、元の形に戻していくような考えをするべきではないかと思う。

さらに、神戸は世界で初めての都市直撃型の地震でやられた。その時の教訓を生かすという考えが消防庁にあるならば地域性を考慮しながら日常の広報をやるのが大切であり、あの震災の最中も広報をやったが聞く人はいなかった。日常からやっていくが大事だ。震災にあった都市でこの期間はこういう非常対応をしていくというのを想定した指導をしておかないとイケないのではないか。

これからは下水道施設や水道施設は耐震性が強化されていくから、広域的な避難所についてはあらかじめこういう方式の管路を引いておいたらどうだろう。そこがダメであれば恒久的に維持していくことが大切である。マンホールを開ければトイレに使えるようになるわけだ。上のトイレ構造物は仮設トイレでも何でも並べておけばいい。ポリタンクでもいいから、水洗式に近いもの、後の管理もしやすいもの、水を流せば掃除もできるものがないのではないかと思う。

(以上、文責：山下 亨)



震災時の給水  
(神戸市中央区)



民家からのし尿収集風景  
(提供：白倉正子)



## 第4 阪神・淡路大震災一学校避難所の記録

神戸市立摩耶小学校（平成7年1月17日～3月9日）

月 日	摩耶小学校避難所の様子	避難住民の動き	灘区災害対策本部の動き	学校の様子と教職員の動き	支援団体の動き ボランティア
1/17	<ul style="list-style-type: none"> <li>AM6:20頃、校門・玄関・体育館を開ける。(教頭)</li> <li>保健室を医務室として指定</li> <li>1F プレイルームから順次避難所として開放。</li> <li>ライフライン（電気・ガス・水道）全面ストップ、電話不調。</li> <li>体育館へ屋上プールの水が漏れる。漏水ますます激しくなるので、排水。</li> <li>16:00頃電気が点き、ほっとする。</li> <li>プール配水管がつまり、1/3程の水がプールに残る（トイレ用水として利用できる）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校門周辺に約200～300名の住民が避難。</li> <li>AM12:00頃約600人避難。</li> <li>2年2組無敵譲一君死亡（篠原北町の祥竜寺へ遺体安置）</li> <li>24:00頃避難住民約1,500人となる。</li> <li>体育館内（避難住民約600人）に屋上プールからの漏水が激しくなり排水を要求される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>19:36 区役所から、おにぎり、いなり、お弁当など（500個）夕食として運ばれる。</li> <li>他にリング36個×15個</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出勤可能な者で対応（9人）</li> <li>11:30 無敵君の遺体を一時保健室へ運ぶ。</li> <li>救援物資受取り、搬入。</li> <li>物資分配計画と支給。</li> <li>給水の世話・傷病人世話。</li> <li>避難住民の対応、部屋の割り振り。</li> <li>ゴミ、トイレ整備、全館整備、清掃（約2,000名の汚物の処理）</li> <li>問い合わせ、来客対応。</li> <li>校舎内管理（火気、電気等）運動場管理（車、ゴミ置場、搬入車道の確保）</li> <li>対策本部（県、市区）対応</li> <li>自衛隊、各種団体対応</li> <li>夜の不寝番（校長、教頭外数名）</li> <li>福祉事務所、病院、救急車の要請</li> <li>教職員24時間体制開始（家屋倒壊により職員のうち4名が避難所へ移る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（避難住民）東船子小と上筒井小の教師</li> </ul>
1/18 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>摩耶自治会炊き出し（おにぎり1,100個）</li> <li>9:00 灘診療所診察訪問 医師1名看護婦1名内服薬なし、患者約30人（骨折、打撲、打身、重傷者4名）</li> <li>22:30 NTTから緊急連絡用電話設置（2台）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AM7:00 避難住民約1,800人の名簿（氏名、年齢、住所）作成開始。</li> <li>避難住民が入っている教室の数（体育館+27+廊下）</li> <li>各教室の代表者を1人決めてもらう。（食料配布係）</li> <li>体育館、廊下、車の中の人には教職員で配布。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AM2:00 区役所まで取りに来てもらえるなら食料を渡せるとのこと。</li> <li>コッパン420個 おにぎり1,200個 みかん 18箱</li> <li>AM5:30 毛布の搬入（55枚）</li> <li>7:00～24:00 篠原公園にて給水体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AM2:00 区役所へ物資（食料）を車で取りに行く。</li> <li>AM4:30 再度物資を車で取りに行く。</li> <li>8:25 放送による呼び出し開始。</li> <li>市教委（施設、学校振興）被害状況調査のため来校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民（自治会）による炊き出し（2回）</li> <li>小田泌尿器科の医師（保護者）が3:00頃に来校、約1週間継続して診療。</li> </ul>
1/19 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>摩耶自治会炊き出し（おにぎり1,500個）</li> <li>プールの水をトイレの水洗に使用し始める。</li> <li>全国から救援物資が続々と届く（川崎市からポリタンク1,000t分が直送される）</li> <li>灘診療所の訪問診療を受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難住民約2,000人</li> <li>トイレの使い方について部屋代表に集合をかける（鈴木氏説明）</li> <li>ペーパーをポリ袋へ。</li> <li>プールの水をトイレの水をポリバケツへ入れておき、ひしゃく一杯の水で便を流す方法。</li> <li>市教委からの通達（TV報道）を見て1/23以降はどうなるのかと、住民から不平しきり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災指令第3号発令～全職員出務…可能な限り。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員室を本部に可能な限り出勤要請</li> <li>出務13人中9人不寝番</li> <li>神戸市小中学校1/21(土)まで休校(市教委から、TV報道あり)。</li> <li>教職員の状況把握</li> <li>新生児7名へのミルク給湯開始</li> <li>教職員の係分担決定（災害対策職員組織）</li> <li>無敵君通夜（教頭外4名）</li> </ul>	
1/20 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>救援物資を周辺住民に配り始める。（区対策本部から、学校に行けば住民にも物資が配布されるとの指示）</li> <li>NTTから緊急連絡用電話（FAX）設置（2台）合計4台を発信用として使用。</li> <li>灘診療所より訪問診療を受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難住民1,850人</li> <li>救急車の要請が続く。</li> <li>体育館住民から配布に関する机上が続く。（いつも後回しなのか）</li> <li>浜村氏、久保田氏（避難住民）毛布の配布を始める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>校区内罹災状況調査（教頭外3名）</li> <li>進学路点検</li> <li>無敵君葬儀（校長、担任）</li> <li>校舎破損状況調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊来校（第三師団）</li> <li>救援物資 毛布、食料、トイレットペーパーを依頼。</li> <li>新潟市災害対策救援隊の物資直送（水、かまぼこ）</li> </ul>

1/21 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資にかかわるゴミ処理が問題となる。</li> <li>・室内禁煙（インフルエンザの流行のきざしがあり、灘保健所の指導による）</li> <li>・人工肛門、人工膀胱使用者に対するお知らせ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の全体代表者を校長が指名・委託、各代表者相談</li> <li>久保田隆夫 避難住民全体代表者</li> <li>浜村 淳一 副代表者</li> <li>鈴木修司 水を含む施設代表者</li> <li>中西 正一 避難住民との交渉物資支給代表者</li> <li>・避難住民約1,700人</li> <li>・周辺住民から物資の支給で抗議が続く。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の状況把握調査開始</li> </ul>	<p>地域住民のボランティアの方々による問い合わせ、名簿の整理などをして頂く。</p>
1/22 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・灘保健所から医師派遣。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民1,500人</li> <li>・避難住民全体代表者・各代表者・各教室代表者・各係決定。</li> <li>・第1回打ち合わせ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部から2名巡回に来る（警察官1名、この日から毎日）</li> <li>・住民代表者4名と校長が話し合う。</li> <li>・応急仮設住宅に関わるヒアリング調査。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校からのお知らせ（校区内掲示20カ所）23日以降について。</li> </ul>	
1/23 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・灘保健所から医師派遣（日赤の医師団）。</li> <li>・医師の常駐開始（4名）（福島医大ボランティア 関西 NGO から派遣）</li> <li>・水洗トイレ用のプールの水が底をつく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民自治組織動き始める。</li> <li>・体育館の班編成を手がけるが困難を極める（10班編成）。</li> <li>・避難住民約1,500人</li> <li>・夜のミーティング開始（8:30～9:00）</li> <li>・毎晩職員室で行うことになる。</li> <li>・教師、医師、住民代表、班代表が参加し、ルールづくりを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3:30 区対策本部から初めて3名巡回に来る。（大内係長他2名）この日から毎日定時に巡回になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問開始。</li> <li>・児童実態把握調査開始。</li> <li>・校区内の家屋破損状況把握調査（2回目）</li> </ul>	<p>〈福島医大から〉医師1名、看護婦3名常駐（24時間の診療態勢）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書室で宿泊</li> <li>・北区他校（君影小、箕谷小）から先生方が午後からボランティアに来校。</li> </ul>
1/24 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AM3:00 仮設トイレ6台設置。</li> <li>・プールの水漏れ止まる。（応急処置）</li> </ul>				
1/25 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道メーターの所に外部用水道を設置。</li> <li>・救急車による重病人の搬送が多くなる（1/25～1/28迄に18人）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下の避難住民を各教室に移動。</li> <li>・避難住民約1,500人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部から2名巡回</li> <li>・市対策本部から2名巡回</li> </ul>		<p>〈福島医大から〉救急医療懇話会の方到着。（応援隊）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師3名、看護婦5名、運転手2名、救急車を仕立てて来校。</li> </ul>
1/26 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さぬきうどんの炊き出し（3,500食）（民間団体）初めて温かい炊き出しで大いに喜ばれる。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士銀行へ学校徴収金（2.3月分）の引き落としを中止して頂く。夜の不寝番（校長、教頭が隔日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委から管理職、補佐2名（夜間勤務）1名ずつ交代制で始まる。</li> <li>・民間団体によるさぬきうどんの炊き出し</li> </ul>

1/27 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設点検</li> <li>12:30 水道通水。これにより水洗便所が使用可能になる。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>11:00～12:00 校長が灘区役所へ出向いて区対策本部(本間課長)と面接。以下のことを要請。</li> <li>①重点地区に対策本部の市職員をはりつけてほしい。</li> <li>②地域の物資支給の拠点を作って欲しい。</li> <li>③医師の常駐(24時体制を確保して欲しい)</li> <li>④警察官のパトロールの強化(出来れば常駐)</li> </ul>	
1/28 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>男子・女子更衣室を設置する。</li> <li>本校に避難している児童数48人</li> <li>給湯設備設置(ガスコンロ41台運動場に)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育館の班編成整う(10班)</li> <li>やっと曲がった通路ができ、班表が決まり、物資の支給がスムーズになる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女更衣室の準備(職員作業)</li> <li>2:00～4:00 灘区校長会(美野丘小にて)</li> <li>避難所野情報交換</li> <li>小山(高羽小)校長即死の報。</li> <li>学校再会の見通しなど。</li> </ul>	
1/29 (日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難住民約1,100人</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>赤十字ボランティア4名(不寝番のため)</li> </ul>
1/30 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>給湯設備設置(釜3基運動場取付け)</li> <li>物資(主食)の提供方法の変更。2/1から。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜のミーティングでぜんざいの配布についてのトラブル。住民代表の方と部屋代表の方との間で激しいトラブルが続くようになる。</li> <li>この日から住民代表方々が中心になって救援物資を活用して炊出しを昼間に行うようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区対策本部から1名づつ交代で初めて学校にはりつくことになる。(勤務時間10:00～5:00) 明角保男氏 中本大成氏</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給湯設備準備(ガスコンロ41台)。各階通路の清掃、毛布の回収。</li> <li>児童の被災状況の確認(集計表)。</li> <li>1:30～4:30 ブロック別全市校園長会(校長、自転車で総合センターへ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区対策本部から交代制で摩耶小へ。</li> </ul>
1/31 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気点検(関西電気保安協会)、異常なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4F 避難住民を2Fへ移動の準備、移動。</li> <li>ベットについての苦情、電気器具の使用禁止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主食物資が市の民生局を通して送られることになる。</li> <li>朝 菓子パン1+牛乳</li> <li>昼 パン1</li> <li>夜 おにぎり弁当、サンドイッチ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童集会に向けての打ち合わせ準備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市教委から管理職員補佐2名派遣。(1名づつ交代)</li> <li>北調理場からぶた汁の炊き出し。</li> </ul>
2/1 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>摩耶小学校改築時に設計担当された西村氏、来校(被災状況をつぶさに観察し、ジョイント部の亀裂の激しいことを指摘)。</li> <li>女子更衣室を移動。(2F資料室→1F開放管理室へ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4F 避難住民を1、2Fへ移動(4F 6教室分が空く)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>4F 各教室(6教室)の復元と清掃。児童の一時登校への見通しがもてるようになる。</li> </ul>	
2/2 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難住民の部屋別名簿を作り直す(人数の確認)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難住民の数957人</li> <li>廊下避難住民を教室へ誘導する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童集会のお知らせをプリント提示。</li> <li>新1年生入学説明会実施のプリント、校区内に提示。</li> <li>児童実態調査表、転学者の調査表まとめ。</li> <li>10:00 児童一時登校出席者232名(被災状況の確認、震災17日目にしてやっと子ども達の顔を見る)</li> </ul>	

2/3 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防設備点検。</li> <li>・水道局、水質検査（飲料水として適）。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・10:00 児童一時登校</li> <li>・13:00 保護者会を開く。（於：図工室、TV放送による）</li> <li>①無敵君の冥福を祈って黙禱</li> <li>②震災後の教職員の取り組み経過報告</li> <li>③校区図、通学路の危険性</li> <li>④児童の被災状況</li> <li>⑤学校再開の見通し(2/6から2部授業)</li> <li>⑥ホームステイの紹介</li> <li>・保護者会后、学年懇親会をもつ。(出席者数240人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委総務部 2名来校</li> <li>・同教室主幹来校</li> </ul>
2/4 (土)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外、県外に避難している児童への連絡(2/6から2部授業実施)</li> <li>・文集「くす」の発行について震災の内容を含めるようにする。</li> <li>・校長が灘区対策本部を出向いて三輪対策本部長と面接し以下の件を強く要請する。(1:00~3:00)</li> <li>①周辺住民への物資支給の拠点を早急に作って欲しい。</li> <li>②対策本部から派遣された市職員の業務内容を明確にして欲しい(避難所の全ての仕事を取り仕切って欲しい)。</li> <li>③市職員の勤務時間を明確に(AM11:00~PM5:00では出来ない)。</li> <li>④暴力関係者への対応のため警察官の常駐をお願いしたい(西灘小、藤木校長とともに)。</li> </ul>	
2/5 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・灘区保健所から精神科医のカウンセリング。各部屋を巡回。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民850人</li> </ul>			
2/6 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1:30~寝きたり老人入浴サービス実施。</li> <li>・校舎4F部分を利用して「2部授業」始まる(学校再開)。</li> <li>・「灘区対策本部」の部屋(会議室)を設置する。職員室は「受付」を担当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜のミーティングで集団</li> <li>・公衆電話の使用について問題となる。</li> <li>1.3分以内となる。</li> <li>2.夜10:00~朝7:00までは使用を控える。</li> <li>・消灯時間 夜10:00~朝7:00</li> <li>・TV視聴時間 夜11:00まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・灘区対策本部から派遣された要員が増える(常駐班)。</li> <li>中本、高田、中西、山内(2人ずつ交替制)</li> <li>・北九州からのボランティアを含めて3名ずつとなる。</li> <li>・対策本部の巡回班が避難所を回る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10:00~13:00 2部授業開始。</li> <li>・灘警察署長と治安の問題について話し合う(暴力関係者の問題がクローズアップされる)。</li> <li>・職員室の受付では名簿の確認や電話の呼び出し、放送などを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日教組ボランティア3名派遣(大教組)つづく。</li> <li>・区対策本部から4名配属(2名ずつ交替)</li> <li>・市教委から夜間の勤務(3名ローテーション)1名ずつ配備。</li> </ul>
2/7 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神的外傷(トラウマ)を背負った人が目立つ(4名)。</li> <li>・3者(学校対策本部、住民代表)打ち合わせ会を午後1時に毎日会議室でもつようにする。</li> <li>・住民代表の夜のミーティングの時刻を20:00~20:30に変更。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民850人 周辺住民400人へ物資支給</li> <li>・公衆電話(4台分)の外部住民の使用が目立ち始める。外国へTELしている住民あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3者ミーティングを始める。</li> <li>①段熱パネルの配布</li> <li>②夜の公衆電話の使用</li> <li>③学校への小包郵便</li> <li>④子どもへのお菓子配布について。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9:30~灘区校長会(美野丘小にて)</li> <li>①各小学校の避難所に関わる情報交換</li> <li>②学校再開の予定</li> <li>・全国から励ましの手紙が続々と届く。</li> </ul>	



2/8 (水)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の出席簿の扱いについて</li> <li>・共通理解を図る(2/6を学校再開の日とする)。</li> </ul>	
2/9 (木)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書搬入(千歳小まで)。</li> <li>・通学路の変更(図画作成)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA ボランティア、トイレの薬剤清掃。</li> <li>・「元気村」の炊き出し(バナナフリッターン)</li> </ul>
2/10 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街づくり意識調査(大阪教育大岸本教授) 2/10 10:30~11:00 2/11 11:00~12:00 (女子学生による)</li> <li>・受験生のために「夜間学習室」として会議室を開放する(7:30~11:00まで)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・新一年生入学説明会を開く(出席者37名、欠席の連絡4名)。56名の予定者中41名。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA 役員「お話し会」(友田さん)</li> </ul>
2/11 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯機(4台設置)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委施設課から学校再開に向けてヒヤリング(7教室を2期に分けて建設する予定)。</li> <li>・洗濯干し場設置(屋上と中庭)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TSUTAYA CLUB からテレビデオ6台ソフト160本ソフト台2台</li> </ul>
2/12 (日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民850人</li> <li>・周辺住民350名 計 1,200人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区対策本部避難所班4名から2名へ削減される(中西、中本)。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新居浜市から散髪のボランティア(80人がカットしてもらう)。</li> </ul>
2/13 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医務室の診察時間の変更(午後3:00~午後8:00)夜間は緊急の人に限り診察する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ局から取材の申し込みがしきりにあるが、全て辞退する(住民感情が取材を受け入れる状態でないのとそのために人手が取られてしまうため)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連合兵庫からボランティア2名</li> <li>・管理職の夜間補佐1名に削減。</li> <li>・PTA 役員ボランティアトイレ清掃(8回)。</li> </ul>
2/14 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・灘保健所が病人、身寄りのない高齢者の巡回調査(養介護の調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民スタッフ中西正さん、職場復帰(朝と夜の食事の配布は手伝える)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内他校から摩耶小への仮入。児童も共に授業をしていく。</li> </ul>	
2/15 (水)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前2時酔っぱらいの乱闘事件、2-2のガラスを割り茸合署へ連行一時保護を受ける(暴力関係の住人による)。パトカー3台、警官約20名</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上野中学の加藤校長と面積</li> <li>①2/21(火)から午後運動場借用の件</li> <li>②卒業式に体育館借用の件</li> <li>③仮設教室建設の件</li> <li>④中学生ボランティア(林君)14~15名の新聞取材の件</li> </ul>	
2/16 (木)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民750人</li> <li>・周辺住民350人 計 1,100人</li> <li>・新聞配布の件がミーティングで問題になる。</li> <li>・朝勤めにでる人、外部住民が新聞を持ち出すので職員室に置き各部屋ごとに渡すことにする。</li> <li>・夜の食事「弁当A」のインゲン豆事件が起こる。賞味期限内にもかかわらず悪臭を放つ。本部へ連絡し第一屋製パンへの指導を依頼する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・日赤岡山支部マジックバルーンショーの企画</li> </ul>

2/17 (金)	・阪神大震災から1カ月過ぎる。正午に住民、児童、教職員全員で5,378名の犠牲者を祈り黙禱を捧げる。			・音楽室の使用可能となる。	
2/18 (土)		・夜のミーティングで仮教室の建設について説明し、協力を呼びかける(極力、駐車しないように)。		・施設課 仮設教室用地下見(7教室分を2期に分けて建てる) 3/6から	
2/19 (日)				・運動場に駐車している車にお願いの張り紙を貼る。(特別に理由のある人には登録制とし、ラベルを渡す)。	
2/20 (月)	・2月末で医師団撤退につき、関西 NGO の医師と地域の医療関係者打ち合わせ会(灘区医師会の方と福島医大、住民代表、学校代表との今後の対応について話し合い)。 ・3月以降のスムーズな移行のため。 2:00~4:00巡回して医療相談を受ける。 ・必要な医師の指示を行う。 ・夜間は相談窓口を決める。 ・保険のことを含めて詳しく住民に説明。	・夜間の医療関係はどうなるのか心配する避難住民が多く出る。		・本校職員の災害対策組織表を大幅に変更する。 ・配車係一運転車 ・物資係一救護用学用品 文具係を入れる。	・地域医療関係者(4名) 池原 中井(外科) 吉田(小児科) 浅越(内科) 校医
2/21 (火)		・夜のミーティングの途中で避難住民からパトカーを要請される(包丁を持った男(体育館10班)がいて不安である)。		・2/22から午前3校時、午後3校時(40分授業)とするためのお知らせの張り紙を25ヶ所に貼る。	・大阪中華料理組合青年部の方に炊き出し朝...中華粥(1,500食) 昼...チャンポン(700食)
2/22 (水)				・仮設教室建設業者(大和工商リース KK)現場を下見。	・北区校長会から夜間宿直校長を派遣(3回)。
2/23 (木)		避難住民650人 周辺住民350人 計 1,000人 (浜村副代表入院、スタッフの疲労が日増しに目立つ)		・3F 4-2の普通教室空く(4年が使用することになる)。今日現地で、普通教室(6)音楽室、図工室の計18室を授業にしようできるようになる。	
2/24 (金)				・避難住民の駐車場を南側に指定し、車の移動(運動場の一体が体育に使用できるようになる)。	
2/25 (土)					・七福醸造による炊き出し 2/4うどん(600食) とん汁(1,200食)
2/26 (日)					2/26味噌汁(1,200食) モア山月から各教室に生花を寄贈。
2/27 (月)	・建設省国土地理院の定点観測所となる(3月~9月)。(測定器・受信器の設置)			・簡易給食始まる。 ・ガス点検(大阪ガス)	
2/28 (火)	・灘保健所、中央市民病院と養護教諭との打合せ(2:00)	避難住民550人 周辺住民350人 計 900人		・震災後初めての朝会 ・射延先生紹介・挨拶 ・たまごびなの紹介 ・長田区安東律子さんによるプレゼント ・読売新聞の記事紹介	・福島医大の医師帰団撤退

3/1 (月)	・灘区医師会の4名の医師が午後2:00~4:00まで各部屋を巡回(月曜日~土曜日)浅越、池原、古田、中井)看護婦さんが2名連日医務室に常駐してもらうようになる(AM10:00~PM6:00)夜間については、救急病院を利用するようにとのこと。	避難住民500人 周辺住民300人 計 850人		・職員会(3:30~4:30) ・卒業式について ・月中行事定置 ・3学期のあゆみ、通知表 ・転出入事務 ・お別れの式	
3/4 (火)				・無敵譲一君のお別れの式 於：運動場 9:45~10:30 ・はじめの言葉 ・校長の言葉 ・児童代表の言葉 ・クラス友人の言葉 ・全校生による歌 ~夢の世界を~ ・全員による献花 (全児童2年保護者教職員)	
3/5 (日)					・針と灸のボランティア
3/6 (月)	・夜のミーティングで灘税務署から税についての説明会(災害減税法、雑損控除について)PM7:00~7:45			・区内校長会 於：灘小 9:00~ ・PTA 役員会、運営委員会 平成7年度分のPTA会費の減額徴収について	
3/7 (火)		・住民全体副代表 浜村淳氏名が自宅の転出のため後任に長野一則氏(1Fプレールーム)になっていただく。		・卒業式記念品(英和辞典) ・PTAによるボランティア活動(トイレ清掃)。	
3/8 (水)	・ガス供給再開(14:45)			・ガス供給 ・心のケア相談室を開く。	
3/9 (木)	・お別れ遠足(1年~5年)				・日本ピア温圧療法による灸のボランティア 3/9~3/11

(提供：田中元治(前校長))

## 第5 米国の災害放送

(出典：東京都「1994年ノースリッジ地震東京都調査  
団報告書」P125～165)

### 1 地震直後のKFWB局の放送内容

【1994年1月17日午前4時32分スタート】

(地震直後には、天気予報を伝えていた。途中で警報らしいものが鳴り、天気予報とは別のアナウンサーが地震の速報を伝え始めた。)

- アナウンサー：KFWB ニュースです。4時半頃、ハリウッド地区で非常に強い地震がありました。スタジオ内では、まだ揺れが感じられます。(すると、すぐ現場にいるレポーターの音声に切り替わった。)
- レポーターA：現在の状況をお伝えします。非常に大きな地震が発生しました。まだ暗いのですが、道路の変圧器から火花が光って、空を明るくしています。ここからは、通行していた車が揺れにともなって運転が乱れていることが確認できます。
- アナウンサー：スタジオは10秒くらいかなり揺れました。壁から時計が落ち、みんなテーブルの下に潜って身を守っていました。まだ余震が続いています。
- レポーターA：そのとおりです。これからハイウェイを通って、サンフェルナンドへ移ります。
- アナウンサー：火事は見えますか？
- レポーターA：いいえ。こちらのほうは見えません。
- アナウンサー：こちらはKFWB ラジオです。スタジオには、ケン、ピーターとジョンがいます。ロサンゼルスから放送しています。呼ばれているようですので現場のレポーターに切り替えます。(しかし、応答はなかった。)南カリフォルニアで強い地震がありました。ガスの臭いがしたら、元栓を探して閉めてください。
- レポーターB：この地震は、1971年の時より大きいと思います。ここでは、水道管が破裂し、道路に水が溢れています。とにかく被害は大きいようです。
- アナウンサー：ジョン、あなたはどう感じましたか？
- レポーターC：今、フリーウェーにいますが、私が見ているところでも被害が確認できます。道路には亀裂や陥没があります。かなり揺れたと思います。
- アナウンサー：ありがとうございます。ペットと奥さんを大事にしてください。グリーン、あなたはどこ

にいるのですか？

- レポーターD：ロングビーチのフリーウェーにいます。私は30～40秒くらい揺れたと思います。経験したことの無いひどい揺れでした。
- アナウンサー：今日、午前4時32分頃、南カリフォルニアで強い地震がありました。詳しいダメージはまだわかりません。スタジオ内では時計が落ち、みんな恐怖を感じました。呼んでいるレポーターは誰ですか？
- レポーターE：スチーブです、私はロサンゼルス市中心街にいます。ここは交通監視塔です。この地震は1971年の地震やロマブリータの地震より強いと思います。
- アナウンサー：窓から外は見えますか？
- レポーターE：いいえ、窓ガラスが割れて近づけません。ここはビルの24階に相当する高さですから、かなり揺れました。
- アナウンサー：他の窓は近くにありますか？
- レポーターE：移動して、後ほど呼びます。
- レポーターA：今、私はペントウーラブルーバードにいます。このあたりを歩いていますが、建物は完全に停電しており、警察が巡回しています。外に人がたくさん出ているので、通行人に話を聞いてみましょう。(通りがかりの人に声をかけた。)ちょっといいですか。あなたの名前と何をしていたかを教えて下さい。
- 通行人：ニーノです。私は寝ていました。最初は地震だとは信じられませんでした。家具などが全部倒れたり、物が落ちたりしましたが、幸いにも怪我人はいませんでした。
- アナウンサー：ありがとうございます。今朝4時30分頃、大きな地震がロス地域を襲いました。落ち着いてラジオを聞いてください。聴取者の方から電話が入りましたので、心境を伝えてもらいましょう。(と聴取者を呼ぶ。)
- 聴取者：私は激しい上下運動を感じました。棚にあったクリスタルなどが割れて床に散らかっています。でも、幸いにも怪我人はありませんでした。
- アナウンサー：今度は、地震研究者に話を聞いてみましょう。これから何をすればいいかを話してもらいましょう。
- 研究者：電話を使わず、仕事にいかないことです。第三に、深呼吸して落ち着くことです。これによって恐怖感がとれるでしょう。



とにかく、「Everything is Fine」と思えばいいんです。(大丈夫だと笑いながら伝えた。)問題は、もっと大きい地震がくるかもしれませんので、その覚悟が必要です。そして、できるだけ芝生の上にいることです。これは、家の中にいると物が飛んでくるからです。とにかく、緊急事態に陥っている人が大勢いると思われるので、その人たちに限り電話を使用してもいいですが、なるべく電話は使わず、靴を履くことが大事です。

- アナウンサー：家の中にいる場合は？
- 研究者：できれば芝生のほうがいいでしょう。まだ暗いので、懐中電灯を忘れずに避難してください。
- アナウンサー：ろうそくは使わないほうがいいと思いますが。
- 研究者：そのとおり、絶対にだめです。ガス漏れの可能性が大きいからです。天然ガスは空気と14%混ざると爆発しやすくなります。このため、火花が出るものは使わないでください。
- アナウンサー：ガスの元栓は閉めるのですか？
- 研究者：臭いがしたら、電気を消してすぐに閉めてください。臭いがしないときは、とりあえず何もしないほうがいいでしょう。臭いがする場合は、とにかく元栓を閉めて、ドアや窓を開放することです。
- アナウンサー：ありがとうございます。マーク、あなたはどこにいるの？
- レポーターF：バサディナのフリーウェーで運転中です。ものすごい砂埃が宙に舞っています。停電もしています。外から見ると、大きな被害と混乱はなさそうです。局から出て間もないですが、電気が回復しているところがあるように感じます。
- アナウンサー：今朝、大きな地震がロス地域を襲いました。落ち着いてラジオを聞き続けてください。大勢の聴取者の方が電話で待っています。その一人の体験を聞いてみましょう。
- 聴取者：私は寝ながらラジオを聞いていました。最初は何が起こっているかわからなくて驚きました。家の中の物が全部落ちてしまい、どうしようもありませんでした。(と言っている間に、アナウンサーが割り込みを終わらせた。)
- アナウンサー：体験を話してくれてありがとうございます。先程のレポーターが呼んでいるよ

うです。どうぞ。

○レポーターA：郊外を見て回ったところ、さほどの被害はないと感じます。負傷者もいないようです。走行中の車は徐行運転を行っています。まだ真っ暗ですがほこりが宙に舞っているのが見えます。今のところ、火事は見当たりません。市民は外に出始めています。警察は、レンガ造りの建物から離れ、道路のほうを歩くように指示しています。

○別のアナウンサー：先程入った情報ですが、地震はM6.5です。中規模の地震ですが、その破壊力は中の大の破壊力を持っています。このため、テーブルにあるものは全部落ちたと思われます。沿岸にも大きな被害をもたらしたでしょう。ちょっと前にM4の余震があったようですが、落ちてくるガラスに注意しましょう。情報によると無謀運転をしている人が多いそうです。そして、信号機が作動していないので交差点では気をつけましょう。とにかくリラックスしてください。リラックスです。(リラックスを強調する。)

ロマプリータより被害はひどいようです。局地的に被害が出ているもようです。世界のニュースではロスの地震が伝えられています。道にガラスの破片が散らかっていたり、危険な状態が続くので、ラジオを聞き続けてください。

(午前5時)

- アナウンサー：(地震が発生したことを繰り返し伝える。)サンフェルナンド地域ではかなりの被害があったようです。ガスの臭いがしたら、すぐに元栓を閉めてください。次の聴取者の方、どうぞ。
- 聴取者：私の家ではかなり揺れたと思います。面白いことに、10年も動いていなかった時計が、地震のおかげで再び動き始めました。
- アナウンサー：わが局のレポーターがやっと局にたどり着きました。様子を話してください。
- レポーター(交通情報担当)：交通状況は大変です。橋では渋滞、交差点では信号がつかみません。街は暗闇に包まれています。もし、放送を聞いているあなたが交通に関する何らかの被害情報を発見したら、その情報を電話で伝えてください。電話番号は213-4633(スタジオ直通番号)です。橋やフリーウェーの情報を教えてください。

- アナウンサー：幸いなことに、今日は祭日であり、学校も仕事もありません。他の現場を呼んでみましょう。
- レポーターH：私はロングビーチにいます。40秒くらい揺れたと思います。ここでは大きなダメージはありません。電気も回復しています。
- アナウンサー：ロングビーチでは大きな被害はなさそうですね。待っている聴取者の方、どうぞ。
- 聴取者：わが家では、本棚が私の頭に落ちましたが、大した怪我はありません。しかし、パソコンやステレオなどはもう使えないでしょう。
- アナウンサー：どうもありがとう。ベントゥーラブルーバードのレポーターが呼んでいるようです。どうぞ。
- レポーターE：ここは信号が消えて完全に暗くなっています。市民が大勢外に出ています。そのうちの一人にインタビューしましたが、冷静に煙草を吸っている人もいれば、恐怖を感じている人もいます。3つの消火栓から水が噴出しています。警察が地域を巡回しています。消防隊も各方面から出動しています。そして、ガス会社が検査に来ています。サンフェルナンドではかなりの被害があったようです。また報告します。
- アナウンサー：サンフェルナンドからの報告でした。今度はもう一度あなたが何をすべきかを伝えましょう。自宅にいるあなたは、靴を履いてガス漏れがないかを確認しましょう。道路にいるあなたは、ゆっくり運転しましょう。現在は、5～6%の確立で大きな余震が起こると思われま。そして20%の確立でビックワンが起こるかもしれません。M6.5はロス沿岸では今世紀最大の地震でしょう。次はケルタック博士の話聞いてみましょう。
- ケルタック：私は大体M6.5の地震だったと思いますが、正確な数値と震源は後ほどわかるでしょう。
- レポーターI：（コロラドの地震センターから）正確な数値は、M6.6と発表されました。しかし、震源地はまだ未確認です。そのメカニズムもまだ解明されていません。コロラドでは地震発生後7秒で感知されました。
- アナウンサー：（地震が発生したことを繰り返す。）震源地はサンフェルナンドのどこかだと思

われます。現在は死者の情報はありません。

- レポーターJ：ダウントウンの交通情報センターにいます。ここではハイウェイのコンピュータシステムはまだ作動していません。サンタモニカのハイウェイの情報もまだ入っていません。確認されていませんが、橋桁が崩れたもようです。シルマーではハイウェイが崩壊したそうです。R15とR14の交差点が交通不能になっています。電話番号213-871-4633に電話してください。
- アナウンサー：（地震が発生したことを繰り返す。）今度はカリフォルニア州西部の情報です。
- レポーターK：ビバリーヒルズにいますが、一つのホテルの窓ガラスが割れています。しかし、数カ所に明かりが見えます。一つのレストランが営業しており多数の人が食べ物を求めて殺到しています。
- アナウンサー：今度は地震精神科の医師の話聞いてみましょう。市民にアドバイスをしてください。
- 医師：私がここに来る途中、何をすればいいのかわからない人を大勢みかけました。だから、まず落ち着いて子供のそばから離れないことです。そして子供たちに声をかけ、安心させることが大切です。ステップ・バイ・ステップ、焦らずに行動してください。無謀運転者がたくさんいますので、道路に立ち入らないほうがいいと思います。家が無事であれば、子供の横に座ってラジオの放送を聞いて、二次災害をどのように防ぐかを話してください。パニックに陥ると考えずに走ってしまうので、とにかく落ち着いてください。
- アナウンサー：次のレポーター、どうぞ。
- レポーターJ：私は今、海岸の岸壁付近にいます。今までこんな揺れは感じたことがありませんでした。電話は、地震発生後5分でバンクしたもようです。
- レポーターL：私はベントゥーラブルーバードにいます。相当の被害があります。外に出て大勢の人が避難しています。第88消防隊は、全力で活動しています。

（午前5時31分）

【時刻については、収録テープから推定した現地時刻である。】

## 2 KFWBの地震時の防災放送マニュアル (Quake Copy)

○アナウンサー：地震が南カリフォルニアを襲いました。われわれはできるだけ早く、あなたに最新のニュースを提供します。ニュースやサバイバル方法を流しますのでラジオを聞き続けてください。その間、ぜひ思い出してほしい項目があります。

- ・まず、行動する前に考えてください。丈夫な靴を履いて、足を守りましょう。
- ・余震はいつ起こるかわかりません。準備してください。あなたが家の中にいたら、窓や重い物の近くは避けることです。屋外にいたらそのまま屋外にとどまってください。木や電線、ビルの近くは避けることです。
- ・伝えなくてはいけないことがあります。先に経験した地震は、もっと大きな地震の前兆現象かもしれません。この大きい地震の発生確立はおよそ20分の1です。
- ・車の中にいたら、車を脇に寄せて止めてください。道は緊急車両の通行に開けなければなりません。
- ・火事を防ぎましょう。マッチもライターもろうそくも使わないようにしましょう。電気のスイッチを使わないでください。ガス漏れがあったら点火する可能性があるからです。懐中電灯を使いましょう。
- ・ガスと電気の火災には水を使わないことです。適切な消化器を使用するか、火事から逃げましょう。
- ・もし、あなたの家でガスか煙の臭いがしたら、全員を外に連れ出してください。そして、ガスの元栓やブレーカーを切りましょう。電話帳のホワイトページの説明のとおりにしてください。
- ・電話を使わないようにしましょう。電話は、緊急に必要としている人だけが使うようにしましょう。
- ・応急手当やサバイバル情報については、電話帳のホワイトページに書かれています。

(繰り返し伝えます。地震が発生しました。今から、あなたがあなた自身と家族をどういうふうにして守れるかについて伝えます。)

- ・屋内にいても屋外にいても、そこにとどまってください。車の中にいたら、脇に寄って止めてください。
- ・靴を履きましょう。
- ・マッチ、ライターや電気スイッチは使わないでください。懐中電灯だけを使ってください。
- ・あなたは負傷者を手当てすることができます。応急手当のやり方については、電話帳のホワイトページを見てください。
- ・家でガスや煙の臭いがしたら、外に出てください。そして、ガスの元栓やブレーカーを切りましょう。

- ・電気火災やガス火災に、決して水を使用しないでください。消化器だけを使うか、危険から逃げるかしてください。
- ・ニュースと安心情報を聞けるよう、ラジオを聞き続けてください。

## 3 フォックス・テレビの地震防災放送マニュアル (After the Quake)

### 1 Utility Check—ガス漏れ

- フィル・バーナル（南カリフォルニアガス会社）：（ガス会社のビデオテープが流れ、担当者が話す。）音でガス漏れを知ることができます。こういう音がします。（水道管のようなもので空気を吐いて、スーという音がする。）
- ナレーター：臭いや音を感じた場合、機械類の元栓を閉めてください。
- バーナル：（「地震後の助言」という文字が出て）ガスの音が聞こえるが、どこからきているかわからない場合、家の外へ行って、元栓を閉めてください。閉めるにはレンチが必要です。（元栓を閉める方を見せる。）レンチをつまみにはさみ、つまみがガス管と直角になると閉めている状態になっています。
- ナレーター：しかし、ガスの臭いと音がしない場合、元栓を閉めないでください。元栓を閉めたら、一人では開けられず、ガス会社に依頼しなければなりません。1987年の地震では、37,000人が元栓を必要なく閉めてしまい、ガス会社の無駄な仕事になりました。

### ・UtilityCheck

臭いや音がしないかチェックしよう。

ガス器具類の元栓を閉めましょう。

どこが漏れているかわからない場合、元栓を閉めましょう。ただし、一人で復帰しないでください。

臭いも音もしない場合、元栓を閉めないでください。

### 2 Utility Check—水漏れ

- ケビン・ショスト（水道・電気局）：最初にするのは、水漏れの確認です。庭から水が溢れているか、住宅の床から水が漏れているかなどがあります。しかし、目に見えない漏れがあるため、確認するには家の外に行き、床にあるメーターを見てください。メーターの三角の針が動いていると、何らかの形で水が漏れています。この場合は、結構漏れている回り方です。（例のメーターはかなり回っている。）元栓を閉めるためには、メー

ターよりすぐ手近なバルブがあります。しかし、これを閉める場合、ウォーターキーというものがが必要です。(高さ1mくらいの鉄棒。)これは一般に売られています。バルブが水道管と直角になると閉めたことを示します。(かなり力を使っているように見える。)

○ナレーター：ウォーターキーのない人は、レンチを使って閉めることができますが、容易ではありません。家の外の壁にあるホイールバルブを閉めると、水道を遮断することができます。

○ショスト：こういうバルブは、右回しは閉める、左回しは開けるのです。

○ナレーター：電気のブレーカーを落とすときは、小さいブレーカーを落としてから、総ブレーカーを落としてください。

#### ・Utility Check

水漏れを探そう。

メーターをチェックしよう。

針が回っていると漏れがあります。

メーターを閉めるか、ホイールバルブを閉めるかしてください。

右は閉め、左は開けるです。

ブレーカーを切るときは、小さいほうから落としましょう。

### 3 First Aid—応急手当

○ドリュー・ピンスキー (医学博士)：最初に、深呼吸して自分を落ち着かせることが大事です。あなたが負傷していたり、興奮していたりすると、誰も助けることができません。

○ナレーター：次は、負傷者の全体をチェックしてください。

○ピンスキー：まず、倒れている負傷者がいたら、「大丈夫ですか。」「意識がありますか。」と聞き、そして心配なのは呼吸と脈があるかどうかです。気道を確保するには、頭を後ろに倒し、気道が確保されます。(シミュレータ人形を使ってみせる。)脈を調べるには、首の血管を押さえて脈が感じられます。

手首の血管からも調べることができます。自分の脈を感じていないか注意してください。

○ナレーター：呼吸や脈がない場合、基本人工蘇生を始め、救急隊の応援を要請してください。(しかし、大事な人工蘇生法は教えてくれない。)

○ピンスキー：背骨の骨折のある負傷者、またはその疑

いのある人は、固い物に固定し、特に首を固定してください。

○ナレーター：出血を止めるには、ガーゼなどを使ってください。こういったものがない人は、おむつや女性生理用品を使ってもいいでしょう。

○モートン・ウーリー (医学博士)：出血は、指でガーゼを押さえて止めることができます。骨折の場合は、まず棒を布で巻き、何か所かを固定します。(足を例にしている。)タオルなどを使って、膝の上と下、踵の上と腰の下を結び、固定しましょう。

○ナレーター：電話帳に、応急機関の電話番号が載っていることを忘れないでください。

#### ・First Aid

まず落ち着こう。

全体をチェックしよう。

呼吸と脈を確認しよう。

911番を呼び、人工蘇生を行おう。

怪我には手で押さえよう。

骨折には手足を固定しよう。

### 4 Water Supplies—飲料水の清浄

○ナレーター：あなたの水がこのように濁っていたら、浄水する必要があります。(コップに入っている濁った水を見せる。)

○パンジャク・パレク (水道・電気局)：まず、水を沸騰させることが大事です。

○ナレーター：沸騰したら、冷まして布などを使ってこしてください。火が使えず、沸騰させることができない人は漂白剤を使ってください。

○パレク：漂白剤の量として、1ガロンに4分の1ティースプーンです。4分の1ティースプーンがどのくらいかわからない人がいるでしょうが、だいたい結構です。蒸発するために、15~20分待って、多少プールの臭いがしても心配ありません。

○ナレーター：蒸発した後、布でこしてください。漂白剤のない人は、錠剤のものを使っても結構です。

○パレク：これは適切な量をいれ、同じく20分待ってください。

○ナレーター：有効期限に注意しましょう。

○パレク：漂白剤の場合は、たいてい2年が限度です。このため、2年ごとに買い替えてください。

#### ・Water Purification

水は20分沸騰させましょう。



冷ましてこみましょう。

沸騰させられない人は漂白剤を使いましょう。  
水1ガロンに対して4分の1ティースプーンで  
す。

漂白剤のない人は錠剤のものを使いましょう。  
有効期限に注意しましょう。

## 5 Water Supplies—飲料水の確保

- ナレーター：1992年6月28日のM7.4の地震では数家庭が断水し、軍隊が砂漠地帯の住宅にトラックで水を与えました。しかし、皆さんは各家庭にいくつかのところで、水があったことに気がつきませんでした。一つはボイラーのタンクです。そこにはたいてい30~50ガロンは入っており、タオルなどでこしてください。ただし、水が熱湯になっている場合もあるので、注意してください。
- トム・ブラウン(地震準備協会)：タンクから水を出し、20分沸騰させてください。それか漂白剤を使って浄水してください。
- ナレーター：もう一つ、トイレにもあります。
- ブラウン：トイレの水を使うとき、絶対に便器の水を使わず、タンクの水だけを使ってください。
- ナレーター：台所にも水があります。氷はその一つです。
- ブラウン：台所には、フルーツの罐詰もあり、たくさんの食品から水が得られます。ただし、喉の渇くものは避けたほうがいいでしょう。
- ナレーター：プールの水は飲まないほうがいいでしょう。漂白剤や他の薬剤が大量に入っているからです。洗面やトイレに使ってください。持っている水はとても貴重なため、一気に飲まないほうがいいですが、定期的に飲んでください。

### ・ Water Source

ボイラーに水があります。  
トイレのタンクにもあります。  
冷蔵庫にも水があります。  
罐詰食品(塩辛いものは避けましょう。)  
プールの水は飲めません。

## 6 Communication—電話

- キャサリン・フリン(パシフィック・ベル)：災害が発生すると、多くの人が親戚や知人の安否について心配し、電話が殺到します。これはパンクを起こす原因になり、車の渋滞と同じようなプロセスです。われわれが訴え

たいのは、緊急以外の人は電話を自粛することです。

- ナレーター：救急車を要請したい人で、電話がなかなかつながらない場合はどうするのでしょうか。
- フリン：こういう場合は、回線が混雑しているため電話がかかりにくいのですが、そのまま待ってください。だいたい2分につながると考えられます。
- ナレーター：待てない人は公衆電話を使ってください。なぜかというと、電話局はまず公衆電話を復帰させるからです。
- フリン：公衆電話を使うと、もっと早く確実に回線につながります。
- ナレーター：電話をするときは、市外線を使ったほうがいいでしょう。
- フリン：無事を知らせるためには、州外の人に連絡を入れ、他の人に電話をかけるよう頼んでください。
- ナレーター：最後に、電話局が必ず行ってほしいことを。
- フリン：地震の振動で、受話器がフックから外れることがあるため、すぐに戻してください。でないと、電話回線のパンクの原因になります。

### ・ Phones

緊急以外は控えよう。  
かけるときは、普段より待つこと。  
公衆電話を使おう。  
州外の人に連絡を入れよう。  
受話器をフックに戻そう。

## 7 Emotional First Aid—精神の手当て

- ロバート・バターワース(臨床心理学者)：地震が発生すると、子供たちは普段の環境とまったく違う環境を体験し、興奮したり騒いだりします。
- ナレーター：地震のストレスを原因に、子供たちは患いを起こしたり、胃が痛くなったりします。こういう場合は、二つの助言があります。
- バターワース：一つは子供を抱くこと、後の一つは状況を説明することです。特に、余震の危険性を説明することが重要です。
- ナレーター：若年の児童に状況を説明するのは難しいことです。このため、クレヨンを与え、絵を描かせたりすると、子供が感じていることがわかります。
- バターワース：(子供が描いた絵を見せる。)ある子供が描いた絵を見ると、木の上にいるのは恐

怖を感じた子供であり、そばに描いてあるのが恐怖のもとであると考えられます。というのは、子供は絵を通して表現しているからです。

- ナレーター：ぬいぐるみを使って、恐怖を感じているかどうかわかります。
- バナーワース：もう一つは、ぬいぐるみを使って、感じていることを表現させることです。子供たちはぬいぐるみを通して気持ちを表すからです。
- ナレーター：そして、してはいけないことがあります。
- バナーワース：まず、自分（親）が感じていることを隠さないことです。そして、子供たちを絶対に一人にさせないことです。

・ Utility Check

ストレスは患いのもと。  
子供たちを抱こう。  
絵を描かせよう。  
ぬいぐるみで気持ちを表現させよう。  
自分の感情を隠さないようにしよう。  
子供たちの近くにしよう。



1994年1月17日ノースリッジ地震における被災現場からの生放送（提供：株優光社 山村武彦）



神戸の惨状を取材するTV局員（神戸市中央区生田通）

## 第6 関係法令・条例等

### I 地域防災計画関係

#### ○災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（参考）都道府県防災会議条例準則  
都道府県災害対策本部準則

#### ○地震防災対策特別措置法（平成7年6月16日法律第111号）

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### ○大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）

第一条 この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### ○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年5月28日法律第63号）

第一条 この法律は、地震防災対策強化地域における地震防災対策の推進を図るため、地方公共団体その他の者が実施する地震対策緊急整備事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。

#### ○建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、

建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（参考）特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針（平成7年12月25日建設省告示第2089号）

#### ○石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）

第一条 この法律は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他災害の防止に関する法律と相まって、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、もって石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### ○国土総合開発法（昭和25年5月26日法律第205号）

第一条 この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資することを目的とする。

#### ○河川法（昭和39年7月10日法律第167号）

第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、及び流水の正常な機能が維持されるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

#### ○海岸法（昭和31年5月21日法律第101号）

第一条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全に資することを目的とする。

#### ○砂防法（明治30年3月30日法律第29号）

（条文省略）

#### ○地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）

第一条 この法律は、地すべり及びびた山の崩壊による被害を防除し、又は軽減するため、地すべり及びびた山の崩壊を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

#### ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）

第一条 この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、及びその崩壊に対しての警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全

とに資することを目的とする。

**○活動火山対策特別措置法**（昭和48年7月24日法律第61号）

第一条 この法律は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域について、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民等の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

**○都市計画法**（昭和43年6月15日法律第100号）

第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

**○都市再開発法**（昭和44年6月3日法律第38号）

第一条 この法律は、市街地の計画的な再開発に関し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理化かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

**○建築基準法**（昭和25年5月24日法律第201号）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

**○宅地造成等規制法**（昭和36年11月7日法律第191号）

第一条 この法律は、宅地造成に伴いかけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域内において、住宅造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

**○都市公園法**（昭和31年4月20日法律第79号）

第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

**○廃棄物の処理及び清掃に関する法律**（昭和45年12月25日法律137号）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

**○消防法**（昭和23年7月24日法律第86号）

第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

**○水防法**（昭和24年6月4日法律第193号）

第一条 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

**○警察官職務執行法**（昭和23年7月20日法律第136号）

第一条 この法律は、警察官が警察法（昭和29年法律第162号）に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。

2（略）

**○自衛隊法**（昭和29年6月9日法律第165号）

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

**○災害救助法**（昭和22年10月18日法律第118号）

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

**○災害弔慰金の支給等に関する法律**（昭和48年9月18日法律第82号）

第一条 この法律は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯主に対して貸し付ける災害援護金について規定するものとする。

**○伝染病予防法**（明治30年4月1日法律第36号）

（条文省略）

**○水難救護法**（明治32年3月29日法律第95号）

（条文省略）

**○気象業務法**（昭和27年6月2日法律第165号）

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによって、気象業務の健全な発達を図り、もって災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

**○道路法**（昭和27年6月10日法律第180号）

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

とする。

○**道路交通法**（昭和35年6月25日法律第105号）

第一条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

○**航空法**（昭和27年7月15日法律第231号）

第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の秩序を確立し、もって航空の発達を図ることを目的とする。

○**電波法**（昭和25年5月2日法律第131号）

第一条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

○**放送法**（昭和25年5月2日法律第132号）

第一条 この法律は、左に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一～三（略）

○**有線電気通信法**（昭和28年7月31日法律第96号）

第一条 この法律は、有線電気通信設備の設置及び使用を規律し有線電気通信に関する秩序を確立することによって、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○**電気通信事業法**（昭和59年12月25日法律第86号）

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとする事により、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

○**郵便法**（昭和22年12月12日法律第165号）

第一条 この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

○**激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律**（昭和37年9月6日法律第150号）

第一条 この法律は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

○**特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律**（平成8年6月14日法律第85号）

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場

合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣言の特例、民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立ての手数料の特例及び建築基準法（昭和25年法律第201号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

○**防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律**（昭和47年12月8日法律第132号）

第一条 この法律は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第三十九条第一項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の居住に適當でないと認められる区域内にある居住の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定めるものである。

○**公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法**（昭和26年3月31日法律第97号）

第一条 この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適應するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを目的とする。

○**農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律**（昭和25年5月10日法律第169号）

第一条 この法律は、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もって農林水産業の維持調査を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

○**公立学校施設等災害復旧費国庫負担法**（昭和28年8月28日法律第247号）

第一条 この法律は、公立学校の施設の災害復旧に要する経費について、国の負担する割合等を定め、もって学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

○**公営住宅法**（昭和26年6月4日法律第193号）

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○**災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律**（昭和22年12月13日法律第175号）

第一条 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下災害という。）による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について



納付すべき国税の徴収若しくは還付に関する特例については、この法律に定めるところによる。

#### ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年8月5日法律第136号）

第一条 この法律は、暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、降霜、低温又は降ひょう等の天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

#### ○地方交付税法（昭和25年5月30日法律第211号）

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

#### ○被災市街地復興特別措置法（平成7年2月26日法律第14号）

第一条 この法律は、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域及び被災市街地復興推進地域内における市街地の計画的な整備改善並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な事項を定める等の特別の措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### ○被災区分所有建物の再建に関する特別措置法（平成7年3月24日法律第43号）

第一条 この法律は、大規模な火災、震災その他の災害により滅失した区分所有建物の再建等を容易にし、もって被災地の健全な復興に資することを目的とする。

#### ○刑法（明治40年4月24日法律第45号）

第百十四条（消火妨害） 火災の際に、消火用の者を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消火を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第百二十一条（水防妨害） 水防の際に、水防用の者を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

#### ○軽犯罪法（昭和23年5月1日法律第39号）

第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一～七（略）

八 風水害、地震、火事、交通事故、犯罪の発生そ

他の変事に際し、正当な理由がなく、現場に出入するについて公務員若しくはこれを援助する者の指示に従うことを拒み、又は公務員から援助を求められたのにかわらずこれに応じなかった者  
九～十五（略）

十六 虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出た者

十七～三十四（略）

#### ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

#### ○地震保険に関する法律（昭和41年5月18日法律第73号）

第一条 この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

## II トイレ関係の法令

(条文省略)

### 1 公衆便所関係の設置

#### (1) 設置場所関係

##### ア. 公衆便所の設置

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）  
第5条第5項

##### イ. 公衆便所の建設面積の割合

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）  
第53条第4項  
第59条

##### ウ. 自然公園内での公衆便所の設置

- 自然公園法  
第17条  
第18条  
第20条  
第26条
- 自然公園法施行令  
第4条  
第22条

##### エ. 都市公園での設置

- 都市公園法  
第2条第2項第7号
- 河川法「河川占用敷地許可準則」

#### (2) 設置条件

##### ア. 車両、船舶、航空機のし尿処理

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）  
第5条第6項

##### イ. 特殊建築物の便所、公衆便所等の構造

- 建築基準法施行令  
第30条

##### ウ. 特定建築物、特定施設の指定

- ハートビル法施行令第1条
- ハートビル法施行規則第1条

##### エ. 特定施設の基礎的基準、誘導的基準

- 建設省告示第1987号

### 2 一般便所

#### (1) 汲取り便所の位置

- 建築基準法施行令  
第34条

### 3 公衆便所・一般便所共通

#### (1) 設置条件

##### ア. 水洗便所化の義務

- 建築基準法  
第31条第1項
- 下水道法  
第11条の3

##### イ. 公共下水道のない水洗便所でのし尿浄化槽の設置義務

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）  
第31条第2項

##### ウ. 便所の採光、換気

- 建築基準法施行令  
第28条

##### エ. 汲取り便所の構造

- 建築基準法施行令  
第29条

##### オ. 改良便槽の構造

- 建築基準法施行令  
第31条

##### カ. し尿浄化槽の構造

- 建築基準法施行令  
第32条

##### キ. 浄化槽法

- 浄化槽法  
第4条

##### ク. 漏水検査

- 建築基準法施行令  
第33条

#### (2) 処理、処分、維持管理

##### ア. 糞尿の使用法の制限

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）  
第17条

##### イ. 市町村のし尿処理

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）  
第6条第1項

##### ウ. 浄化槽によるし尿処理

- 浄化槽法（昭和58年法律第43号）  
第3条

##### エ. 終末処理場、し尿処理施設、浄化槽等からの排水の規制、検査

- 水質汚濁防止法
- 湖沼水質保全特別措置法
- 瀬戸内海環境保全特別措置法

##### オ. 一般廃棄物の処理処分

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律

- 第137号)  
第6条～第9条
- カ. 浄化槽の維持管理
- 浄化槽法  
第6条～第9条
- キ. 公共下水道の維持管理
- 下水道法  
第3条～第25条
- #### 4 職場の便所関係
- 労働安全衛生規則  
第628条
  - 事業所衛生基準規則  
第17条  
第18条
- #### 5 し尿処理又はトイレ施設整備等関係
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）  
第5条  
第6条の2  
第7条  
第22条
  - 沖繩振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）  
第5条第2項  
第48条第6項
  - 社会教育法（昭和24年法律第207号）  
第35条
  - 医療法（昭和23年法律第205号）  
第33条
  - 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和33年法律第81号）  
第1条
  - 公立養護学校整備特別措置法（昭和31年法律第152号）  
第2条
  - 地域保健法（昭和22年法律第101号）  
第15条
  - 伝染病予防法（明治30年法律第36号）  
第25条
  - 生活保護法（昭和25年法律第144号）  
第75条第1項
  - 売春防止法（昭和31年法律第118号）  
第40条第1項
  - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）  
第370条の2第1号
  - 精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）  
第26条第1項第3号
  - 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

- 第52条
- #### 6 防疫関係
- 伝染病予防法（明治30年法律第36号）  
第5条
  - 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）  
第2条  
第3条
  - 家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）  
第1条  
第2条

### III 条例等

#### 1 トイレ関係

（出典：「トイレの研究」（日本トイレ協会編）  
P322～325）

- ・ 藤沢市公衆便所条例（昭和39年3月制定）
- ・ 飯田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 川崎市浄化槽指導要綱
- ・ 神戸市市民トイレ設置要綱
- ・ 広島市福祉のまちづくり環境整備要綱
- ・ 公共トイレの整備指針（富山県・北海道・静岡県・茨城県等）

#### 2 震災対策関係

- ・ 東京都震災予防条例（昭和46年制定・8章53条）
- ・ 横浜市地震対策条例（昭和50年制定・6章29条）
- ・ 墨田区地域防災基本条例（昭和54年制定・7条）
- ・ 市川市震災予防条例（昭和55年制定・7章34条）
- ・ 川崎市地震対策条例（昭和56年制定・7章31条）
- ・ 藤沢市地震対策条例（昭和59年制定・7章34条）
- ・ 静岡県地震対策推進条例（平成8年制定・7章38条）
- ・ 渋谷区震災対策総合条例（平成8年制定・4章43条）

## 第7 関係省庁の防災業務計画（抄）

### 1 自治省・消防庁防災業務計画（平成8年5月改正）

#### 第二編 防災に関しとるべき措置（基本対策編）

##### 第一章 防災体制

（略）

##### 第二章 調査研究

（略）

##### 第三章 災害予防

##### 第一節 防災教育の推進

（略）

##### 第二節 防災思想・知識の普及

###### 一 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るという防災の基本について、国民が自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう国民に対する防災思想の普及徹底を図る。

###### 二 防災知識の普及

国民に対し、災害の態様と危険性の周知を図るとともに、水、食料等の備蓄、非常持ち出し品の準備、住宅の補強、住宅用防災機器の設置など家庭、職場等における備えを呼びかける。また、災害時の身の安全の確保、避難時の行動、初期消火や救助、応急手当の方法、災害弱者への支援、流言飛語の防止など災害時に適切に対応する上で必要な防災知識の普及を図る。

###### 三 普及方法

###### (一) 広報誌等の活用

自ら発行する広報誌により普及啓発を行い、また、地方公共団体の広報誌等の活用を促進するとともに、地方公共団体に対し広報資料を提供する。

###### (二) マスメディア等による普及

テレビ広報番組により、広報を行うほか、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等報道機関に対し、防災思想・知識の普及に資する資料を積極的に提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供を行う。

###### (三) 各種キャンペーンの実施

火災予防週間、防災週間、危険物安全週間、救急の日、国民安全の日、防災とボランティア週間等の防災に関する諸行事を通じ、防災思想・知識の普及を図る。

###### (四) 社会活動等を通じた普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の活動を促進し、それらを通じて防災思想・知識の普及を図る。

###### (五) 消防防災関係団体等による普及

広報誌、パンフレット、ビデオの制作、研修・講習の実施など日本消防協会、日本防火協会、消防科学総合セ

ンター、危険物保安技術協会、消防試験研究センター、危険物安全協会等の団体が行う啓発活動に協力する。

###### (六) 表彰の実施

防災に関し功績のあった個人・団体、事業所等について、表彰を実施する。

###### (七) 地方公共団体における防災思想・知識の普及

地方公共団体において、地域の実情に応じた防災思想・知識の普及啓発が効果的に推進されるよう指導・助言する。

#### 第三節 自主防災体制の整備

##### 一 地域住民による自主防災活動の推進

災害の発生を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるためには、地域住民による初期対応が重要であり、自主防災組織の育成強化を促進するなど、地域住民による自主防災活動の推進を図る。

###### (一) 防災意識と連帯感の高揚

広報等による啓発、消防防災関係団体等との連携、研修の実施等により自主防災意識の高揚を図るとともに、普段からコミュニティ活動を促進し、連帯感の醸成に努める。

###### (二) 自主防災組織の育成

自主防災組織のリーダーの養成、活動方法等に関する指針や手引き書を作成するなど、地方公共団体における自主防災組織の育成を指導・支援するとともに、消防団との連携の強化を図るよう指導する。

###### (三) 活動環境の整備

自主防災組織の活動拠点の整備に対する支援や防災資機材等の整備に関する助成、訓練中の事故等に対する補償制度の普及等により、自主防災活動が活性化されるよう活動環境の整備を促進する。

##### 二 事業所等における自主防災体制

地域における自主防災体制の強化を図るためには、地域住民による自主的な防災活動に加えて、事業所等においても、法令若しくは各種計画に基づき、又は自ら職員や財産の安全を確保するため、自主的な防災体制を整備することが重要である。

このため、地方公共団体との連携を図りながら、物資の備蓄、防災機器の設備、職員の訓練など職場における災害への自発的な備えについて呼びかけるとともに、地域の実情に応じ、防災上重要と認められる施設については、自主的な防災活動を実施するための組織の整備、防災訓練の実施、防災に関する施設、設備及び資機材の整備等自主防災体制の整備を図るよう地方公共団体を指導する。（以下略）

#### 第四節 災害ボランティアの育成及び活動環境の整備

（略）

#### 第五節 防災訓練の実施

（中略）

##### 三 地方公共団体における訓練の実施

地方公共団体において、防災関係機関、地域住民等と連携を図りつつ、総合的かつ実践的な防災訓練を年一回以上実施するとともに、様々な状況を想定した訓練を積極的に実施するよう指導する。

#### 四 自主防災組織等における訓練の実施

国民に対し、コミュニティレベルでの訓練への積極的な参加を呼びかけるとともに、自主防災組織等における訓練の積極的な実施を促進する。

#### 五 事業所等における訓練の実施

病院、社会福祉施設、旅館、ホテル、学校施設等及び危険物施設における防災訓練の実施徹底を図るため、地方公共団体を指導する。

### 第六節 防災施設等の整備

#### 一 災害に強い安全なまちづくりの推進

災害の発生を予防し、又は災害による被害を最小限に食い止めるためには、災害に強い安全なまちづくりを推進することが非常に重要である。このため、地域づくりを進めるに当たっては、防災上の観点に十分配慮するよう指導・助言を行うとともに、災害に強い安全なまちづくりに資する事業の積極的な推進を図るため、適切な指導及び支援を行う。

#### 二 防災施設等の整備及び日常の管理

国、都道府県及び市町村等は、それぞれの防災対策に必要な施設、設備、資機材（以下「防災施設等」という。）の整備を行う必要があるが、相互に十分な調整を図り、適切な役割分担の下、効率的な整備を行うことが重要である。

また、防災施設等については、災害時において十分機能を発揮するよう、常に点検整備を行うことが必要である。

この考え方に沿って、防災施設等の整備及び管理を行うとともに、地方公共団体に対する指導・助言を行う。

（以下三～四略）

#### 五 地方公共団体における災害に強い安全なまちづくりの推進

##### （一）災害に強い地域構造の形成

防災性の向上に配慮しつつ、公園・緑地などオープンスペースの確保、道路・街路等の整備、土地区画整理事業等の面的な都市基盤の整備等を促進するとともに、建築物や公共施設の不燃・耐震化、街路樹等の植栽、電線類の地中化、水道の耐震化等を促進する。また、自然災害防止事業の実施等による安全な国土づくりを促進する。

##### （二）消防施設等の整備

消防力の基準に基づき、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の整備を図るとともに、消防水利の基準に基づき消防水利の多様化に配慮しつつ、消火栓、防火水槽等の整備を促進する。

また、消防庁舎の耐震化及び非常電源設備の整備その他堅牢化を図るとともに、消防団の活動拠点施設等

の整備を促進する。

##### （三）救助・救急用資機材等の整備

高規格救急車、救助工作車、救助用資機材等の高度化、電源車、救護用資機材等の整備を図るとともに、緊急消防援助隊用の高度な資機材の整備を促進する。

##### （四）航空消防防災関係施設の整備

全国的な航空消防防災体制の強化を図るため、消防・防災ヘリポート及び緊急離着陸場の整備を促進する。

##### （五）情報通信施設の整備

災害時における迅速かつ確実な通信手段を確保するため、災害に対する安全性の強化及び災害時におけるバックアップ機能の確保に配慮しつつ、防災行政無線、消防無線、画像伝送システム、地域衛星通信ネットワーク等の整備を促進する。

##### （六）防災資機材の整備

災害時における地域住民等の初期消火、情報連絡、救助、避難、救護等の活動に必要な防災資機材の整備充実を図るとともに、防災資機材や物資の備蓄に必要な備蓄倉庫の整備を促進する。

##### （七）防災拠点等の整備

住民の安全を確保するために必要な避難地、避難路等の整備を図るとともに、平常時には地域住民等の研修・訓練の場、憩いの場となり、災害時には防災関係機関、地域住民、ボランティア等の防災活動の拠点、避難地ともなる防災拠点の整備を促進する。

### 第七節 情報の収集・伝達体制の整備

（略）

### 第八節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え

（中略）

#### 七 避難収容体制の整備

##### （一）避難場所等の確保、周知徹底等

災害時において住民等が迅速かつ的確な避難を行うため、避難場所及び避難路の整備並びに当該施設における避難収容に必要な機能の整備を促進する。なお、これらの避難場所等については、地域住民等に周知徹底しておくとともに、安全性の確保を図るよう指導する。

##### （二）避難誘導体制の整備

適切な住民等の避難誘導を図るため、防災関係機関、自主防災組織等との連携に留意しつつ、地域の災害危険性に応じた避難方法を定めるとともに、住民等への迅速な情報の伝達体制、災害弱者に対する支援体制の整備を図るよう指導する。

#### 八 物資等の確保

##### （一）自治省及び消防庁における物資等の確保

災害時に備えて、水、食料及び応急医薬品等の生活必需品の備蓄に努めるとともに、防災服、消火・救助資機材など応急対策に必要な物資・資機材を確保する。

##### （二）地方公共団体における物資等の確保

地方公共団体における備蓄倉庫の整備を促進するとともに、水、食料、生活必需品、応急対策に必要な物資・資機材等の備蓄及び調達について指導及び支援を行う。

#### 九 緊急輸送体制の整備

迅速な広域応援の実施、傷病者の搬送、緊急物資の供給等を行うため、緊急輸送路や緊急離着陸場等の確保、トラック、船舶、ヘリコプター等の輸送手段の活用体制の整備を促進するとともに、交通規制が実施された場合の緊急通行車両の確認及び消防隊の通行に係る措置について指導を行う。

また、関係機関との連携を図りながら、特に緊急を要する場合の消防隊の移動等について、予め適切な輸送手段の確保を図る。

#### 一〇 災害弱者対策

地域の自主防災組織、老人ホーム等の関係施設、ボランティア団体等との連携を図りながら、老人、障害者、乳幼児、外国人等の災害弱者が災害に関する正しい知識や災害時の対応等を身につけることができるように努めるとともに、災害弱者の特性に配慮した避難施設等の整備、災害時の適切な情報提供や避難誘導、避難所での措置等の支援体制の構築等を図るよう指導する。

#### 一一 (略)

### 第四章 災害応急対策

#### 第一節 応急体制の確立

(略)

#### 第二節 災害情報等の収集・伝達

(略)

#### 第三節 広域応援体制の確立

##### 一 消防広域応援の実施

##### (一) 都道府県知事からの要請に基づく広域応援

大規模災害等が発生した場合において、消防の応援に関し被災都道府県知事から要請があり、必要があると認められるときは、長官は、他の都道府県知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求める。

##### (二) 都道府県知事からの要請を待たずに行う広域応援

災害の規模等に照らし緊急を要し、(一)の要請を待たないとまがないと認められるときは、長官は、当該要請を待たないで、他の都道府県知事に対し、必要な措置をとることを求める。この場合において、災害発生市町村の都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

##### (三) 特に緊急を要する場合の対応

(一)は(二)の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、広域的に消防の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、長官は、災害発生市町村以外の市町村の長に対し、応援出動等の措置を求める。

この場合において、(一)の場合にあつては応援出動等を求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、(二)の

場合にあつては当該都道府県の知事及び災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

#### (四) 緊急消防援助隊の出動

(一)から(三)の場合において、長官は、緊急消防援助隊の出動が必要と認めるときは、(一)から(三)の手續に従い、緊急消防援助隊の出動を要請する。

#### (五) 広域航空消防応援

(一)から(三)の場合において、長官は、消防・防災ヘリコプターによる応援が必要と認めるときは、ヘリコプターの運航に関するデータベースを活用しつつ、(一)から(三)の手續に従い、ヘリコプターによる応援について、必要な措置を講じる。

#### (六) 相互応援協定に基づく応援

災害時における消防の相互応援協定に基づく応援の状況について把握するとともに、必要に応じ、円滑な消防の応援活動を確保するための指導・助言を行う。

#### (七) 消防庁現地本部等における調整

大規模災害等が発生した場合において、消防の応援の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、消防庁現地本部等に調整担当要員を派遣し、消防の応援に関する指導・助言を行う。

#### (八) 自衛隊との連携

消防隊員及び資機材の迅速な移送等消防機関の広域応援に関し必要と認める場合には、自衛隊の協力について、必要な措置を講じる。

### 二 広域防災応援の実施

災害の状況に照らし、物資の提供、職員の派遣等消防機関以外による広域的な応援を実施する必要があると認められる場合には、被災地において必要としている支援及び行われている支援の状況等の把握に努め、物資等に関するデータベースを活用しながら、被災地への広域応援について被災都道府県以外の都道府県等との連絡調整を行う。

(以下三～六略)

#### 第四節 災害応急対策の実施

(中略)

### 六 避難収容活動の実施

#### (一) 避難の実施

住民を災害から守るため、適切な避難勧告・指示の発令及び解除並びに避難誘導の徹底を図るとともに、避難場所、避難路の確保を推進するよう指導する。

#### (二) 広域的な避難収容の推進

大規模災害等により大量の避難者が生じ、広域的に避難収容対策を実施する必要がある場合には、関係地方公共団体、政府本部及び関係省庁と連携を図りつつ、公共宿泊施設等避難収容施設の確保を図るとともに、住民転出転入手続きの円滑化、現地における避難収容施設入居の受付窓口の設置等広域的な避難収容の円滑



な実施を促進する。

## 七 物資等の調達・供給活動の実施

### (一) 物資等の調達供給の円滑化

物資等の調達・供給の円滑化に実施されるよう指導を行うとともに、被災地以外の地方公共団体からの物資等の支援について、政府本部及び関係省庁と連携を図りつつ、現地における需要及び支援状況等の把握並びに連絡調整を行う。

### (二) 義援物資の受入れ

政府本部及び関係省庁との連携を図りつつ、被災地において受入れを希望するもの及び希望しないもの等の情報を被災地方公共団体又は消防庁現地本部等から収集し、広報を行う。

また、被災地以外の地方公共団体に対しその内容を周知するとともに、住民からの問合せ及び支援の申出等に適切に対応するよう依頼する。

## 八 緊急輸送対策の実施

消防機関による広域応援、緊急物資の輸送等の円滑な実施のため必要があるときは、関係省庁等と所要の連絡調整を行うものとする。

また、他の地方公共団体等による搬送の効率化、緊急通行車両の確認事務について適切な指導・連絡を行うほか、消防・防災ヘリコプター等による緊急輸送の要請に関し、関係都道府県等と連絡調整を行う。

## 九 施設等の応急復旧

### (一) 自治省及び消防庁の応急復旧

自治省及び消防庁の庁舎が被災した場合には、その緊急性を勘案しつつ、速やかに応急復旧を行い、又は代替手段の確保を図る。

### (二) 地方公共団体における施設等の応急復旧

災害対策の中核的機能を有する施設、交通の確保を図るための施設等の被災状況を迅速に把握するとともに、これらの緊急性を勘案しつつ、速やかに応急復旧を行い、又は代替機能の確保を図るよう指導する。

また、施設等の応急復旧のための被災地以外の地方公共団体からの人的支援、物資等の支援について、政府本部及び関係省庁と連携を図りつつ、必要な連絡調整を行う。

## 一〇 広報の実施

### (一) 自治省及び消防庁における広報

被害状況、応急措置の実施状況その他災害応急対策の円滑な推進に資する情報を的確に収集し、報道機関等へ提供するとともに、報道機関及び国民等からの問合せについて、適切に対応できるようにする。

### (二) 地方公共団体における広報

災害応急対策の円滑な実施及び住民の不安感の解消等を図るため、住民等に対する適切な広報が図られるよう指導する。また、被災地以外の地方公共団体に対し、被災地で必要とするボランティア、物資等に関する

情報など災害応急対策の円滑な推進に資する情報に関する広報及び住民からの問合せに対する適切な対応を依頼する。

### 一一 二次災害の防止

災害発生後において、二次災害の発生を防止するため、火災及び土砂災害等の発生に対する警戒避難その他適切な措置を講ずるとともに、活動中の安全確保の徹底を図るよう指導する。

### 一二 災害ボランティアの受入れ

被災地方公共団体及び消防庁現地本部等から必要とするボランティアなど適切なボランティア活動の実施に資する情報を収集し、広報を行うほか、被災地以外の地方公共団体に対し、その内容を周知するとともに、問合せ等に適切に対応するよう依頼する。

また、被災地以外の地方公共団体が行うボランティアの受付、活動拠点の提供等その他ボランティア活動の円滑化のための支援について、必要な連絡調整を行う。

### 一三 災害弱者への配慮

地域の自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等との連携を図りながら、災害時において、老人、障害者、乳幼児、外国人等の災害弱者の特性に配慮した、適切な情報提供、避難誘導、避難所での措置等を講じるよう指導する。

### 一四 (略)

## 第五章 災害復旧・復興

(略)

## 第六章 税財政措置

(略)

## 第三編 防災に関しとるべき措置 (個別災害対策編)

### 第一章 震災対策

#### 第一節～第四節 (略)

#### 第五節 災害予防

##### 一 震災知識の普及

あらゆる機会を通じ、あらゆる広報媒体を利用し、震災に関する正しい知識を広く国民全体に普及浸透させ、防災意識の高揚に努める。震災知識の普及は、次の事項に重点を置いて実施する。

(一) 地震の特性と被害の態様に関する事項

(二) 建物の耐震性の向上、家具の転倒防止、ブロック塀の補強等家庭での安全確保のための備えに関する事項

(三) 家庭内、外出時、運転時の身の安全の確保、出火防止、初期消火、救助、救護、避難等に関する事項

(四) 津波災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合の迅速な避難方法等に関する事項

(五) その他震災に対する備え及び震災時等における適切な行動を行うために必要な知識に関する事項

##### 二 施設等における防災意識の高揚

防災業務に携わる者及び災害発生の危険性のある施設、災害拡大の要員となる施設、防災上重要な施設等を管

理する者がその社会的責任を自覚し、震災に積極的に対処するよう防災意識の高揚に努める。

### 三 事業所等における事前の備え

消防計画、予防規程、防災規程又は地震防災応急計画を作成すべき事業所等においては、当該計画又は規程等に震災時等にとるべき措置について定め、必要な体制を整備するよう指導するとともに、その他の事業所等においても、自ら地震に対する備えを講じるよう呼びかけを行う。

### 四 防災訓練の実施

#### (一) 総合的訓練の実施

震災は広域にわたる複合的災害であることにかんがみ、情報の収集・伝達の方法、消防活動、避難誘導、救護活動、交通規制、道路啓開、公共施設の復旧等に重点をおき、関係機関及び住民の参加を得た総合的な防災訓練を実施するよう指導する。

#### (二) 共同訓練の実施

震災の特殊性にかんがみ、関係機関の連携の下に共同訓練を実施するよう指導する。

#### (三) 警戒宣言発令時の訓練

地震防災対策特別地域にあっては(一)及び(二)の防災訓練のほか、警戒宣言が発令された場合の応急対策等も含めて実施するよう指導する。

### 五 地震に強い地域づくりの推進

防災拠点、避難地、避難路等の整備、公共施設、ライフライン施設等の耐震化・不燃化、救助資機材など震災対策上重要な施設等の整備を積極的に促進するとともに、緑化の推進、電線類の地中化、オープンスペースの確保など地震に強い地域構造の形成を指導する。

### 六 情報の収集・伝達体制の整備

#### (一) 情報の収集・伝達体制の整備

震災時等における迅速かつ確実な情報の収集・伝達を行うため、震度情報ネットワークシステムの適切な運用、通信施設の耐震性の確保、通信ルートの多重化、通信手段の多様化を図るための施設等の整備を促進するとともに、必要な体制の整備を図る。

#### (二) 地域住民への情報の伝達体制の整備

津波に対する警戒情報、震災時等の避難、救護に関する情報等を迅速かつ確に地域住民に伝達するため、通信手段の整備を促進するとともに、伝達方法の確立と周知徹底を図るよう指導する。

特に、津波警報及び警戒宣言の発令時には、短時間で多数の住民等の避難が必要となることから、即時同報性を確保するよう指導する。

#### (三) 放送機関との連携協力体制の整備

震災時等における放送機関の有する役割の重要性にかんがみ、放送機関との間の震災時等における放送要請に関する協定等を締結し、これらの円滑な運用を図ることができるよう指導する。

### 七 被害予測システムの整備

地震発生直後の被害状況を即座に予測し、情報の空白期においても、地域の被害状況に応じた迅速な消火、救助その他の初動対応可能とするため、被害予測システムの導入を促進するとともに、その円滑な運用を図ることができるよう指導する。

### 八 公共施設等の点検

#### (一) 公共施設等の耐震性等の点検

震災時等における公共施設等の重要性にかんがみ、その耐震性、耐火性その他防災上の性能及び効果について定期的に点検するよう指導する。

#### (二) 公衆の出入りする建築物等に対する耐震性等の点検

公衆の出入りする建築物等における震災時の災害の特殊性にかんがみ、その耐震性、耐火製その他防災上の性能及び効果を点検するよう指導する。

### 九 危険物施設等の耐震対策

(略)

### 十 火災対策

(略)

### 一一 避難体制の整備

#### (一) 避難地等の整備

地震、津波、火災等の災害から住民の生命を守るため、地域の実情に応じた避難地、避難路、防災拠点、津波避難のための施設及びこれらの附帯施設の計画的な整備を促進する。

#### (二) 避難誘導體制の整備

住民等の安全な避難を確保するため、避難誘導體制及びそのマニュアルの整備について指導する。特に津波災害に備え、避難の実施基準の整備、沿岸事業者との連携及び訓練の励行にも配慮しつつ、沿岸住民に速やかに避難勧告等を伝達するとともに、防災関係機関、自主防災組織、近隣居住者等との協力による迅速かつ的確な避難誘導體制の確立を図る。

### 一二 救助・救護体制の整備

地震による倒壊物を排除し、迅速に救助するために必要な救助用の防災資機材等の整備及び活用体制の強化を促進する。

また、震災時においては、要救助事案が同時多発することが予想されることから、地域住民による自主的な救助・救護活動が迅速かつ効果的に実施できるよう必要な資機材、医薬品等の整備を促進する。

## 第六節 災害応急対策

(中略)

### 五 避難収容活動の実施

#### (一) 消防機関等による避難対策の実施

市町村長等の避難の勧告又は指示あかつたとき等において、消防機関等により避難地、避難路の安全確保のための消火活動、延焼防止活動、水防活動等を円滑に実施するよう指導する。

(二) 避難時における防災関係機関の相互協力  
消防機関と他の防災関係機関との連携の下に適切な避難誘導を行うよう指導する。

(三) 応急収容のための施設の利用及び設置  
避難を必要とする者を収容するため適切な公共施設その他の施設の利用を図るよう指導する。

(四) 津波災害に対する避難対策の実施  
津波災害が発生するおそれがある場合における沿岸住民等への迅速かつ的確な避難勧告・指示等の伝達及び適切な避難誘導等について指導する。

#### 六 広報の実施

被災者等に対し、地震に関する正確な情報を提供するとともに、情報不足による社会混乱の発生防止及び住民の安全確保、災害応急対策の円滑な実施に資する広報を適切に実施するよう指導する。

#### 七 救助・救急活動の実施

消防機関による迅速かつ適切な救助活動及び救急活動を実施するよう指導する

### 第七節 災害復旧・復興

(略)

### 第八節 東海地震に係る地震防災応急対策

(略)

#### 第二章～十三章 (略)

### 第四編 地域防災計画の作成の基準 (基本対策編)

#### 第一章 地域防災計画作成の基本

一 防災基本計画、防災業務計画等を踏まえつつ、地域の災害危険性等地域の实情に即して、具体的かつ実践的な計画とすること。

二 災害及び防災対策に関する調査研究の成果並びに災害の経験等を勘案して、毎年及び随時検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行うものとする。

#### 第二章 地域の災害危険性の把握

一 防災アセスメントを実施することにより、地域の自然的・社会的要因による災害に対する脆弱性、災害履歴、土地利用の変遷及び地域の社会構造の変化等を総合的に勘案した地域の災害危険性を把握し、地域防災計画に記載すること。

二 把握した地域の災害危険性に基づき、被害想定を行い、被害想定的基本的な考え得た、想定される災害の種類、規模等及びそれに伴い想定される被害を明らかにすること。

#### 第三章 防災施策の基本方針

地域の災害危険性と被害想定に有機的に関連づけながら、当該地方公共団体の防災行政を進める上での基本姿勢、住民の防災に対する心構え、災害に強い安全なまちづくりについての方針、防災体制の強化等防災施策の基本方針(防災ビジョン)を確立し、明らかにすること。

(一) 地震の特性と被害の態様に関する事項

(二) 建物の耐震性の向上、家具の転倒防止、ブロック塀の

補強等家庭での安全確保のための備えに関する事項

### 第四章 防災体制

#### 第一節 関係機関等の防災義務の大綱の策定と責任の明確化

都道府県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設等の管理者、自主防災組織、ボランティア、災害の発生の危険性のある施設又は災害の発生の拡大の要因となるおそれのある施設の管理者等が、防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱及びこれら相互の関係並びにこれらの機関等との責任分担について定めること。

#### 第二節 広域的な防災体制

大規模災害、特殊な災害等に対処するため、災害の種類、規模、態様に応じ、次のような広域的な防災体制について定めること。

(一) 消防広域応援体制

市町村間の消防に関する相互応援協定、都道府県下の消防広域応援基本計画に基づく広域応援体制の整備及び隣接都道府県の消防機関による応援体制の整備並びに緊急消防援助隊等による人命救急活動等の支援体制の整備を行うための方策に関する事項

(二) 広域防災応援体制

広域防災応援協定等に基づき、物資の備蓄、職員の派遣、施設の利用等に関する広域応援を迅速かつ効率的に機能させるための方策に関する事項

(三) 関係機関との連携協力

防災関係機関及び防災に関し重要な役割を担う民間団体等との連携協力に関する事項を定めること。

#### 第三節 自主防災体制

災害の発生を未然に防止し、災害による被害を最小限度にとどめるため、地域住民による自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等の育成強化など自主防災体制の強化について定めるとともに、これらとの協力関係について定めること。

### 第五章 調査研究

(略)

### 第六章 災害予防

#### 第一節 防災教育の推進

一 職員の防災教育

当該地方公共団体の防災関係職員の役割等を踏まえた防災教育が行われるようその内容及び方法について定めるとともに、防災関係職員以外の職員に対する防災教育についても定めること。

また、都道府県にあっては、市町村議員に対する防災教育の内容及び方法についても定めること。

二 消防職団員等に対する防災教育

消防学校の教育訓練の基準等に基づき、消防学校における消防職員、消防団員用に対する防災教育訓練について定めるとともに、地域防災計画の運用その他防災全般に関する教育訓練が的確に行われるようその内容及び方

法について定めること。

## 第二節 防災思想・知識の普及

### 一 普及すべき内容

自らの身の安全は自らが守るという防災の基本について住民が自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう防災思想の普及徹底について定めるとともに、普及を図るべき次のような防災知識の内容について定めること。

- (一) 災害の態様と地域の災害危険性に関する事項
- (二) 水、食料等の備蓄、非常持ち出し品の準備、住宅の補強、住宅用防災機器等の設置など家庭、職場等における災害に対する備えに関する事項
- (三) 災害時の身の安全の確保、避難時の行動、初期消火方法、救助及び応急手当の方法、災害弱者への支援、流言飛語の防止など災害時における適切な対応に関する事項

### 二 普及方法

- (一) 広報誌等の活用に関する事項
- (二) マスメディア等による普及に関する事項
- (三) 火災予防運動、防災週間、危険性安全週間、救急の日、防災とボランティア週間等各種キャンペーンの実施による普及に関する事項
- (四) 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の社会活動を通じた普及に関する事項
- (五) 地区別防災カルテ、防災マップ、パンフレット、ビデオ、行動マニュアル等の作成・配布に関する事項
- (六) 表彰の実施、講習会の実施、防災センター、体験型学習施設の活用など地域の実情に応じた効果的な防災知識の普及に関する事項

## 第三節 自主防災体制の整備

### 一 地域住民による自主防災活動の推進

災害の未然防止を図るとともに、災害時における適切な初期対応や避難行動等が実施されるよう、地域の実情に応じ、次の事項について定めること。

- (一) 自主防災意識と連帯感の高揚に関する事項
- (二) 自主組織の組織化、リーダーの養成、活動推進の指導等自主防災組織の育成に関する事項
- (三) 自主防災組織の活動拠点の整備、防災資機材の整備、訓練中の事故等に対する補償等自主防災活動の活動環境の整備に関する事項
- (四) 防災訓練等の実施に関する事項
- (五) 災害弱者の支援体制に関する事項
- (六) 消防団との連携に関する事項
- (七) その他防災関係機関との連携等自主防災体制の整備に必要な事項

### 二 事業所等における自主防災体制の整備

事業所等における自主的な防災体制の整備を図るため、次の事項について定めること。

- (一) 事業等の職場における災害への自発的な備えの呼び

かけに関する事項

- (二) 防災上重要と認められる施設における防災のための組織の整備、防災訓練の実施、防災に関する施設等の整備に関する事項
- (三) 危険物施設における自主防災体制の整備に関する事項
- (四) 石油コンビナート等特別方法区域における自衛防災体制の整備に関する事項
- (五) 公衆の出入りする事業所等における防火管理体制の整備に関する事項
- (六) その他事業所等の防災に関する講習会の開催、防災関係機関との連携協力など事業所等の自主防災体制の整備に関し必要な事項

## 第四節 災害ボランティアの育成及び活動環境の整備

災害時におけるボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、次の事項について定めること。

- (一) 災害時においてボランティアに期待する役割に関する事項
- (二) ボランティア意識の醸成に関する事項
- (三) 研修機会の提供、応急手当ボランティアの養成等災害ボランティアの育成に関する事項
- (四) 指導的役割を果たす災害ボランティア、専門的な技能を有する災害ボランティア等の登録など災害ボランティアの組織化の推進に関する事項
- (五) 災害時における受入体制の整備に関する事項
- (六) ボランティア歓迎団体との連携に関する事項
- (七) 活動拠点の整備その他災害ボランティアの活動環境の整備に関し必要な事項

## 第五節 防災訓練の実施

### 一 各種防災訓練の実施

災害時において迅速かつ的確な対応ができるよう、関係機関及び地域住民との連携を図りつつ、次のような各種防災訓練の実施について定めること。

- (一) 指定地方行政機関、自衛隊、他の地方公共団体、指定地方公共機関、自主防災組織、ボランティア関係団体、企業、住民等との連携による総合的なボランティア訓練の実施に関する事項
- (二) コミュニティレベル及び事業所等における防災訓練の実施に関する事項
- (三) 関係機関との情報の収集、伝達訓練の情報に関する事項
- (四) 職員の参集訓練の実施に関する事項
- (五) その他災害の態様、発災時間等様々な状況設定に基づく防災訓練の実施に関する事項

### 二 防災訓練における配慮事項

他の地方公共団体や自衛隊との連携、災害弱者の支援体制の確立、複合的災害の発生への対応など実践的な防災訓練を実施するために配慮すべき事項について定めること。

### 三 防災訓練の検証

防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて改善措置を講じるため、防災訓練終了後の検証について定めること。

## 第六節 防災施設等の整備

### 一 防災施設等の整備

災害時に強い安全なまちづくりを推進するための事業推進の方針について定めるとともに、関係機関等の防災業務の責任分担に応じ、概ね次の事項について、防災施設等の整備目標、整備数等を定めること。

- (一) オープンスペースの確保、道路等の整備、面的な都市基盤の整備、公共施設等の不燃、耐震化、電線類の地中化、街路樹等の植栽、水道の耐震化、自然災害防止事業の実施など災害に強い地域構造の形成に関する事項
- (二) 消防ポンプ自動車、防水水槽、消防団活動拠点施設など消防施設等の整備及び消防庁舎の堅牢化に関する事項
- (三) 救急救助用資機材等の整備に関する事項
- (四) 消防・防災ヘリコプター、緊急離着陸場航空消防防災関係施設等の整備に関する事項
- (五) 防災行政無線など情報通信施設等の整備に関する事項
- (六) 地域住民等の防災活動に必要な防災資機材及び備蓄倉庫の整備に関する事項
- (七) 自主防災組織、ボランティア等の活動拠点又はボランティアに関する教育の場となる施設の整備に関する事項
- (八) コミュニティ防災拠点、地域防災拠点及び広域防災拠点並びに避難地・避難路の整備に関する事項

### 二 防災施設等の維持管理

防災施設等が所期の効果を十分発揮できるようその維持管理について定めること。

## 第七節 情報の収集・伝達体制の整備

(略)

## 第八節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え

### 一 災害危険性の実態把握ととるべき措置

- (一) 地域の災害危険性の実態把握  
土砂災害等地震災害の危険箇所、浸水危険箇所、火災危険区域等地域の災害危険箇所の実態を明らかにすること。
- (二) 災害危険箇所に対する措置  
住民への災害危険箇所の周知方法、災害危険箇所の組織的な巡視及び災害危険箇所の補強等の危険防止対策について定めること。

### 二 公共施設等の防災点検の実施

公共施設等、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難場所に指定されている施設等の防災点検の実施について定めること。

三～五 (中略)

## 六 避難収容体制の整備

### (一) 避難場所等の指定、周知徹底等

避難場所・避難路の指定及び粗万収容に必要な機能の整備について定めるとともに、これらの避難場所等の地域住民等への周知の方法、耐震性など安全性確保の方策について定めること。

### (二) 避難誘導体制の整備

地域の災害危険性に応じた避難方法、住民等への情報の伝達方法、災害弱者に対する支援体制及び適切な避難誘導を実施するための防災関係機関、自主防災組織等との離着陸について定めること。

## 七 物資等の確保

災害時において必要となる水、食料、生活必需品及び防災対策用の資機材等を確保するため、次のような事項について定めること。

- (一) 地域において備蓄する物資、資機材等の種類と数量及びそのための備蓄倉庫の整備
- (二) 他の地方公共団体からの応援、民間との協定等により確保する物資、資機材等の種類、数量等

## 八 緊急輸送体制の整備

災害時の緊急輸送を実施するための輸送手段、輸送拠点施設等の確保について定めること。

また、災害時の交通規制を実施したときの措置及び当該規制に係る緊急通行車両の確認について定めること。

## 九 災害弱者対策

老人、障害者、乳幼児、外国人等の災害弱者に係る次のような対策については、災害弱者対策の項目を立てて又はそれぞれの項目の中で定めること。

- (一) 地域の自主防災組織、老人ホーム等の関係施設、ボランティア団体等との連携
- (二) 災害弱者への防災知識の普及
- (三) 災害時の適切な情報提供や避難誘導
- (四) 災害弱者の特性に配慮した避難施設等の整備、避難所での措置等の支援体制
- (五) その他災害弱者に関し必要な対策

## 第七章 災害応急対策

### 第一節 応急体制の確立

(略)

### 第二節 災害情報等の収集・伝達

(略)

### 第三節 広域応援体制の確立

#### 一 消防広域応援

相互応援協定に基づく応援、緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援その他の消防の広域応援の実施について、要請手順及び受入体制の確立など迅速かつ円滑な応援の実施に必要な事項について定めること。

#### 二 広域防災応援

他の地方公共団体による消防以外の応援の実施について、応援要請が可能な内容、応援要請手順及びその担当

窓口など広域防災応援の迅速かつ円滑な実施に必要な事項について定めること。

### 三 職員の派遣

指定行政機関、地方公共団体からの職員の派遣について、派遣の要請及びあっせんの手順、派遣を依頼する内容、身分取扱い並びに担当窓口など職員の円滑な派遣に必要な事項について定めること。

### 四 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣が円滑に行われるようにするため、関係部隊等と十分協議の上、次の事項について定めること。

- (一) 市町村長から都道府県知事への災害派遣の要求及び要求ができない場合の自衛隊への通知も含めた自衛隊への災害派遣要請の手順
- (二) 派遣要請の際明らかにすべき事項
- (三) 連絡調整窓口の設置、通信手段の確保、災害時における相互の情報提供など自衛隊との情報連絡に関する事項
- (四) その他自衛隊の活動内容、経費の負担区分等自衛隊の災害派遣に関し必要な事項

### 五 民間団体等による活動

災害時における自衛隊防災組織や民間団体等の支援活動について、協定等に基づく要請手続、要請事項等必要な事項について定めること。

## 第四節 災害応急対策の実施

(中略)

### 五 避難収容活動

適切な避難活動を実施するため、次の事項について定めること。

- (一) 避難勧告・指示の実施者、実施基準、勧告・指示の内容、伝達方法等に関する事項
- (二) 警戒区域の設定者、設定基準、周知方法、規制の方法等に関する事項
- (三) 避難誘導の手順、関係機関の連携、移送手段の確保など避難誘導に必要な事項
- (四) 避難所の指定、避難所の環境等避難所の開設に関する事項
- (五) 関係機関との連携や時間経過等を勘案した避難所の管理・運営体制、避難所での応急救護、保健衛生対策等避難所の管理・運営に関する事項
- (六) 国、他の地方公共団体との連携等による広域的避難に関する事項

### 六 物資等の調達、供給活動

- (一) 物資等の調達・供給の円滑化
 

他の地方公共団体、民間、国の機関等からの調達も勘案しつつ、供給する物資等の種類や対象者等など物資の供給方法、調達方法について定めること。
- (二) 義援物資の受入れ
 

義援物資への適切な対応を行うため、受入れを希望

するもの及び受入れを希望しないもの等に関する情報の整理と広報の方法、義援物資の仕訳と配給方法などについて定めること。

### 七 緊急輸送対策

緊急輸送の円滑な実施を図るため、交通の確保、輸送手段及び輸送拠点施設の確保等について定めること。また、交通規制が行われた場合の緊急通行車両の確認事務の実施について必要な事項を定めること。

### 八 施設等の応急復旧

防災対策の円滑な実施を促進するため、緊急性を勘案した、被災施設等の応急復旧又は代替手段の確保について定めること。

### 九 広報活動

報道機関等に適切に対応するとともに、住民等に必要な情報を提供するため、次の事項について定めること。

- (一) 警戒避難情報、応急対策の推進
 

状況、生活情報、安否情報など提供する情報の種類
- (二) 報道機関等への協力要請も含め広報活動に活用する手段に関する事項
- (三) 報道機関等との窓口、発表方法など報道機関等の取材への対応に関する事項

### 一〇 二次災害の防止

火災及び土砂災害等の発生に対する警戒避難など二次災害の防止について定めるとともに、活動中の安全確保についても定めること。

### 一一 災害ボランティアの受入れ

災害時におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、活動内容に応じ、ボランティア活動団体との分担及び連携を図りつつ、次の事項について定めること。

- (一) ボランティアの受付、調整体制に関する事項
- (二) ボランティアに対するニーズの把握及びボランティアに対する当該情報の提供方法に関する事項
- (三) 必要に応じた資機材、連絡手段、活動拠点等の提供等ボランティア活動に対する支援提供に関する事項

### 一二 災害弱者への配慮

災害弱者の特性に配慮した適切な情報提供、避難誘導、避難所での措置等の対応及びその対応に係る自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等との連携について、項目を立てて、又はそれぞれの項目の中で定めること。

## 第八章 災害復旧・復興

(略)

### 第五編 地域防災計画等の作成の基準(個別災害対策編)

#### 第一章 震災対策

##### 第一節 被害想定を作成

###### 一 震災履歴の把握

過去の震災に関する文書、その他の資料の発掘、整理を積極的に行い、その概要を明らかにすること。

###### 二 被害想定の実施



震災対策樹立の基礎としての被害想定を実施し、その内容を明らかにすること。

## 第二節 防災体制

### 一 広域的な応援体制の整備

震災被害の特殊性にかんがみ、近隣地方公共団体のみでなく、より広域にわたる応援協力体制について定めること。

### 二 自主防災体制の整備

震災被害の大規模化、同時多発性等にかんがみ、公衆等の出入りする建築物、危険物施設その他の事業所等及び地域住民による自主防災体制の整備について定めること。

## 第三節 災害予防

### 一 震災知識の普及

一般住民に対する震災に関する知識の普及、防災業務に携わる者に社会的責任の自覚を高めること等について定めること。

### 二 防災訓練の実施

震災の特殊性にかんがみ、関係機関及び住民の参加を得た総合的訓練の実施について定めること。

### 三 地震に強い地域づくりの推進

防災拠点、避難地、避難路等の整備、公共施設等の耐震化、不燃化、救助資機材の整備、オープンスペースの確保など地震に強い地域づくりについて定めること。

また、地震防災緊急事業五箇年計画等の作成及びその推進について定めること。

### 四 情報の収集・伝達体制の整備

震災時等の迅速かつ的確な情報伝達を行うため、特に次の事項に配慮して定めること。

(一) 震度情報ネットワークの運用、通信施設の耐震性の確保、通信ルートの多重化、通信手段の多様化等震災の特性に対応した情報の収集・伝達体制の整備

(二) 即時同報性を確保した住民等への情報収集・伝達体制の整備

(三) 放送機関との連携協力体制の確保

(四) 被害予測システムの導入等による情報分析

### 五 公共施設等の点検

公共施設等の耐震性、耐火性その他防災上の性能の点検の実施について定めること。

### 六～七 (略)

### 八 避難体制及び救助・救護体制の整備

震災による大量の避難者及び要救助者の発生、津波に対する短時間の避難等も想定し、避難地等の確保、救助・救護用資機材の整備、関係機関の連携等について定めること。

## 第四節 災害応急対策

### 一 応急体制の確立

震災時等における災害対策本部の設置基準、その運営等について定めるとともに、自主参集も含めた参集基準、

交通の途絶等も勘案した参集手段及び参集職員の確保等について定めること。

### 二 情報の収集・伝達

震災時における情報収集・伝達の基準、優先的に収集・伝達すべき情報の内容、収集・伝達系統及び手段について定めるとともに、被害予測システムによる情報分析や通信統制の実施について定めること。

また、津波警報及び避難勧告等の沿岸住民等への迅速かつ確実な伝達体制について定めること。

### 三 火災対策

地震発生直後における出火防止、初期消火についての広報の徹底、消防水利、消防施設等の確保、自主防災組織等と防災関係各機関と連携のとれた活動の確保等について定めること。

### 四 避難対策

消防機関等による避難対策、避難時における防災関係機関の連携、避難地の確保及び適切な避難誘導の方法等について定めること。

特に津波災害については、震度、津波警報、海面監視等を勘案した避難の実施基準、沿岸事業者、住民等との連携協力による情報伝達及び避難誘導等について定めること。

### 五 救助・救急活動

震災時における迅速かつ適切な救助・救急活動の実施について定めること。

### 六 施設等の応急復旧

緊急性を勘案しつつ、情報連絡網及び交通網の応急復旧など施設の応急復旧について定めること。

### 七 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次災害の防止のため、施設の点検、応急措置、関係機関との相互協力その他円滑な初期対応等について定めること。

また、地震による斜面の崩壊、地盤の緩みに伴う土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒など二次災害の防止について定めること。

## 第五節 災害復旧・復興

(略)

## 第六節 東海地震に係る地震防災応急対応等

(略)

<以下略>

## 2 国土庁防災業務計画（平成8年4月改正）

### 第一編 総則

#### 第一章 計画の目的

(中略)

- 国土庁は、地震災害、火山災害、風水害その他の災害に対処するため、中央防災会議と連携を緊密にし、防災に関する

施策の企画及び立案並びに関係行政機関の事務について必要な連絡調整を行うとともに、指定行政機関等の防災に関する組織及び計画の把握、毎年次の防災に関する計画及び防災に関してとった措置の取りまとめ、災害対策の総合的推進に必要な調査研究等を行い、もって、総合的な防災対策の確立並びに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策にわたる諸施策の総合的かつ円滑な推進を図る。

## 第二章 防災に関する組織

(略)

## 第三章 災害時における指揮命令者の継承

(略)

### 第二編 震災対策編

#### 第一章 災害予防

##### 第一節 地震災害に備えた施策の実施

- 防災局は、地震発生直後における政府の初動対応の迅速化等のため、地理情報システムを用いた地震防災情報システムの整備を推進する。
- 大都市圏整備局は、災害に対して強大大都市圏の整備を図るため、防災緑地網の整備等を行う地域一体型防災街づくり推進事業を推進するとともに、大都市等における都市の防災性の強化に関する調査・検討を行う。
- 防災局は、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第一一一号)に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定を促進し、地域防災拠点施設整備モデル事業を推進するとともに、緊急事業を円滑に推進するための調査・検討を行う。
- 防災局は、国及び地方公共団体等が協力して大規模な地震等に対処するため広域防災基地の整備の在り方について、関係機関と連携して検討を行う。
- 防災局は、総合的な液状化対策の推進を図るため、関係省庁と連携し、新技術の開発促進、液状化マップ作成の促進等の施策を講じる。
- 防災局は、ハード面とソフト面を組み合わせた総合的な津波対策の在り方を検討する等の施策を講じる。
- 国土庁は、事務用機器、ロッカー等の固定を行い、大規模な地震発生時においても防災業務遂行に支障を来さない措置を講じる。
- 国土庁は、災害発生時に必要なシステム機能の確保、情報の滅失防止のため、バックアップシステムの整備、早期復旧のための体制整備等の情報システムの防災性の向上に努める。

##### 第二節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略)

##### 第三節 国民の防災活動の促進

###### 一 防災思想の普及、徹底

- 防災局は、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団体等と協力し、「防災の日」を中心とする期間や各種の防災関連行事等を通じ、国民に対し「自らの身の安全は自らが守る」ことが原則である自主防災思想の普及、徹底を図

る。

###### (一) 防災知識の普及

- 防災局は、家庭において実施できる予防・安全対策や災害時にとるべき行動について、テレビ、雑誌等の報道機関や防災関連行事等を通じて、国民に普及、啓発を行う。
- 防災局は、我が国のおかれた自然条件等について国民の正しい理解を得るための広報資料を作成する。
- 防災局は、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等により国民の防災知識の向上に努める。
- 特に津波については、個人の避難行動が重要であるため、防災局は、津波の危険や避難方法等について、報道機関等を通じて、住民に対し広く啓発する。
- これらの防災知識等の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

###### (二) 災害弱者への配慮

- 防災知識の普及にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分配慮し、地域において災害やを支援する体制が整備されるように努める。

##### 二 国民の防災活動の環境整備

###### (一) 防災ボランティア活動の環境整備

- 防災局は、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団体等と協力し、災害発生時におけるボランティア活動や自主的な防災活動の重要性に対する国民の認識を一層深め、災害の備えの充実強化を図るため、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」の機会等を活用して、国民に身近な普及啓発活動を行う。

###### (二) 企業防災の促進

- 防災局は、企業が、災害時に果たす役割(従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分に認識するよう防災意識を高め、企業の防災活動を促進するため、優良事例の収集・紹介等を行う。

## 第二章 災害応急対策

### 第一節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(略)

### 第二節 活動体制の確立

(略)

### 第三節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 防災局は、必要に応じて、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を報道機関を通じて被災者等に伝達する。

### 第四節 海外からの支援の受入れ

(略)

## 第三章 災害復旧・復興

(略)

<以下略>

### 3 国家公安委員会・警察庁防災業務計画（平成7年9月改正）

#### 第二編 震災対策

#### 第一章 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

##### 第一節 災害に備えての措置 (略)

##### 第二節 災害発生時における措置

###### 第一～第二 (略)

###### 第三 警察庁の措置

###### 1～4 (略)

###### 5 交通の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策のための緊急交通路を確保するため、関係都道府県警察が行う緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の交通規制については、広域的な見地から調整を行うとともに、必要に応じて、通行禁止等に関し、関係都道府県警察に対する国家公安委員会の指示権限の行政に係る補佐を行うものとする。

なお、交通規制についての調整等に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策的確かかつ円滑な実施等について特段の配慮を行うものとする。

###### 6 関係都道府県警察の警察活動に関する調整等

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、以下に掲げる都道府県警察の警察活動に関して調整するものとする。

この場合において、民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案で国の公安に係るものについての警察運営及び警察法第七一条の規定に基づく緊急事態に対処するための計画の実施に関して、都道府県警察を指揮監督するものとする。

- (1) 災害警備活動
- (2) 都道府県警察相互間の応援
- (3) 交通対策
- (4) 社会秩序の維持
- (5) 危険物の保安対策
- (6) 被災者等への情報伝達活動
- (7) 生活必需物資の確保のための関係機関への協力
- (8) その他治安維持上必要な事項

###### 7 国民等への情報伝達活動

大規模災害発生時には、被害に関する情報、安否情報、交通規制情報等国民のニーズに配慮した情報伝達に努めるものとする。なお、情報伝達に当たっては、関係都道府県警察と密接な連絡を取りつつ、必要がある場合には、国内外からの問い合わせ等に対応する専用電話を設置するほか、電気通信事業者等の協力を得て的確な事業を伝達できるよう努めるものとする。

(中略)

##### 第三節 災害の復旧・復興

(略)

#### 第二章 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

##### 第一節 災害警備方針

都道府県警察は、地方機関その他の関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

##### 第二節 災害に備えての措置 (略)

##### 第三節 災害発生時における措置

###### 第一～第八 (略)

###### 第九 緊急交通路の確保

###### 1 交通状況の把握

都道府県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

###### 2 交通規制の実施

都道府県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策的確かかつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策的確かかつ円滑な実施等に配慮して行うものとする。また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地域周辺の都道府県警察と共に、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

さらに、災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度を考慮した交通規制の見直しを行うものとする。

###### 3 輸送対象の想定

緊急通行車両による輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

###### (1) 第一段階

- ・ 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員・物資等
- ・ 医療機関へ搬送する負傷者等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

###### (2) 第二段階

- ・ 前記(1)の続行
- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 傷病者および被災者の被災地外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に被災地な人員及び物資

### (3) 第三段階

- ・ 前記(2)の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

## 4 交通規制の周知徹底

関係都道府県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

## 5 その他緊急交通路確保のための措置

### (1) 交通管制施設の活用

関係都道府県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

### (2) 放置車両の撤去等

関係都道府県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去を、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

### (3) 運転者等に対する措置命令

関係都道府県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

### (4) 障害物の除去

関係都道府県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるものとする。

## 6 関係機関等との連携

関係都道府県警察は、交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を保つものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

## 第一〇 被災者等への情報伝達活動

### 1 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

関係都道府県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めるものとする。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の災害弱者に配慮した伝達を行うものとする。

### 2 相談活動の実施

関係都道府県警察は、災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるものとする。

さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和ら

げるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進するものとする。

### 3 多様な手段による情報伝達

関係都道府県警察は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、地元のミニFM局、ミニ広報誌、パソコンネットワーク等を活用し、あるいは自主防犯組織等を通じるなどして幅広く伝達するものとする。

また、警察署、交番等のファックスを利用して地域の各種施設等への情報を伝達するファックスネットワークを活用するものとする。

## 第一一～第一四 (略)

### 第四節 災害復旧・復興

(略)

## 第三章 (略)

<以下略>

## 4 防衛庁防災業務計画 (平成7年10月改正)

### 第一 総則

(略)

### 第二 災害に対する準備措置

(略)

### 第三 災害時における措置

1～9 (略)

### 10 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

(中略)

#### (7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

#### (8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

#### (9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

#### (10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和三三年総理府令第一号)に基

づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救  
じゅつ品を譲与する。

〈以下略〉

## 5 厚生省防災業務計画（平成8年1月）

### 第一編 災害予防対策

#### 第一章 総則

（略）

#### 第二章 災害救助法に係る防災体制の整備

（略）

#### 第三章 医療保健に係る災害予防対策

##### 第一節～第6節

（略）

##### 第七節 防疫に係る防災体制の整備

- 1 都道府県及び市町村は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。
- 2 都道府県は、災害時の衛生状態の悪化や拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足する場合に備え、平常時から、器具機材の確保や近隣都道府県との応援体制の確立に努める。
- 3 厚生省保健医療局は、都道府県及び市町村が行う防疫に係る防災体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

##### 第八節 個別疾患に係る防災体制の整備

（略）

##### 第九節 国立病院等における災害予防対策

（略）

#### 第四章 福祉に係る災害予防対策

（略）

#### 第五章 生活衛生に係る災害予防対策

##### 第一節 遺体の火葬体制の整備

（略）

##### 第二節 水道施設に係る防災体制の整備

###### 第一 水道施設の耐震化等

- 1 厚生省生活衛生局水道環境部は、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が水道施設の耐震化を図るための指針（以下「水道耐震化計画指針」という。）を作成する。
- 2 水道事業者等は、水道耐震化計画指針を踏まえて、具体的に目標を定めて、計画的に耐震化を進めるよう努める。
- 3 水道事業者等は、緊急時に応急給用水の水を確保できるよう、排水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努める。
- 4 厚生省生活衛生局水道環境部は、水道事業者等が行う水道施設の耐震化及び応急給用水の確保のための措置に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。以下略

## 第二～第三 （略）

### 第三節 廃棄物処理に係る防災体制の整備

#### 第一 一般廃棄物処理施設の耐震化等

- 1 市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図る努める。
- 2 市町村は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- 3 都道府県は、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。
- 4 厚生省生活衛生局水道環境部は、情報の収集及び技術的、財政的援助を行う。

#### 第二 災害時応急体制の整備

- 1 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
  - (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。
  - (2) 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。
  - (3) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備すること。
  - (4) 生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。
- 2 厚生省生活衛生局水道環境部及び都道府県は、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

#### 第六章 社会保険に係る災害予防対策

（略）

### 第二編 災害予防対策

#### 第一章 総則

（略）

#### 第二章 災害救助法の適用（図1）（略）

##### 第一節 災害救助法の迅速な適用

（略）

##### 第二節 災害救助法による救助の実施

###### 第一 避難所の設置

- 1 被災都道府県（被災市町村が、救助の実施に関する事務を処理する場合における当該被災市町村を含む。以下この節において同じ。）は、避難所を設置した場合は、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、必要に応じ、プライベートの確保等に配慮する。
- 2 被災都道府県は、避難者の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、衰弱した老人、障害者等の要保護者の所在の

把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるための連絡調整等を行う。以下略

## 第二～第四 (略)

### 第三節 実施体制の整備 (略)

### 第四節 関係省庁等との協力 (略)

### 第五節 応急救助の実施に必要な物資の収用等 (略)

## 第三章 医療・保健に係る対策

### 第一節～第六節 (略)

### 第七節 防疫対策

1 被災都道府県・市町村は、災害防疫実施要綱(昭和46年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知)により策定された防疫計画に基づき、以下の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。

- (1) 被災都道府県は、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に備え、管内市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、伝染病流行の未然防止に万全を努めること。
- (2) 夏場に災害が発生した場合や大雨や台風による河川の増水により洪水の発生が想定される場合には、衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足することも想定されるため、被災都道府県は、近隣都道府県に対する応援要請を検討し、必要に応じ、速やかな応援要請を行うこと。
- (3) 避難所は、臨時に多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、伝染病発生の原因となる可能性があることから、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化し、防疫員の指導のもとに防疫活動を実施すること。

また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努めること。

2 厚生省保健医療局は、前項に掲げる措置に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

### 第八節 個別疾患対策 (略)

### 第九節 公費負担医療に係る対応 (略)

## 第四章 福祉に係る対策 (略)

## 第五章 生活衛生に係る対策

### 第一節 遺体の火葬等 (略)

### 第二節 飲料水の確保 (略)

### 第三節 廃棄物の処理

## 第一 被災地の状況把握

厚生省生活衛生局水道環境部は、発災直後から、都道府県を通じて、施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行う。

## 第二 災害による廃棄物の処理 (略)

## 第三 仮設便所等のし尿処理

- 1 被災市町村は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。
- 2 被災市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

## 第四～第五 (略)

### 第四節 食品衛生の確保 (略)

## 第六章 社会保険に係る対策 (略)

<以下略>

## 6 運輸省防災業務計画(平成8年5月改正)

### 第一編 総則 (略)

### 第二編 災害対策

#### 第一章 災害予防 (略)

#### 第二章 災害応急対策

##### 第一節 災害発生直前の対策 (略)

##### 第二節 発災直後の応急対策 (略)

##### 第三節 被災施設等の応急復旧 (略)

##### 第四節 緊急輸送の実施

### 1 基本方針

運輸省は、救助・救急、医療、消火活動の迅速な実施、被災者等の生活の維持、復旧要の資機材等の確保等を図るため、関係省庁、地方公共団体、関係事業者等と密接に連携し、陸海空の各輸送モードを活用した負傷者、応急対策要員、援助物資等の緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な指導、調整を行う。

運輸省は、政府対策本部が設置された場合には、同本部による緊急輸送体制に係る総合調整及び計画の作成等が適切に実施されるよう、関係省庁、地方公共団体、関係事業者等とともに、必要な協力を行う。

運輸省は、これらの場合において、予め定められたネットワークを踏まえつつ、交通施設等の被害状況、被災地の輸送ニーズ、輸送手段の確保状況等を勘案した適切な輸送ルー



トの設定、モード別の輸送分担、緊急度、重要度等を考慮した効率的な輸送活動が行われるよう留意する。以下略

2～3 (略)

#### 第五節 代替輸送の実施

運輸省は、被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、陸海空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係る代替輸送が円滑に実施されるよう、関係事業者等に対し、必要な指導、調整を行う。

また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港について、他の地域の他のモードからの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を図る。このほか、運輸省は、第四節の3に準じて代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

#### 第六節 被災者等に対する支援対策の実施

##### 1 被災者の避難場所の提供

運輸省は、自ら又は関係事業者等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受付に努める。

##### 2 被災者等に対する宿泊施設等の提供

受付は、被災地地方公共団体からの依頼に基づき、自ら又は所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

受付は、被災地地方公共団体からの依頼に基づき、関係事業者等に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等により、被災者等への支援措置を講じるよう要請する。

また、被災地地方公共団体と関係事業者等の間で支援措置の実施に係る交渉が円滑に行われるよう、必要な助言、指導を行う。

##### 3 被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

運輸省は、被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での車検の実施、海技従事者国家試験の受験地の変更被災地の住民に対し、運輸行政サービスに係る特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係る法令の弾力の運用を行うよう努める。

##### 4 適切かつ公正な運輸サービスの提供

運輸省は、被災地において、適切かつ公正な運輸サービスが提供されるよう、関係事業者等による輸送活動、被災者に対する支援措置、運輸サービスに係る特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。

運輸省は、不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

#### 第七節～第九節 (略)

<以下略>

## 7 農林水産省防災業務計画 (平成8年1月改正)

### 第一章～第三章 (略)

### 第四章 災害応急対策

#### 第一節 災害応急対策の実施体制 (略)

#### 第二節 発災直後の応急対策

#### 第三節 関係施設の応急復旧及び二次災害防止対策

##### 1 (略)

##### 2 被災者の生活等のために必要な施設の点検及び応急復旧等

被災者の生活の維持のために必要な集落排水処理施設、営農飲雑用水及び災害時に取水することができるよう、緊急の利用に備えて整備された農業用排水等の施設の点検、応急復旧等を緊急に実施するものとする。

<以下略>

## 8 通商産業省防災業務計画 (平成8年3月改正)

### 第一編 総則

#### 第一章 計画の目的

(略)

#### 第二章 計画の構成等

(略)

#### 第三章 防災の基本方針

次に掲げる事項を基本奉仕員として、その所掌に係る防災に関する事務を処理する。

ア 災害が発生した場合に正常な産業活動の維持、物資の需給安定等を確保し、国民経済に与える影響を軽減するための総合的な対策を実施すること

イ 防災をめぐる社会構造の変化に的確に対応し、発災時に備えて、周到かつ十分な災害予防措置を講じること

ウ 防災に関する科学的な調査研究及びその成果を取り入れた災害予防対策を推進すること

エ 災害が発生した場合において、その被害の拡大を防止するため、迅速かつ的確な災害応急措置を採り得よう防災活動体制を整備すること

オ ライフラインである電気、ガス、熱供給及び工業用水道の復旧並びに所管する高压ガス施設、石油コンビナート、液化石油ガス施設、火薬類及び鉱山等の危険物等の安全確保に努めること。

カ 防災関係物資の供給、被災中小企業に対する再建資金の融通等の円滑化、被災者に対する相談機能の充実及び被災事業者等に対する特例措置の提供等の災害復旧対策に努めること

なお、防災に関する事務の処理に当たっては、防災行政事務の統一性を保持しつつこれを効率的に実施するため、関係機関と密接に連絡し、相互に協力するよう努める。

<以下略>

## 9 海上保安庁防災業務計画（平成8年1月改正）

(略)

## 10 気象庁防災業務計画（平成8年5月改正）

## 第一編 総則

## 第一章 防災業務計画の目的

(略)

## 第二章 防災業務計画の構成

(略)

## 第三章 防災業務計画の実施方針

気象庁における防災業務の必要な任務は、災害による被害の防止・軽減を目的として、関係行政機関、都道府県等が行う防災対応に資するための自然現象に関する予測情報、あるいは防災活動の迅速な立ち上がりのための即時情報を適時・的確に関係行政機関、都道府県等の防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供することにある。

このため、気象庁は自ら防災情報の改善を図るとともに、関係行政機関及び都道府県等の防災機関、報道機関と連携を一層強化して、防災情報が総合的かつ有機的に活用されるよう、この計画に定めた各事項について積極的に推進を図るものとする。

## 第二編～第七編 (略)

## 11 建設省防災業務計画（平成8年5月改正）

## 第一編 編則 (略)

## 第二編 震災対策編

## 第一章 災害予防

## 第一節 地震に強い国づくり、まちづくり

## 第一 震災対策の推進

○震災を防止し、又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の国土保全事業、都市の防災対策事業及び道路の地震対策事業を計画的かつ総合的に推進し、防災対策に万全を期すものとする。

○災害に強い国土の形成を図るため、防災のための施設等の広域的な整備に関する事項や、防災まちづくりに関する事項を内容とする災害に強い地域づくりに関する計画を地方公共団体と共同で策定するとともに、これに基づき総合的かつ一体的な災害に強い地域づくりを推進するものとする。

## 第二 既存公共施設の災害に対する安全性の確保

○既存の所管施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、そ

の結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努めるものとする。また、官庁施設については、基準に適合しないもので、かつ、防災上危険であると認められるものについては、各省庁の長に対して必要な措置を勧告するものとする。

## 第三 構造物・施設等の耐震性の確保

○建築物、土木構造物等の所管施設の耐震設計は、それらの種類、目的等により異なるが、その基本的な考え方は、次によるものとする。

・構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に一から二度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、及び発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動とともに考慮の対象とするものとする。

・この場合、構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。

・さらに、構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

○前記の主旨を踏まえ、所管施設に関する設計指針等により、適切な耐震設計を応急うとともに、その後の状況に応じて必要な見直しを行うものとする。

## 第四～第八 (略)

## 第九 都市の防災構造化の推進

○震災に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備に配慮しつつ、次の施策を推進するものとする。

・都市計画基礎調査により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりの方針の都市計画への位置づけを推進するものとする。

・避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。

・地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、避難地、避難路、延焼遮断帯、復旧資機材の基地等の活動拠点等となる都市公園の系統的かつ計画的な配置を行うものとする。

・土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図りつつ、緑地保全地区の指定等により、土砂災害防止、延焼遮断、市街化の進展防止等の機能を有する緑地の体系的な整備、保全を図るものとする。

- ・老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業等を推進するものとする。
- ・道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を土地区画整理事業、市街地再開発事業等により整備するものとする。
- ・防火地域等の活用や、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市防災上重要な地域における建築物の不燃化を図るものとする。また、河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を推進するものとする。
- ・新市街地においては、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図るものとする。
- ・大都市地域の河川については、地震にも強い高規格堤防（スーパー堤防）の整備を推進するものとする。
- ・地震に起因する堤防の沈下により生じる壊滅的な被害を防止するため、ゼロメートル地帯の河川・海岸堤防等の耐震性の向上を推進するものとする。
- ・地震による宅地擁壁等の被害を受ける危険性の高い地域においては、宅地造成等規制法（昭和三六年法律第一九一号）等により安全措置を推進するものとする。

#### 第一〇 液状化対策の推進

- 施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等の実施に努めるほか、大規模開発にあたって関係機関と十分な連絡・調整を図るものとする。また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図るものとする。

#### 第一一～第十七

(略)

#### 第一八 住宅・建築物の安全性の確保及び指導

- 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、落下物対策、ブロック塀等の安全化対策等を図るものとする。
- 既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年度法律第一二三号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改善の促進に努めるとともに、都道府県等が策定する耐震改修促進計画等に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、相談窓口の開設、耐震診断講習会の開催等を推進するものとする。

#### 第十九

(略)

#### 第二〇 避難地・避難路の確保・整備

- 避難路となる道路、緑道等の整備を推進するものとする。

- 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園等の一次避難地を体系的かつ計画的に配置・整備するとともに、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを避難地として活用するものとする。

#### 第二一 防災拠点の確保・整備

- 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を土地区画整理事業等により整備するものとする。
- 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション・海岸防災ステーション、自動車駐車場、交通広場等の整備を推進するものとする。
- 地域防災計画に位置付けられた都市公園については、避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について防災担当部局等関係機関と十分な連携を図るものとする。
- 防災拠点となる都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図るものとする。
- 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。
- 防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・水等の備蓄、情報の受発信基地等中核防災活動拠点としての機能の向上を図った官庁施設を、地方公共団体施設との連携を図りつつ整備し、地域の中核防災拠点の形成を推進するものとする。
- 大都市地域等の既成市街地において、住宅市街地総合整備事業により、良質な市街地住宅の供給と併せて、防災活動の拠点として機能する住宅街区の形成を図るものとする。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の核へ、ネットワーク化に努めるものとする。

#### 第二二 ライフライン施設の整備

- 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体として

ライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。

○ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。

○河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水用ピット、せせらぎ水路等の整備を図るものとする。

### 第二三 宅地の安全性の確保、指導及び宅地造成に伴う防災措置

○危険宅地の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、耐震診断講習会の開催等を推進するとともに、既存宅地の耐震補強技術の開発・普及を図るものとする。

○宅地造成に伴う災害を防止するために、必要な措置について指導を促進するものとする。また、宅地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれ著しい区域においては、あらかじめ点検要領を整備し、点検計画に基づき点検の促進を図るものとする。

### 第二四 防災のための適正な土地利用の誘導等

○津波等による災害のおそれのある土地の区域について、都市計画法(昭和四三年法律第一〇〇号)に基づき市街化区域に指定しない等必要な既成・誘導措置を講じ、災害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

### 第二五

(略)

### 第二六 災害弱者対策の推進

○老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、災害弱者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。

○避難地、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

### 第二七 地震防災緊急事業五箇年計画等による施設の整備

○都道府県知事が地震防災対策特別措置法(平成七年法律第一一一号)第二条に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成する等に当たっては、各部門の所管事業について助言及び指導を行うものとする。

### 第二八～第二九

(略)

## 第二章 災害応急対策

### 第一節 災害発生直後の情報の収集・連絡・通信の確保等

(略)

### 第二節 災害発生時における防災関係職員の参集体制

(略)

### 第三節 中央防災会議主事会議の申合せ

(略)

## 第四節 政府本部への対応

(略)

### 第五節 災害発生時における道路交通の確保等

○道路施設について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。

○災害発生時における救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、被災地方公共団体等他の道路管理者及び関係機関と連携を図りつつ計画的に道路啓開を実施するものとする。

○災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。

○建設業者等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

○緊急用河川敷道路について、河川管理者は早急にその被害状況を把握し、必要な復旧対策を実施することにより、輸送ルートの確保に努めるものとする。

## 第六節 災害発生時における広報

(略)

### 第七節 災害発生直後の施設の緊急点検

○建設省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。

#### (一) 道路施設

○地震発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

#### (二) 河川管理施設等

○地震発生後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検を実施するものとする。

#### (三) 都市施設

○都市公園部都市施設の点検を実施するとともに、避難地又は避難路となる公園においては、消防、救援、避難活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

○下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

#### (四) 官庁施設

○官庁施設、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第八節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資材を緊急に迅速に調達し得るよう措置するものとする。
- 必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。
- 建設省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。
- 地方建設局は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資材の活用を行うものとする。

#### 第九節 避難活動

- 地方公共団体は、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管の施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合は、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。
- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難地、避難路の状況、土石流危険渓流など土砂災害危険箇所の所在等の情報提供を速やかに行えるよう、都道府県等に対し指導・助言するとともに、必要な情報を提供するものとする。

#### 第一〇節～第一二節

(略)

#### 第一三節 ライフライン施設の応急復旧

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材ライフラインを活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。
- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、応急対策活動を依頼するものとする。
- 下水道については、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ作成された計画に基づき、施設の応急復旧に関しては、広域的な応援を前提とするものとする。なお、下水道が使用不可能となった場合は、関係部局と協力し、仮設トイレを設置するとともに、そのし尿処理については、必要に応じ、周辺市町村の下水処理場で処分するものとする。

#### 第一四節 災害発生時における応急工事の施工

- 河川、砂防、海岸、道路、下水道その他の所管公共土木施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、民生の安定、交通の確保、施設の増破、被害の拡大の防止等を図るため必要があるときは、仮道、仮橋、締切工、埋塞土砂等の除去、仮所施設等の応急工事の迅速かつ重点的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 激甚な災害が発生した場所には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導するもの

とする。

○被災地方公共団体等において、被災橋梁に係る仮橋の早期完成が必要な場合には、地方建設局等の保有する応急組立橋の活用により仮橋の早期架橋を実施するものとする。

○必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

#### 第一五節 二次災害の防止対策

(略)

#### 第一六節 ボランティアの活用

(略)

#### 第一七節 ダム、せき、水門等の管理

(略)

#### 第一八節 震災における消防活動への支援

(略)

### 第六編 地域防災計画の作成の基準

地域防災計画は、次に掲げる事項につき、当該事項ごとに定めるところにより作成するものとする。

#### 第一章 災害予防に関する事項

##### 第一節 災害に強い地域づくりに関する事項

○防災対策の計画的な推進を図るため、次の事項を内容とする災害に強い地域づくりに関する計画を定めること。

防災施設等広域整備に関する事項

防災施設等の広域整備等に関し、重点を置くべき事項や事業の考え方等について定める。

防災まちづくりに関する事項

都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市については、次の事項について、都市防災構造化対策に関する事業計画等を定める。なお、その他の都市については必要に応じ定めるものとする。

・避難地、避難路、防災緩衝地帯その他都市防災施設の総合的な整備

・老朽木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消のための面的な整備及び施設整備

・避難地、避難路の周辺等都市防災上重要な地域で建築物の不燃化を促進すべき地区

・その他都市整備に関して防災上必要な事項

○災害発生時において、安全性、信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路防災対策の推進について定めること。

○河川の整備、流域の適正な土地利用の誘導等も含めた総合的な治水対策、地盤沈下対策、高規格堤防(スーパー堤防)の整備等の超過洪水対策、流域の保水及び、遊水機能の確保対策、高潮・津波対策、延焼遮断帯としての河川整備について定めること。

○河川、海岸、土砂災害対策等の国土保全事業の推進について定めること。

○都市公園等の都市基盤施設とあわせて各種の公共・公益

施設の集中整備を図る防災安全街区等の地域の防災活動拠点の確保・整備方策について定めること。

- 災害弱者関連施設や避難地、避難路の保全等を考慮した対策、土砂災害の危険性の高い山麓部における対策、都市間を結ぶ重要交通網を保全する対策等の土砂災害対策推進について定めること。

#### 第二節 ライフライン施設・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項

- 施設の災害に対する安全性を確保するための点検の方法及び体制についての計画を定めること。
- 共同溝・電線共同溝の整備に関する計画を定めること。

#### 第三節 緊急輸送の確保に関する事項

- 災害発生時における緊急輸送道路についての整備及び施設の耐震性の確保の推進について定めること。緊急輸送道路について、関係機関と連絡調整を行い緊急輸送道路ネットワーク計画について定めること。
- 災害発生時の緊急輸送を確保するため、河川、海岸堤防の管理用通路、緊急用河川敷道路、海岸道路、ヘリポートライフラインの整備の推進について定めること。整備に当たっては、緊急輸送ネットワークの多重化、代替性を考慮し、関係機関への周知に努めるものとする。

#### 第四節 防災上必要な教育等に関する事項 (略)

#### 第五節 防災上必要な訓練に関する事項 (略)

#### 第六節 災害安全運動時における広報宣伝に関する事項 (略)

#### 第七節 住宅建設用資機材の備蓄に関する事項 (略)

#### 第八節 水防に関する施設及び設備の整備に関する事項 (略)

#### 第九節 資機材の備蓄に関する事項

- 次の事項について定めること。
  - ・風水害の発生・拡大の防止や応急復旧に必要な資機材の堤防側帯や備蓄倉庫への備蓄を進めるほか、関係団体の協力が得られるよう、協議しておくこと。
  - ・災害発生時に避難地又は避難路となる公園等に、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫の設置を推進すること。なお、これらの施設の設置に際しては配置、内容、管理方法等について防災部局等関係機関と十分な連携を図ること。
- 災害対策本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄を定めること。

#### 第一〇節 災害発生時において危険な区域に関する事項 (略)

#### 第一一節 災害に対する警戒避難体制の整備等に関

する事項  
(略)

#### 第一二節 学校、病院、工場、事業場、百貨店、旅館、地下街、高層建築物の災害予防措置に関する事項

- 学校、病院、工場、事業場、百貨店、旅館、地下街、高層建築物等の所有者又は管理者に、その敷地、構造及び建築設備について、定期的にその状況を報告させるとともに、必要な場合においては、実地に検査し、必要な措置を定めること。

#### 第一三節 一般建築物等の安全性に対する指導に関する事項

- 一般建築物等の耐震性等について、診断、補強方法等に関し住民等の指導について定めること。

#### 第一四節 地震防災緊急事業五箇年計画による施設の整備に関する事項

- 都道府県知事が、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案し、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災対策特別措置法に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年間の計画を作成するときは、建設大臣の定める基準に適合する施設等について定めること。

#### 第一五節 防災のための適正な土地利用の誘導等に関する事項 (略)

#### 第一六節 石油コンビナート地帯等の周辺市街地における安全の確保に関する事項等災害に対する周辺市街地の安全化措置に関する事項 (略)

#### 第一七節 豪雪害の予防に関する事項 (略)

#### 第一八節 被害情報の収集・連絡等に関する事項 (略)

#### 第一九節 他機関との相互応援に関する事項 (略)

### 第二章 災害応急対策に関する事項

#### 第一節 災害に関する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項 (略)

#### 第二節 災害発生時における災害に関する情報の収集等に関する事項 (略)

#### 第三節 災害発生時における防災関係職員の参集体制に関する事項 (略)

#### 第四節 災害発生時における広報宣伝に関する事項 (略)



- 第五節 避難に関する事項  
(略)
- 第六節 水防活動に関する事項  
(略)
- 第七節 災害発生直後の施設の緊急点検に関する事項  
(略)
- 第八節 災害発生時における通信計画に関する事項  
(略)
- 第九節 災害発生時における施設、公共施設の応急復旧計画に関する事項

○大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、道路、河川、下水道等施設の被害状況の把握及び緊急時の対応について、計画を定めること。この際、施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提とした応援体制の整備を図ること。

第一〇節 災害発生時における道路交通の確保に関する事項

○災害発生時における主要な幹線道路の交通の確保を図るため、応急措置等について必要な事項を定めること。

第一一節 建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項

○建設機材の保有状況等の把握及び緊急時における主要建設機材の調達について必要な事項を定めること。

第一二節 技術者の現況の把握及びその動員に関する事項  
(略)

第一三節 災害発生時における復旧資材の需給計画に関する事項  
(略)

第一四節 災害発生時における応急工事に関する事項  
(略)

第一五節 二次災害の防止に関する事項  
(略)

第一六節 ダム、せき、水門等の管理に関する事項  
(略)

第一七節 災害発生時におけるボランティアに関する事項  
(略)

体の一時保存を除く)を行う。

(2) 政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行う。

(3) 主として奉仕団の組織を通じ、各種奉仕団の特性と能力に応じて炊出及び物資配給、避難所奉仕、血液及び緊急物資の輸送、安否調査通信連絡並びに義援金品の募集、配分等に協力する。

<以下略>

● 日本赤十字社防災業務計画 (昭和55年1月改正)

第一 総則  
(略)

2 防災業務の大綱

日本赤十字社が行う防災業務の主なるものは次のとおりである。

(1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理(死

## 第8 我が国の地震史

(出典：消防庁「平成8年版消防白書」)

発生年月日	地震名等	規模 (M)	家屋損失棟数			計	死者数
			全壊	全焼	流失		
大正12. 9. 1	関東大震災	7.9	128,266	447,128	868	576,262	142,807
" 13. 1.15	丹沢山塊地震	7.3	1,298	—	—	1,298	19
" 14. 5.23	北但馬地震	6.8	1,295	2,180	—	3,475	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7.3	12,584	3,711	—	16,295	2,925
" 5.11.26	北伊豆地震	7.3	2,165	—	75	2,240	272
" 6. 9.21	西埼玉地震	6.9	206	—	—	206	16
" 8. 3. 3	三陸沖地震	8.1	2,346	216	4,917	7,479	3,008
" 10. 7.11	静岡地震	6.4	814	—	—	814	9
" 14. 5. 1	男鹿半島地震	6.8	585	—	—	585	27
" 18. 9.10	鳥取地震	7.2	7,485	251	—	7,736	1,083
" 19.12. 7	東南海地震	7.9	26,130	—	3,059	29,189	998
" 20. 1.13	三河地震	6.8	12,142	—	—	12,142	2,306
" 21.12.21	南海地震	8.0	11,591	2,598	1,451	15,640	1,432
" 23. 6.28	福井地震	7.1	35,420	3,691	—	39,111	3,848
" 24.12.26	今市地震	6.2	873	—	—	873	10
" 27. 3. 4	十勝沖地震	8.2	815	—	91	906	33
" 35. 5.23	チリ地震津波	8.5	1,571	—	1,259	2,830	139
" 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
" 37. 4.30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
" 39. 6.16	新潟地震	7.5	1,960	290	—	2,250	26
" 43. 2.21	えびの地震	6.1	368	—	—	368	3
" 43. 5.16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
" 49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
" 53. 1.14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
" 53. 6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	1,383	—	—	1,383	28
" 57, 3.21	昭和57年(1982年) 浦河沖地震	7.1	13	—	—	13	—
" 58. 5.26	昭和59年(1984年) 日本海中部地震	7.7	1,584	—	—	1,584	104
" 59. 9.14	昭和59年(1984年) 長野県西部地震	6.8	14	—	—	14	29
" 62. 3.18	日向灘地震	6.6	—	—	—	—	1
" 62.12.17	千葉県東方沖地震	6.7	16	—	—	16	2
平成5. 1.15	平成5年(1993年) 釧路沖地震	7.8	53	—	—	53	2
" 5. 7.12	平成5年(1993年) 北海道南西沖地震	7.8	411	190	—	601	202
" 5.10.12	東海道はるか沖地震	7.1	—	—	—	—	1
" 6.10. 4	平成6年(1994年) 北海道東方沖地震	8.1	61	—	—	61	—
" 6.12.28	平成6年(1994年) 三陸はるか沖地震	7.5	72	—	—	72	3
" 7. 1.17	平成7年(1995年) 兵庫県南部地震	7.2	93,181	6,671	—	99,852	6,310
							行方不明 2

- (注) 1 昭和60年以降の地震については、マグニチュード6.0以上で、死者の生じたものを掲げている。  
2 大正12年から14年までの地震のマグニチュードについては、理科年表(国立天文台編)より抜粋。  
3 昭和2年から35年までの地震のマグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。  
4 兵庫県南部地震については、平成8年11月18日現在の数値である。

## 第9 トイレ問題の新聞報道

(注) 本綴の報道資料は、丸本柳太氏(日本曹達(株)機能製品本部マーケットプロダクツ部)が収集したものである。

1/17 AM 5:46 地震発生

(1 日目) 避難初日からトイレの異臭が問題化

- ・ 現地(西宮市内)では「特に地震発生当日はものすごいにおいでたまらなかった」(1/21ゲンダイ)

1/18 避難所のトイレはパンク状態、避難民の不満つもの

(2 日目) ・ (東灘区・甲南小学校体育館) 数カ所あるトイレも汚物が詰まり、使えない状態だ(1/18朝日)

- ・ 同市(神戸市)環境局は18日から仮設トイレの設置を開始。市内には19日現在、230個のトイレが置かれた。……しかし、避難場所となっている学校などに仮設トイレの設置が遅れていることから不満もでており……「大きな学校ほど人が多く、トイレについても大変困っている。1個でもいいから早く置いてほしい」(日経)

1/19 人命救助が最優先、厚生省が他府県に準備要請

(3 日目) ・ いまは人命救助が最優先だが、次は被災者の生活をどうする(1/19朝日)  
 ・ 仮設トイレの不足も深刻だ。厚生省は、東京都や、横浜市、名古屋市、大市などに対し、ごみ回収車、バキュームカー、仮設トイレ、ごみ袋などを  
 するための準備を要請した(1/19朝日)

1/20 トイレ問題深刻化、トイレを使うための自主的なルールができつつある

(4 日目) ・ 「飲むものは足りているのですが、水が足りないのに紙を流すため、水洗トイレが詰まって使えなくなりました。……」(1/20朝日)  
 ・ 避難所で聞いた「今必要なもの」

20日	21日	22日
①簡易トイレ	①簡易トイレ	①下着
②毛布	②医薬品	②医薬品
③医薬品	③テント	③簡易トイレ

(1/24日経)

- ・ 水洗トイレを使うため、プールの水を自主的にくむ習慣も人々の間に生まれた。(1/20朝日)

1/22 院長 伝染病の蔓延危惧、「プライバシーが守れない」

(6 日目) ・ 「市内の仮設トイレはすぐ満杯になって使えなくなっている。トイレとバキュームカーを急いで増やし、衛生状態をきちんと保たないと、赤痢などの伝染病のまん延につながりかねない。」(1/22朝日)

- ・ 「避難生活はプライバシーが守られず、タオルで体をふくスペースもない」「……やっと市から下着をもらったので仕方なく、と一週間ぶりにトイレで着替えた」(1/22朝日)

1/24 トイレ流し「夢のようだ」(1/24朝日)

(8 日目)

2/16 流れぬ「水洗」もう限界!

(31 日目) ・ 水の流れないトイレを使ってきたツケがたまって配管詰まりが続出  
 ・ 仮設のくみ取り式は使用べたで……

[ P.327-336 新聞記事の転載あり 省略 ]

## 第10 主な参考文献・図書

## 引用文献（主なものの再掲）（順不同）

- 浦川芳輝、「大震災後のボランティア活動へ駆り立てられた人達—精神科へ入院を余儀なくされた事例への関わりから—」、『地域精神医学』、第38巻、第3号、p12、1996年8月
- 中尾秀人、河合伸二、井上真太郎、溝淵雅巳、衣川睦、北野尚美、「阪神大震災の被害とその対応—兵庫県立こども病院—」、『周産期医学』、VOL26、No 2、p177~180、1996-2
- 中尾秀人、河合伸二、井上真太郎、溝淵雅巳、衣川睦、北野尚美、「阪神大震災の被害とその対応—兵庫県立こども病院—」、『周産期医学』、VOL26、No 2、p177~180、1996-2
- 高島英世、「基幹病院における被災体験と今後の対策」、『周産期医学』、VOL26、No 2、p186~189、1996-2
- 全国保育団体連絡会・保育研究所、「阪神大震災と保育所」、『保育白書』、草土文化、p107~108、1995年10月31日、第2版
- 小林正義、「産婦人科医療に及ぼす震災の影響」、『周産期医学』、VOL26、No 2、p165~167、1996-2
- 種市良意、「烈震！平成6年三陸はるか沖地震」、『周産期医学』、VOL26、NO2、p171、1996-2
- 全国保育団体連絡会・保育研究所、「阪神大震災と保育所」、『保育白書』、草土文化、p96~108、1995年10月31日、第2版
- 水島将之、「1年という時の流れ—阪神・淡路大震災後の四季」、『こころの科学』、第65号、p92、1996年
- 日本子どもを守る会編、「阪神・淡路大震災と子ども〈緊急レポート〉」、『子ども白書』、草土文化、p316~322、1996年1月20日、第2版
- 側垣一也、「私たちは何をしてきたか、また何をすべきか？」、『児童養護』、第26巻第3号、p37、1996年1月15日
- 遠山照彦、坂本昌士、安東一郎、高きすう、三橋順子、長谷川信也、「阪神大震災被災者に対する精神科救援医療」、第24巻第12号、臨床精神医学、p1567~1580、1995
- 野田正彰、「災害救援の文化を創る—奥尻・島原で—」、(1994)、岩波ブックレット、p360
- 三宅由子、尾崎新、箕口雅博、「三宅島噴火災害被災住民追跡調査—被害後の健康感の推移について—」、第14号、社会精神医学、p254~261、1991年
- 尾崎新、三宅由子、「健康変化を視点とした災害と生活再建過程の分析—昭和58年三宅噴火災害について—」、生活学、p199~222、1986年1
- 早川和男、『住宅の質の向上をめざして』、国民生活、第15巻6号、p17、国民生活センター、1985
- 神代尚芳、「救援者のバーンアナウト症候群」、『こころの科学』、第65号、p63~67、1995年
- 多田羅浩三、高鳥毛敏雄、高橋進吾、koubesi 新庄文明、「震災と公衆」、『日本公衆衛生学雑誌』、第9号、1996年
- 更家充、「大震災とはいったい何か？」、『保健婦雑誌』、VOL52、No8、1996年8月
- 神戸市衛生局、「神戸市災害対策本部衛生部の記録について」『阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部の記録』、平成7年11月
- 大下昌宏、「仮設トイレ・し尿処理」、震災時のトイレ対策に関する調査研究委員会資料6-2
- 神戸市、「第4節 避難所の設置」、『阪神・淡路大震災—神戸市の記録1995年—』、平成8年1月
- 加藤寛、「老人の避難所生活」、『こころの科学』、第65号、1996年
- 河野博臣、「こころの傷と癒しのあり方」、『こころの科学』、第65号、1996年
- 石田しげ子、「10カ月間の訪問看護記録から—明日に向かって—」、『こころの科学』第65号、1996年
- 神代尚芳、「災害の中の病気たち」、『こころの科学』、第65号、1996年
- 田中義弘、「災害時の歯科医療活動の問題」、『神戸市立病院紀要阪神・淡路大震災特別号』、平成8年1月17日
- 坪井栄孝、大塚敏文、「国際医療活動」、『災害医療ガイドブック』、医学書院、1996年10月1日第1版第1刷
- 井上英夫、上村政彦、脇田滋編、早川和男「V高齢者の健康と住居」、『高齢者医療保障—日本と先進国—』労働旬報社、1995年7月20日初版第1刷
- 森村安史、永野修、「大震災の及ぼす精神的影響(第1報)—看護学生へのアンケート調査から—」、『臨床精神医学』、VOL24、NO12、1996年
- 柳田邦男著「死角・巨事故の現場」(新潮社)
- 小野清美、「女のトイレ事件簿」(TOTO BOOKS)
- 小野清美、「公共トイレにおける身障者の自立できるハンディキャップトイレについての一考察」、『障害者問題研究』、通巻55号、1988年
- 厚生省健康政策局指導課、「第4章 福祉に係る対策」、『21世紀の災害医療体制—災害にそなえる医療のあり方』、へるす出版、1996年10月5日第1版第1刷
- 神戸民生局、「第3章 福祉事務所における活動」、『神戸市災害対策本部民生部の記録—平成7年 兵庫県南部地震』、平成8年2月
- 国土庁、「第1章 地震災害における学校の被害と対策上の課題」、『総合的地震防災訓練実施のための調査(16)—学校の防災訓練の現状と課題—』、平成8年3月

- 神戸市、「第6節 社会的弱者、外国人の支援対策」、『阪神・淡路大震災—神戸市の記録—1995年』、平成8年1月
- 赤木真寿美、喜多悦子、「阪神大震災による建造物の損壊と負傷に関する実態調査結果の概要及びインターネットによる調査結果情報の提供について」、『厚生 の指標』、厚生統計協会、第43巻、第6号、1996年6月
- 一番カ瀬康子、「阪神・淡路大震災復興計画にみる社会福祉の位置と課題」、『社会福祉研究』、鉄道弘済会、第65号、1996年4月
- 鈴木章功、「ネットワークの重要性を再認識」、『月刊福祉』、1996年
- 警察庁編、「第3節 阪神・淡路大震災と警察活動」、『平成7年版 警察白書—サリン・銃・大震災に 対峙した警察—』、1995年9月1日
- 河内章明、加藤誠実、八木ナツ子、笹谷香織、青木幸一、石田勝之、中田正、「人口動態統計からみた阪神・淡路大震災による死亡の状況」、『厚生 の指標』、厚生統計協会、第43巻第1号、1996年
- 神戸市立中央市民病院(1995)『大震災を体験した市民病院からの報告』
- 神戸市東灘保健所、(1996)『阪神・淡路大震災の記録—東灘保健所の活動報告—』
- 神戸市立病院紀要編集委員会、(1996)、『神戸市立病院紀要阪神・淡路大震災特別号』
- 千葉県衛生部、(1995)、『阪神・淡路大震災—医療救護活動報告書』
- 香川医科大学付属病院、(1995)、「阪神・淡路大震災救護に参加して」、『香川医大病院ニュース』
- 新道幸恵、「大学病院における看護婦の活動」、『こころの科学』、第65号、1996年
- 自治省消防庁、(1996年)、『自主防災組織の活動体制等の整備に関する調査研究報告書』
- 田中重好、林春男、「災害文化論序説」、『災害文化論序説』、早稲田大学社会科学研究所、p145~146、平成2年2月15日
- 渥美公秀、杉万俊夫、森永壽、八ツ塚一郎、「阪神大震災におけるボランティア組織の参与観察研究—西宮ボランティアネットワークと阪神大震災地元NGO救 援連絡会議の事例—」、『The Japanese Journal of Experimental』、VOL35、No 2、p218~231、1995
- 田代信雄、麻生克郎、中島直、安克昌、中村純、「災 害と精神科医療—阪神大震災の経験—」、『臨床精神医学』、VOL24、NO12、p1537~1538、1996年
- 神戸市民生局、「第5節 ボランティアの支援」、『平 成7年神戸市災害対策本部民生部の記録』、p92~95、平成8年2月
- 日本盲人福祉研究会、『特集 大震災と視覚障害者』、身体障害者団体定期刊行物協会、第138号、p20~21、1995年7月
- 徳山明、「災害と公民館」、『月刊公民館』、全国公民館連合会、通巻468号、p6~7、1996年5月
- 横須賀俊司、「震災からみえた社会福祉行政への提 言」、『福祉労働』、第69号、p39~40、1995年
- 尾上浩二、「震災が問うまちづくり」、『福祉労働』、第69号、p14~15、1995年
- 稲葉通太、「聴覚障害者運動の新生をめざして」、『福 祉労働』、第69号、p34、1995年
- 横須賀俊司、「震災からみえた社会福祉行政への提 言」、『福祉労働』、第69号、p44、1995年
- 谷口明広、「阪神・淡路大震災における障害をもつ人 達の被害状況と問題点」、『日本社会福祉学会第44回全 国大会研究報告概要集』、p644~649、1996年、名古屋
- 高木忠彦、「震災ボランティアに参加して」、『こころ の科学』、第65号、p88、1996年
- 田中直人、「第3節 地域施設の状況」、『福祉のまち づくりデザイン』、学芸出版社、p88、1996年8月30日第 1版第1刷
- 谷口明広、「阪神・淡路大震災における障害をもつ人 達の被害状況と問題点」、『日本社会福祉学会第44回全 国大会研究報告概要集』、p644~649、1996年、名古屋
- 全国社会福祉協議会、「第3節 民生委員・児童委員 による救援活動の実際」、『社会福祉協議会、ボランテ ィア、民生委員、児童委員分野マニュアル』、p85、1996 年
- 渥美公秀、杉万俊夫、森永壽、八ツ塚一郎、「阪神大 震災におけるボランティア組織の参与観察研究—西宮 ボランティアネットワークと阪神大震災地元NGO救 援連絡会議の事例—」、『The Japanese Journal of Experimental』、VOL35、No 2、p218~231、1995
- 全国社会福祉協議会、「第3節 民生委員・児童委員 による救援活動の実際」、『社会福祉協議会、ボランテ ィア、民生委員、児童委員分野マニュアル』、p85、1996 年
- 小田貞夫、「災害放送の評価と課題—被災地アンケッ ト調査の分析から—」('95/5 "放送研究と調査")
- 廣井脩、「阪神・淡路大震災と防災放送」('96/3 "放 送研究と調査")

#### 参考文献

- 災害救助研究会、『大規模災害における応急救助のあ り方』、平成8年5月2。
- 神戸市衛生局、(1995)『阪神・淡路大震災 神戸市 災害対策本部の記録』
- 神戸市、(1996)、『阪神・淡路大震災—神戸市の記録 1995年—』
- 厚生省健康政策局指導課、(1996年)『21世紀の災害 医療体制—災害にそなえる医療のあり方—』

- 社会福祉関係災害対策検討委員会、(1996年)『社会福祉関係災害対策要綱』
- 東京都教育委員会、(1996年)『学校防災マニュアル』
- 大阪医科大学、(1995年)、『阪神・淡路大震災に学ぶ一災害医療・災害医学教育・研究、啓発活動』
- 東京都感染症マニュアル検討委員会、(1996年)、『東京都感染症マニュアル』
- 読売新聞社、「最新活断層・危険度マップ」、『THIS IS 読売』、第7巻第7号通巻80号、p50~101、1996年10月特大号
- 第38回総会(秋田)、「一般演題II A 大震災時の精神医療質疑討論」、『病院・地域精神医学』、VOL38、NO 3、p24~25、1996年8月
- 奥山基子、山内博、石井昌生、「被災地での保健所の精神科救護活動」、『病院・地域精神医学』、VOL38、NO 3、p5、1996年8月
- 特集「震災時における保健婦活動」、『生活教育』、第39巻、p8~48、平成7年7月号
- 鈴木康弘、渡辺満久、吾妻崇、岡田篤正、「六甲一淡路島活断層系と1995年兵庫県南部地震の地震断層一変動地形的・古地震学的研究と課題」、『地理学評論』、第69巻第7号、p469~481、1996年7月1日
- 高橋学、「土地の履歴と阪神・淡路大震災」、『地理学評論』、第69巻第7号、p504~517、1996年7月1日
- 藤岡ひろ子、「神戸酒造地域の被災時における対応—とくに水の問題をめぐって—」、『地理学評論』、第69巻第7号、p547~557、1996年7月1日、
- 松井豊、「広域災害後の被害者の心理」、『警察学論集』、第49巻第5号、p45~64(1996年)
- 「特集・災害時のトイレ対策(上)(下)」、「官庁速報」平成8年7月9日、7月10日
- 「阪神大震災にともなう「トイレに関する支援のための調査」報告書」(1995年5月、日本トイレ協会/神戸国際トイレピアの会)
- 「阪神・淡路大震災とトイレ問題」(神戸市環境局計画課、北尾進)(95トイレレポート集、日本トイレ協会・編)
- 「横浜市が行った救援・復旧・復興支援の概略」等(調査季報)
- 「阪神大震災でのトイレ事情見聞記」(日本トイレ協会、上幸雄)(95トイレレポート集、日本トイレ協会・編)
- 「災害時のトイレ対策に関するアンケート調査集計結果」(95.12、日本トイレ協会)
- 「トイレのネットワークが活力ある地域をつくる」(上幸雄)
- 「阪神大震災におけるトイレ」実態と今後の災害対応トイレを考える—日本トイレ協会、トイレメンテナンス研究会研究報告No.4
- 「阪神大震災トイレ実態報告」(坂本菜子のコンフォートスタイリング講座)
- 「阪神大震災トイレ白書」(坂本菜子/中央公論1995年6月号)
- 「つくり手発想で開発されてきた仮設トイレ、今後はメンテナンス性と使い勝手が重要なポイント(坂本菜子—日本トイレ協会メンテナンス研究会研究報告2)
- 「阪神大震災におけるトイレの実態と今後の課題」(松並社)
- 小野清美、「阪神大震災の排泄状況から学ぶ事柄」、『災害!! その時あなたは』、いきいきライフ研究会、千葉市教育委員会 p23~28、平成7年6月

## 参考図書

### 1 白書

- 労働白書、平成7年度版
- 障害白書、平成7年度版
- 青少年白書、平成7年度版
- 運輸白書、平成7年度版
- 建設白書、平成7年度版
- 経済白書、平成7年度版
- 防衛白書、平成6年度版
- 防衛白書、平成7年度版
- 防衛白書、平成8年度版
- 消防白書、平成6年度版
- 消防白書、平成7年度版
- 消防白書、平成8年度版
- 警察白書、平成7年度
- 通信白書、平成7年度版
- 通信白書、平成8年度版
- 海上保安白書、平成5年度版
- 海上保安白書、平成7年度版
- 我が国の文教施策、平成7年度版
- 厚生白書、平成7年度版
- 厚生白書、平成8年度版
- 医療白書、平成7年度版

### 2 その他

- 小野清美、『アンネナプキンの社会史』、宝島社
- 財地域社会研究所、「都市防災とコミュニティ」、『The Community』NO113、1996年
- 自治省消防庁震災対策指導室監修、(1996年)、『地震防災の心得—備えて賢く生きる』(大蔵省印刷局)
- 医学書院取材班編、(1995)『阪神・淡路震災下の看護婦たち』、医学書院
- 武下浩、奥谷晟、小林国男、相川直樹、『大震災における救急災害医療』、へるす出版
- 能登春夫・あきこ、『住まいの複合汚染』、三一書房
- 廣井脩、『新版 災害と日本人』、時事通信社
- 樋口次之、『この一冊でわかる 地震対策ノウ・ハ



- ウ」、近代消防社
- スチュアートヘンリ著「はばからながら「トイレ文化」考」(1993年6月、文春文庫)
  - 阿木香ほか著「日本トイレ博物誌」(1990年4月、INAX)
  - 海野弘ほか著「ヨーロッパ・トイレ博物誌」(1988年10月、INAX)
  - 自治省震災対策指導室「東京圏における防災空間ネットワーク形成推進方策策定調査報告書」(平成8年3月)
  - 震災予防調査会「震災予防調査会報告」
  - 警視庁「大正大震災火災誌」
  - 東京市役所「東京震災録」(大正15年3月)
  - 「関東大震災火災記念写真帖」(復刻版)
  - 「東京消失 関東大震災の秘録」(昭和48年9月 廣済堂出版)
  - 吉村昭「関東大震災」(1977年8月 文春文庫)
  - 静岡県中遠振興センター「昭和19年南海地震の記録」(昭和57年3月)
  - 間城龍男「南海地震津波一土地一」(昭和58年2月)
  - 南海町「一南海地震津波の記録一宿命の浅川港」(昭和61年3月)
  - 和歌山県「和歌山県災害史」(昭和38年3月)
  - 吉村守「昭和洪浪の記」(昭和23年7月)
  - 高知県「南海大震災誌」(昭和24年12月)
  - 福井市「福井烈震誌」(昭和53年3月)
  - 新潟県「新潟地震の記録一地震の発生と応急対策一」(昭和40年6月)
  - 新潟市「新潟地震誌」(昭和41年11月)
  - 宇佐美龍夫著「日本被害地震総覧」(1975年3月、東京大学出版会)
  - 新潟日報社「新潟地震の記録」(1964年8月)
  - 「三大風水害の記録」(昭和40年9月、福井県)
  - 仙台市「宮城県沖地震 I 災害の記録」(昭和54年6月)
  - 仙台市「'78宮城県沖地震 II 被害実態と住民対応」(昭和54年12月)
  - 北羽新報社「日本海中部地震 M7.7 真昼の恐怖」(昭和58年7月)
  - 長野県「長野県西部地震の記録」(昭和60年8月)
  - 東京消防庁「ロマプリータ地震一サンフランシスコ湾岸を襲った都市型災害の記録一」(1990年2月)
  - 東京都「1994年ノースリッジ地震東京都調査団報告書」(1994年7月)
  - 長崎県深江町「災害と人間一普賢岳・深江町からの報告一」(1994年5月)
  - 長崎県災害対策本部「雲仙・普賢岳噴火災害の記録(平成3年度～平成4年度)」(平成5年12月)
  - 島原地域広域市町村圏組合消防本部「驚異なる自然と防人の日々」(平成5年10月)
  - 北海道南西沖地震記録書作成委員会「北海道南西沖地震記録書」(平成7年3月)
  - 自治省消防庁「北海道南西沖地震調査検討報告書」(平成7年3月)
  - (財)都市防災美化協会・地域安全学会震災調査研究会「地震災害の教訓」(1996年8月)
  - 消防庁「阪神・淡路大震災の記録」(平成8年1月 ぎょうせい)
  - 「阪神・淡路大震災一兵庫県1年の記録」(平成8年6月 兵庫県)
  - (社)日本火災学会「兵庫県南部地震の火災調査整理報告書」(1996年9月)
  - 社会福祉・医療機関「阪神・淡路大震災 福祉関係者による救援活動の記録 1・2」(平成7年3月)
  - 神戸市「阪神・淡路大震災一神戸市の記録1995年一」(平成8年1月)
  - 神戸市消防局編集「阪神・淡路大震災における火災状況」(平成8年8月)
  - 神戸市消防局編集「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」(平成7年5月)
  - 神戸市教育委員会「阪神・淡路大震災 神戸の教育と再生と創造への歩み」(平成8年1月)
  - 神戸市下水道局「阪神・淡路大震災における下水道復旧の記録」(平成7年7月)
  - 日本病院設備学会「病院設備」(vol138.no2.1996-3)
  - 高齢者ケアセンターながた「阪神・淡路大震災 被災要介護高齢者調査結果報告書一「高齢者ケアセンターながた」在宅サービス利用者・待機者の被災後6か月の状況一」
  - ながた支援ネットワーク「阪神・淡路大震災 長田区要援護者実態調査結果報告書(中完報告)」(平成7年5月)
  - 神戸市防災会議「神戸市地域防災計画一地震対策編一」(平成8年3月策定)
  - 兵庫県保健環境部「災害時保健活動ガイドライン」(平成8年3月)
  - 兵庫県保健環境部「被災世帯健康調査報告書」(平成8年3月)
  - 大阪府「阪神・淡路大震災の記録」(平成9年1月)
  - 大阪府消防局「阪神・淡路大震災 大阪市消防活動記録」(平成8年1月)
  - 西宮市「阪神・淡路大震災一1995.1.17一」(平成8年11月)
  - 西宮市消防局・西宮市消防団「阪神・淡路大震災 西宮市消防の活動記録」(平成8年3月)
  - 西宮市消防団「'95.1.17阪神・淡路大震災 西宮市消防団員の活動記録集」
  - 芦屋市「阪神・淡路大震災の記録一震災から復旧へ一」(平成8年1月)

- 芦屋市「阪神・淡路大震災における被害状況及び復旧状況等の概要について」(平成8年11月)
- 尼崎市消防局・尼崎市消防団「阪神・淡路大震災 尼崎119の活動記録」(平成7年12月)
- 明石市「一兵庫県南部地震一明石市の災害と復興への記録」(1996年1月)
- 神戸市教育委員会編著「阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理 神戸の教育は死なず」(1996年4月 小学館)
- 「市民のグラフ こうべ」(No.268特別号 1995.7)
- 兵庫県防災会議「兵庫県地域防災計画(地震災害対策編)」(平成8年修正)
- 広島市「阪神・淡路大震災 救援・支援活動の記録」(平成8年10月)
- 西岡秀雄監修・木村元保編著「公共トイレ学宣言」(1990年6月 (財)経済調査会)
- 石井竜生著「東京は消失する」(1996年1月 あゆみ出版)
- 高秀秀信著「大震災 市長は何ができるのか一自治体の危機管理一」(1995年5月 ASAHI NEWS SHOP)
- 広瀬弘忠著「災害に出合うとき」(朝日選書 1996年8月)
- 日本トイレ協会・神戸国際トイレピアの会監修「阪神大震災 トイレパニック」(1996年2月 日経大阪PR)
- 日本トイレ協会 山本・浅井・小林共著「トイレが変わる」(平成2年8月 保育社)
- 日本トイレ協会編「トイレの研究一快適環境を求めて総合的に科学する一」(1989年1月第2刷 地域交流センター)
- 松島悠佐著「阪神大震災 自衛隊かく戦えり」(1996年6月 時事通信社)
- グループ・レインドロップス編著「やってみよう雨水利用一まちをうるおすみんなの工夫一」(1996年9月 北斗出版)
- 「緊急特集 横浜市職員が見た阪神・淡路大震災」(横浜市企画局政策部調査課「調査季報」1995年3月)
- 消防庁「平成8年版消防白書」
- 山村武彦著「大地震 今日からできる生活革命」(1995年5月 五月書房)
- 坂本菜子著「世界のトイレ快道を行く」(1995年6月 TOTO 出版)
- 神戸市／神戸市ライフスポット研究会「ライフスポットシステム検討調査報告書一神戸市におけるライフスポットシステム一」(平成8年3月)
- 同「ライフスポットシステム検討調査報告書(概要版)」(平成8年3月)
- 東京消防庁「災害ボランティアを考える一災害時支援ボランティアを育成するために一」(平成6年3月)
- 神戸市広報課編著「防災都市・神戸の情報網整備」(1996年5月 ぎょうせい)
- (財)消防設備安全センター「自主防災組織の活性化方策に関する調査研究報告書一創意工夫の事例集一」(平成7年3月)
- 山村武彦著「(改訂版)大地震 そのときどうする」(五月書房 1995年2月)
- 自治省消防庁震災対策指導室「市町村地域防災計画(震災対策編) 検討委員会報告書」(平成8年3月)
- 滝実著「阪神大震災の熱く長い一日」
- 「学校防災マニュアル」(平成8年10月 東京都教育委員会)
- 「病院における防災訓練マニュアル」(平成8年8月 東京都衛生局)
- 「病院施設・設備自己点検チェックリスト」(平成8年8月 東京都衛生局)
- 「大震災を経験した市民病院からの報告」(平成7年7月)
- 「社会的援助を必要としている人たちのためのいのちを守る安心システム一阪神・淡路大震災から学ぶ一」(1996年11月 財団法人たんばいぼの家)
- 「地震に自信を」(自治省消防庁震災対策指導室監修)
- 「(海外文献シリーズ) 地方自治体のための震災復旧マニュアル一カリフォルニアと事例と対策一」(平成8年 横浜市)
- 「まちづくりにはトイレが大事」(山本耕平／北斗出版)
- 「東京圏における防災空間ネットワーク形成推進方策策定調査報告書」(平成8年3月 自治省消防庁震災対策指導室)
- 「マンガ いばらき防災ブック一こんな時あなたは どうする?一」(平成8年3月 望月利男監修・茨城県消防防災課発行)
- 「市町村地域防災計画(震災対策編) 策定・見直しマニュアル」(地域防災対策研究会編集)
- 「やさしい下水道の話」(本間 都著／北斗出版)
- 「だれも知らない下水道の話」(加藤英一著／北斗出版)
- 「合併浄化槽入門」(本間 都・坪井直子共著／北斗出版)
- 「防災都市・神戸の情報網整備一神戸市広報課の苦悩と決断一」(神戸市広報課編著／ぎょうせい)
- 「トイレの文化史」(ロジェ=アンリ・ゲラン著、大矢タカヤス訳／ちくま学芸文庫)
- 「図説廁まんだら」(李家正文監修、村松貞次郎、乙益重隆、光岡知足、宮崎昭共著／(株)INAX 制作・発行)
- 「山でウンコをする方法一自然と上手につきあうために一」(キャサリン・メイヤー著、近藤純夫訳／日本

テレビ)

- 「自立をねがう性のしつけ」(小野清美著／教育史料出版)
- 「防災担当者の見た阪神・淡路大震災」(饒村 曜／明星電気株)
- 「阪神・淡路大震災 大阪市消防活動記録」(大阪市消防局編集)
- 「わたしの関東大震災―震度7の周辺」(石田重光著／近代文芸社)
- 「情報、官邸に達せず―情報後進国日本の悲劇―」(麻生幾著／文芸春秋)
- 「大地震 生と死」(佐瀬 稔著／草思社)
- 「大地震が東京を襲う―その時あなたはどこにいるか?―」(溝上恵監修・インパクト著／中経出版)

## 新 聞

1. 「千葉日報新聞縮刷版」、1980年～1989年7月まで
2. 「朝日新聞縮刷版」、1980年～1989年7月まで
3. 朝日新聞、1995年1月17～2月まで
4. 毎日新聞、1995年1月17日～1月30日まで



震災時のトイレ対策のあり方に関する調査研究委員会 (H9. 2. 4)  
(於 自治省消防庁消防審議会室)

〈本報告書への協力者〉 (アイウエオ順)

秋山英雄 (東京都足立区立栗島中学校校長)  
騰 和美 (尼崎市市議会議員)  
芦屋市防災対策課・広報室  
池本清敏 (伊丹市企画部参事)  
石井昌生 (神戸市東灘保健所長・東灘区保健部長)  
伊藤 敏 (名古屋市熱田消防署消防第二課消防係長)  
井上晴世 (名古屋市消防局長)  
井上 求 ((株) 神戸環境計画研究所代表取締役)  
井野盛夫 ((財) 静岡県防災情報研究所長)  
岩野 仁 (東京都渋谷区立松涛中学校教頭)  
牛尾健三郎 (兵庫県北淡町住民生活課長)  
内野正利 (東京都総務局災害対策部防災計画課計画係長)  
大井益二 (日本ひなん所しせつ研究会代表・技術士)  
大滝政宏 ((株) エムレット取締役社長)  
小笠原侃 (神戸市中央区吾妻小学校教頭)  
小川乃久 (横浜市環境事業局業務課業務調整担当係長)  
小野千秋 ((株) 優光社社長秘書)  
小野恭子 (イラストレーター)  
笠原健司 ((株) 広興横浜代表取締役)  
片淵弘佳 (静岡県環境整備事業協同組合理事・(株) 港社長)  
勝野五朗 (中野区平和の森公園事務所長)  
加野正則 (環境システム(株)セールスエンジニア部長)  
木村友映 ((株) 木村技研常務取締役)  
久保正年 (㈱浅沼組技術研究所企画管理室課長)  
国分清嗣 (越谷市環境部環境保全課環境保全係主任)  
小林裕子 (神戸市総合教育センター研修課指導主事)  
古村修一 (静岡県防災局地震対策課主幹)  
定野 司 (東京都足立区災害対策課長)  
篠原光雄 (日本化工機材(株) 企画開発部主任)  
白倉正子 (アントイレプランナー)  
新見裕一 (厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課課長補佐)  
齋藤貞夫 ((社会福祉法人) 全国社会福祉協議会障害福祉部長)  
坂本正博 (島原市防災課課長補佐)  
笹原勝利 (愛知県総務部消防防災対策室課長補佐)  
佐藤幸夫 (仙台市消防局総務部総務課人事研修係長)  
徐 嘉隆 (淑徳大学大学院社会福祉学・院生)  
John J. Babcock (Satellite Japan Co., Ltd)  
森朴繁樹 (全国環境整備事業協同組合連合会常任理事・岐阜県環境整備衛生事業協同組合相談役)  
関山和敏 (環境庁自然保護局施設整備課課長補佐)  
高木 直 (秩父小野田(株) 資源事業本部マテリアル事業部化成品グループ主管)  
竹内義治 (㈱タケヒロ新規事業部参与)  
田中哲男 (神戸市東灘区本山南中学校教頭)

玉田安廣 (石川島建材工業㈱営業本部土木営業部第二グループ長)  
辻井 章 (神戸市消防局総務部庶務課長)  
坪井拓夫 (旭機装(株) 特機営業グループグループマネージャー)  
富田富義 (いすゞ車体開発(株) 取締役)  
富永登志也 (兵庫県北淡町総務課庶務係長)  
堂本嘉巳 (尼崎市消防局長)  
中川俊則 (大阪市下水道局建設部管渠課課長代理)  
中川栄一 (中川塗装工業(株) 代表取締役)  
西野隆司 (ライオン(株) ベターリビング研究所主任研究員)  
西山正夫 (コスモ・エース工業(株) リース事業部長)  
新妻金一 ((株) 総合サービス)  
盧 美善 (東京ランゲージ・スクール学生)  
朴 秀姫 (明治大学法学部政治学科学生)  
半田和雄 (和歌山県総務部消防防災課防災航空班長)  
東田雅俊 (兵庫県知事公室消防防災課長)  
廣井 脩 (東京大学教授・社会情報研究所)  
広瀬敏弘 (東京都総務局災害対策部防災計画課副参事)  
藤本一彦 (明石市総務部庶務課専門員)  
藤澤てい子 (神戸市東灘保健所保健婦)  
星 勲 (いすゞ自動車(株) 商品開発部部長)  
松崎 守 (東京都渋谷区総務部防災課長)  
松本洋一 (静岡県防災局地震対策課主幹)  
丸本柳太 (日本曹達(株) 機能製品事業部マーケットプロダクツ部担当課長)  
緑川清美 ((社会福祉法人) 東京リハビリ協会総合管理部)  
宮崎正壽 (岡山市助役)  
宮村昌幸 (宮村技術事務所・技術士(水道部門(下水道)))  
Phillip Peatey (Bitoco., Ltd Director)  
村上保富 ((財) 日本消防設備安全センター特別参与)  
村上八千世 (坂本菓子コンフォートスタイリング研究所)  
森田和夫 (神戸市教育委員会学校振興課振興係長)  
矢内研治 ((株) 大洋開発室室長)  
吉川勝秀 ((財) 国土開発技術研究センター調査第一部長)  
吉竹達郎 (三和機工(株) 東京営業本部業務課長)  
朗 太郎 ((株) レンタルのニッケンドライレット事業部推進室次長)  
山口 登 (神戸市西区押部小学校教頭)  
山崎文雄 (東京大学助教授・生産技術研究所)  
保田妙子 (神戸市東灘区・主婦)  
安田雄一 (西宮市総務局行政資料室係長)  
山村武彦 ((株) 防災システム研究所所長・㈱優光社社長)  
吉田 茂 (尼崎市消防局警防部長)  
尹 賢淑 (淑徳大学大学院社会福祉学・院生)



 財団 日本消防設備安全センター  
FESC 法人

定価2,980円（本体2,838円）